川口市地域防災計画
震災対策編

令和５年３月

川口市防災会議

目　　次

第１部　震災対策

第１章　応急活動体制 …… 1
第１節　活動体制の確立 …… 1
第１　活動体制計画 …… 1
第２　職員動員配備計画 …… 6
第２節　災害救助法の適用 …… 11
第１　災害救助法の適用基準 …… 11
第２　被災世帯の算定基準 …… 12
第３　災害救助法申請時の報告事項 …… 14
第４　緊急時の特例 …… 14
第５　救助の種類と実施者 …… 14
第３節　協力体制の確立 …… 15
第１　応援要請・派遣計画 …… 15
第２　応援部隊の受入れ …… 18
第３　要員確保 …… 21

第２章　情報の収集・伝達 …… 25
第１節　情報の収集・伝達 …… 25
第１　災害時の連絡系統 …… 25
第２　災害情報の収集・報告 …… 27
第３　被害調査の報告 …… 30
第４　通信手段の確保 …… 33
第５　地震情報の受領・伝達 …… 36
第２節　災害広報計画 …… 37
第１　災害広報活動の要領 …… 37
第２　災害警報などの放送要請 …… 39
第３　災害広報資料の収集 …… 39
第３節　災害広聴計画 …… 40
第１　被災者に対する広聴活動の実施 …… 40
第２　埼玉県情報相談センターへの協力 …… 40

第３章　市民の安全確保に係る活動 …… 41
第１節　消防応急対策計画 …… 41
第１　消防活動の基本方針 …… 41
第２　震災警戒態勢発令時の職員動員計画 …… 41
第３　初動体制の確立 …… 42

第４　消防団の活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
第２節　水防・土砂災害対策計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
第１　水防対策 ・・ 43
第２　土砂災害対策 ・・ 44
第３節　救助・救急活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
第１　救助活動 ・・ 46
第２　救急活動 ・・ 48
第３　緊急搬送体制の確立 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
第４節　医療救護活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
第１　初期医療体制の構築 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
第２　医薬品、医療用器具の調達 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
第３　救護所の設置 ・・ 53
第４　医療救護活動 ・・ 53
第５　緊急搬送体制の確立 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
第５節　避難対策 ・・ 54
第１　避難情報の発令・伝達 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
第２　警戒区域の設定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
第３　避難誘導 ・・ 58
第４　避難所の開設 ・・ 60
第５　避難所の運営 ・・ 61
第６節　要配慮者に対する支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
第１　社会福祉施設入所者の安全確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
第２　在宅の要配慮者の安全確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
第３　外国人の安全確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
第４　要配慮者に対する医療活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
第５　留意事項 ・・ 68
第７節　緊急輸送・緊急交通対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
第１　緊急輸送対策 ・・ 70
第２　緊急交通施設対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
第３　交通規制措置 ・・ 73
第４　水上輸送、航空輸送の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
第８節　帰宅困難者に対する支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
第１　帰宅困難者対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74

第４章　市民の生活安定に係る活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
第１節　社会秩序の安定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
第１　警備措置 ・・ 78
第２　社会的混乱の防止 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
第２節　飲料水の供給 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79

第１　応急給水 ···· 79
第２　自動販売機による救援用飲料の提供 ···· 79
第３節　食料の確保及び供給 ···· 80
第１　食料の確保 ···· 80
第２　食料供給の実施責任者 ···· 80
第３　応急食料の供給 ···· 80
第４　災害救助法の適用を受ける炊き出しなど ···· 82
第４節　生活必需品などの供給 ···· 82
第１　供給計画 ···· 82
第２　災害救助法を適用した場合の給与など ···· 83
第３　費用及び期間 ···· 83
第５節　防疫・衛生・環境対策 ···· 84
第１　防疫・衛生計画 ···· 84
第２　廃棄物処理計画 ···· 85
第３　障害物除去計画 ···· 89
第６節　行方不明者の捜索、遺体の取扱い ···· 90
第１　行方不明者及び遺体の捜索 ···· 90
第２　遺体の取扱い ···· 91
第３　遺体の埋・火葬 ···· 92
第７節　施設・設備の応急復旧 ···· 93
第１　水道施設 ···· 93
第２　下水道施設 ···· 94
第３　電力施設 ···· 95
第４　ガス施設 ···· 96
第５　電信電話設備 ···· 102
第６　鉄道施設 ···· 103
第７　その他の公共的施設の応急復旧 ···· 104
第８節　応急住宅対策 ···· 105
第１　応急仮設住宅の建設 ···· 105
第２　災害救助法に基づく住宅の応急修理・障害物の除去 ···· 106
第３　公営及び民間賃貸住宅の活用 ···· 107
第４　被災建築物の応急危険度判定 ···· 107
第５　被災宅地の危険度判定 ···· 108
第９節　文教施設の防災対策 ···· 108
第１　学校の危機管理 ···· 108
第２　応急保育 ···· 111
第３　文化財の保護対策 ···· 112
第 10 節　動物愛護 ···· 112
第１　活動内容 ···· 113

第２部　東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画

第１節　総　則 ･･･ 114
第１　計画策定の主旨 ････････････････････････････････････ 114
第２　基本的な考え方 ････････････････････････････････････ 114
第３　前提条件 ･･ 115
第４　情報の種別 ･･ 115
第２節　事前の措置 ･････････････････････････････････････ 115
第１　防災体制の整備促進 ････････････････････････････････ 115
第２　事業所などに対する指導及び協力要請 ････････････････ 115
第３　住民に対する広報 ･･････････････････････････････････ 116
第４　職員に対する防災教育 ･･････････････････････････････ 116
第５　地震防災訓練 ･･････････････････････････････････････ 116
第３節　埼玉県及び防災関係機関の活動体制 ･･･････････････ 117
第１　埼玉県の活動体制 ･･････････････････････････････････ 117
第２　防災関係機関の活動体制 ････････････････････････････ 117
第４節　東海地震注意情報の発表から警戒宣言発令までの措置 ･･･ 118
第１　東海地震注意情報の伝達 ････････････････････････････ 118
第２　災害対策本部の設置準備 ････････････････････････････ 118
第３　東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの広報 ････ 119
第４　混乱防止の措置 ････････････････････････････････････ 119
第５節　警戒宣言発令に伴う措置 ･････････････････････････ 119
第１　活動体制 ･･ 119
第２　警戒宣言、その他発令情報の伝達 ････････････････････ 120
第３　警戒宣言時の広報 ･･････････････････････････････････ 121
第４　消防対策 ･･ 121
第５　警備・交通対策 ････････････････････････････････････ 122
第６　公共輸送対策 ･･････････････････････････････････････ 122
第７　ライフライン対策 ･･････････････････････････････････ 123
第８　教育、病院、福祉施設対策 ･･････････････････････････ 127
第９　その他の対策 ･･････････････････････････････････････ 130
第６節　住民などのとるべき措置基準 ･････････････････････ 131
第１　住民のとるべき措置 ････････････････････････････････ 131
第２　町会（自治会）・自主防災組織のとるべき措置 ････････ 132
第３　事業所のとるべき措置 ･･････････････････････････････ 132

第１部
震 災 対 策

第１章　応急活動体制

大地震等が発生した場合、被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力で対処するため、市及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期すことを目的として活動体制を確立する。

市及び防災関係機関は、災害応急対策に必要な職員を動員、配備して、その組織及び能力のすべてを結集して災害応急活動を実施する。

第１節　活動体制の確立

第１　活動体制計画

全部局

市は、川口市災害対策本部条例並びに災害対策本部要綱により、市長部局、教育局などすべての組織を通じた活動体制を定めるとともに、その旨を職員に周知徹底しておくものとする。

１　各部の体制

各部（局）長は、災害が発生し、または発生するおそれがあると認めるときは、必要な職員を配備して活動を実施する。

（１）配備検討会議

①　開催の時期

危機管理部長が必要と認めたとき、または次に掲げる配備検討会議の構成員である関係部長から危機管理部長に要請があったときには、配備検討会議を開催する。

②　会議の構成員など

配備検討会議は、次に掲げる者をもって構成する。

また、情報収集及び配備検討のための事務局を危機管理部危機管理課に置く。

・総務部長
・危機管理部長
・市民生活部長
・保健部長
・環境部長
・建設部長
・都市整備部長
・管理部長
・事業部長
・教育総務部長
・学校教育部長
・消防長

③　代理の出席について

配備検討会議の構成員が出張その他により出席できない場合は、会議の迅速な開催を図るため、あらかじめ構成員が指定する者を代理として出席させるものとする。

④　協議事項

配備検討会議の協議事項は、その災害の状況に応じて、危機管理部長または構成員の提議によるが、概ね次のとおりとする。

・配備体制の検討
・市災害対策本部設置の検討
・その他

２　災害対策本部の設置・運営

（１）災害対策本部の設置基準

市長は、次に掲げる基準に該当するときは、災害対策本部を設置する。

① 市の地域に相当規模の災害が発生し、または発生のおそれがあるとき
② 東海地震等に関する注意情報及び警戒宣言が発表されたとき
③ 市の地域に非常災害または激甚な災害が発生したとき
④ その他特に必要と認めるとき

統括部

（２）災害対策本部の設置及び閉鎖

市長は、上記の基準に該当するような災害が発生したときは、川口市災害対策本部条例及び川口市災害対策本部要綱に基づいて、第一本庁舎に川口市災害対策本部を設置する。ただし、当該施設が被災などにより使用できない場合は、新庁舎２期棟又は鳩ヶ谷庁舎若しくは本部長が指定した場所に設置する。

また、市長は、市の地域に災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策及び応急復旧が概ね完了したと認めたときは本部を閉鎖する。

統括部

（３）災害対策本部設置及び閉鎖などの通知

本部設置及び配備体制の決定または本部の閉鎖及び配備体制の解除が行われた場合には、危機管理部長は直ちにこの旨を各部局に周知させるとともに、次に掲げる機関に対し通知する。

① 埼玉県知事
② 防災会議委員
③ その他必要と認める機関の長

３　体制の種別及び配備基準

災害対策の活動体制の種別及び配備基準は次のとおりとする。

（１）警備体制

市内で震度４または長周期地震動階級３の地震が発生したときには、総務部、危機管理部、市民生活部、保健部、環境部、建設部、都市整備部、管理部、事業部、教育総務部、学校教育部、消防局の 12 部による各部の警備体制を取り、配備体制の検討、指定された職員による県及び防災関係機関からの災害情報の収集を行う。

（２）警戒体制

災害対策本部を設置する前、通常の組織をもって災害対策活動を実施する体制

＜表－警戒体制配備基準及び活動内容＞

活動体制	配備基準	活動の内容
警戒体制 （第１配備）	災害の要因が発生した場合	主として情報の収集及び報告並びに警報などの伝達及び初動活動を任務として活動する
警戒体制 （第２配備）	軽微な災害が発生した場合	災害状況の調査、情報の収集、小規模な応急対策及び非常体制の実施に備えて活動する

（３）非常体制

地震による被害の規模が大きいと判断した場合、災害対策本部を設置して災害対策活動を実施する体制

＜表－非常体制配備基準及び活動内容＞

活動体制	配備基準	活動の内容
非常体制 （第１配備）	・相当規模の災害の発生が予想される場合 ・東京都 23 区または埼玉県南部に震度５弱の地震が発生した場合 ・市内で長周期地震動階級４の地震が発生した場合 ・「東海地震注意情報」が発表された場合 ・その他、相当規模の災害の発生が予想され、市長が必要と認める場合	応急対策活動に即応できるように当該部長が必要と認める職員を配備して活動する
非常体制 （第２配備）	・激甚な災害が発生した場合 ・東京都 23 区または埼玉県南部に震度５強以上の地震が発生した場合 ・「警戒宣言発令及び東海地震警戒宣言」が発表された場合 ・その他、激甚な災害が発生し、市長が必要と認める場合	組織及び機能のすべてをあげて活動する。

４　本部の組織機構など

本部の組織機構及び各部の主な分担業務は、川口市災害対策本部要綱に基づいて組織する。

（１）本部の構成

①　本部会議

本部長は、市の災害対策を推進するため本部長、副本部長及び本部員で構成する本部会議を開催する。災害予防及び災害応急対策の総合的な基本方針を決定する。本部会議では次に掲げる事項の基本方針を決定する。

・本部の非常配備体制に関すること
・災害救助法の適用に関すること
・県及び他市町村の応援に関すること
・自衛隊に対する災害派遣要請に関すること
・部長に対する事務の委任に関すること
・その他重要な災害対策に関すること

本部会議の種類、構成員は次のとおりである。各会議の協議事項、決定事項についての相互の調整連絡は、対策班があたるものとする。

＜表－災害対策本部会議の種類、構成員＞

種類	構成員	主宰
本部会議	本部長、副本部長、本部員	本部長
統括･情報担当会議	副市長、市長室長、企画財政部長、総務部長、危機管理部長、市民生活部長、消防長、議会事務局長	副市長
救援物資担当会議	副市長、会計管理者、理財部長、経済部長	副市長
救助･文教担当会議	教育長、福祉部長、子ども部長、保健部長、教育総務部長、学校教育部長、選挙管理委員会事務局長	教育長
土木･建設担当会議	上下水道事業管理者、建設部長、都市計画部長、都市整備部長、管理部長、事業部長	上下水道事業管理者
医療担当会議	病院事業管理者、医療センター事務局長	病院事業管理者
環境担当会議	代表監査委員、環境部長、監査委員事務局長	代表監査委員

（２）部の構成

災害対策本部に部を置く。部は、災害対策活動組織として本部会議の決定した方針に基づき、災害対策業務の遂行にあたる。

統括部

（３）本部の運営

①　本部の庶務

本部の運営に必要な備品、消耗品は概ね以下のとおりである。統括部は、必要備品の準備を行い、不足する場合は調達する。

＜表－災害対策本部必要備品＞

区分	備　品
情報通信機器	移動系無線、災害対応用臨時電話、優先電話及びファクシミリ、携帯電話、衛星携帯電話、テレビ、ラジオ、庁内放送設備等
事務機器	パソコン、プロジェクター、複写機等
地図類	被害状況図版、住宅地図その他地図類
関係書類	防災関係機関一覧表、災害処理表その他書類一式

事務用品	筆記用具など事務用品

② 本部動向の記録

統括部

災害対策本部が設置された場合、管理班は本部の全動向を記録し、データ化して保存する。また、本部において作成した各文書類を整理し、保管する。

③ 予算の編成、出納管理

渉外部
出納部

財政班及び会計班は、各班の協力のもと災害対策活動に要する予算の編成、出納に関する記録を行う。

5　救助法が適用された場合の体制

埼玉県知事は、救助を迅速に実施する必要があると認めるときは、救助の実施に関するその職権の一部を市町村長に委任することができる（災害救助法第 13 条）。

この場合における市の救助体制については、非常体制（第 2 配備）とする。

また、県から委任されていない救助についても県が救助事務を実施することができない場合は、市長が実施する。

6　指定地方行政機関などの活動体制

（１）指定地方行政機関及び県の機関

市の地域に災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、法令や当該組織の防災業務計画及び県、市地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、市の実施する応急対策が、的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講じる。

（２）指定公共機関及び指定地方公共機関

市の地域に災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、法令や当該組織の防災業務計画及び市地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、県及び市の実施する応急対策が、的確かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講じる。

（３）防災上重要な施設の管理者など

市の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令による防災に関する責任を有する者は、市の地域に災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、法令や当該組織の防災業務計画及び市地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県及び市の実施する応急対策が、的確かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講じる。

（４）活動体制

① 組織などの整備

指定地方行政機関、県の機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者などは、それぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及び服務の基準を定めておく。

② 職員の派遣要請

指定行政機関などの長は、市長の要請に基づき、情報の連絡及び災害応急対策の円滑な実施を図るため、その所属職員を本部または災害現地に派遣する。

③ 指定地方行政機関の長の応急措置

指定地方行政機関の長は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、法令または防災業務計画などの定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置を速やかに実施するとともに、市の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要な施策を講じる。（災対法第 77 条第１項）

応急措置を実施するため必要があると認めるときは、市長または指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請しまたは指示する。（災対法第 77 条第２項）

（５）指定公共機関及び指定地方公共機関の応急措置

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、法令または市地域防災計画などの定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置を速やかに実施するとともに市長の実施する応急措置が、的確かつ円滑に行われるようにするため、必要な措置を講じる。（災対法第 80 条第１項）

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その所掌事務に係る応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、法令または市地域防災計画などの定めるところにより、指定地方行政機関の長、または知事若しくは市長に対し、労務、施設、設備または物資の確保について応援を求める。（災対法第 80 条第２項）

第２　職員動員配備計画

職員の動員配備計画については、災害対策本部の各部ごとに各部長が川口市災害対策本部要綱に定める「災害対策活動の体制種別及び配備区分」に従って調整するものとする。職員の動員計画には、配備する職員の氏名、連絡方法、連絡順位及び配備までの所要時間についても明らかにしておく。

全部局

１　初動体制の実施

大地震の発生時には、地震時の情報の混乱や経験不足などから初期段階の防災機関の迅速な立ち上がりが遅くなり、その後の防災対策の成否を左右することとなる。

特に、休日や夜間の地震発生時の混乱が懸念される。そのため、いつ大規模地震が発生しても活動できるよう常日頃から職員の動員、配備を計画し、初動体制の基準を定め、災害対策本部を速やかに設置し、発生初期の活動体制に必要な人員を確保する。

全部局
理財部

２　地震情報の覚知

埼玉県災害オペレーション支援システム、テレビ、ラジオの聴視、防災メール、所属組織の連絡責任者への連絡、危機管理課への電話照会などの方法のほか、自ら工夫して災害

状況、配備命令の確認を行う。勤務時間外で、しかもテレビやラジオなどが停電により使用できないときは、体感、被害状況などから判断する。

勤務時間内の場合は、庁内放送などを通じて各課へ伝達する。

全部局

３　自主参集の開始

大規模地震が発生し、東京都 23 区または埼玉県南部に震度５強以上の揺れがあったと知ったとき、またはこれに該当することが予測されるときは、参集指令を待つことなく、自主的に所属の勤務場所若しくはあらかじめ指定された場所に参集する。

万一被災により、道路交通の利用が不可能で、あらゆる手段によっても定められた配備部署につくことが不可能な場合は、次のように対応する。

（１）最寄りの地区防災拠点への参集

通信連絡により、所属長または本部の指示を受けて参集方法等の指示を受けることを原則とするが、橋りょう等の損壊により勤務場所若しくはあらかじめ指定された場所に到着不可能な場合は、最寄りの支所、公民館などの地区防災拠点に参集し、関係する部課長などの指示により、防災活動に従事する。

また、配備命令のない場合であっても、状況によっては所属長と連絡を取り、進んでその指揮下に入るように努め、または自らの判断で速やかに防災活動に従事する。

（２）参集に際しての注意

参集の際の交通手段については、バイク、自転車、徒歩による参集を基本とし、自動車は極力利用しない。

ラジオ、懐中電灯、食料、通信機器（携帯電話など）、最小限の衣服を携帯する。また、緊急に参集する際の服装は、特に指示があった場合を除き、動きやすい服装とする。

参集途上において火災あるいは人身事故などに遭遇したときは、付近の住民と協力して適切な処置をとる。

（３）勤務時間内における初動体制の場合

① 災害に関する情報、災害対策本部の指示に注意し、行事、会議、出張などを中止する。
② 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せず待機する。
③ 勤務場所を離れる場合には、所属長に報告し、所在を明らかにする。
④ 市民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意をする。
⑤ 地域防災計画に定められた腕章を着用する。

＜図－初動体制概要図＞

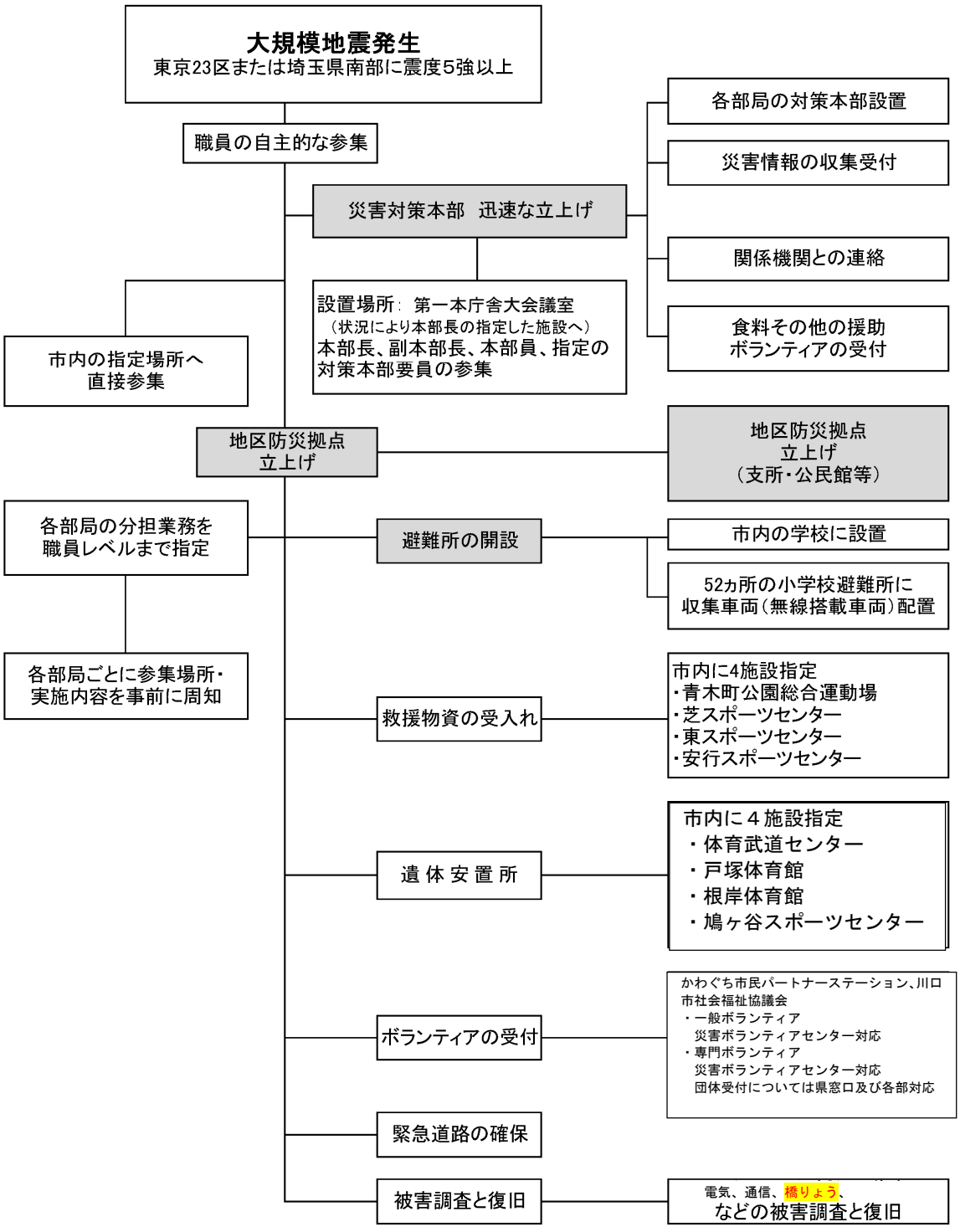

全部局

（４）震度５弱の初動体制

勤務時間外、勤務時間内に東京都 23 区または埼玉県南部に震度５弱の地震が発生したときは、川口市災害対策本部要綱に定める非常体制第１配備の職員が参集し、初動体制の確立を図る。

（５）初動体制の体系

＜表－初動体制の体系＞

	大規模地震が発生したとき	
	勤務時間外	勤務時間内
職員の動員配備	・市長の指示を待たずに、参集途上において情報収集に努める。 ・初動体制時の組織及び事務分掌に基づき各部局につく。	・市長の指揮のもとに、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるように体制づくりを行い、指揮系統を確立する。 ・初動体制時の組織及び事務分掌に基づき各部局につく。
災害対策本部の設置	・指定された職員により自動的に災害対策本部を設置し、市民の被害状況を把握して被害を最小限度に止めるための災害応急対策をたて、発災時から活動が十分行えるようにする。	
指定場所の配備	・初期時は、初動体制時の組織と事務分掌に基づき、職員は参集途上において情報収集に努め､指定された避難所に参集する。	
特定場所の配備	・初期時は、出先機関における初動体制時の組織及び事務分掌に基づき、職員は参集途上において情報収集に努め、特定された場所（出先機関）に参集する。 ・出先機関などで特に指定されていない場合は、上記「指定場所の配備」に準じて参集する。	
災害対策本部の設置場所	・原則として第一本庁舎とする。なお、本部としての機能が不可能であれば､鳩ヶ谷庁舎又は本部長が指定した場所に設置する。	
初動体制時の組織及び事務分掌	・初動時の災害対策本部の組織は、災害対策活動の性格上から緊急活動を優先とするため、通常とは異なる組織編成となる。したがって、各職員はあらかじめ役割について、初動時の災害対策本部の組織及び事務分掌を参照し､災害対策活動の全体の仕組みや流れを理解しておく。	

４　災害対策本部の設置場所

原則として第一本庁舎とする。なお、本部としての機能が不可能であれば、鳩ヶ谷庁舎又は本部長が指定した場所に設置する。

（１）初動体制時の組織及び事務分掌

全部

初動時の災害対策本部の組織は、災害対策活動の性格上から緊急活動を優先とするため、通常とは異なる組織編成となる。したがって、各職員はあらかじめ役割について、初動時の災害対策本部の組織及び事務分掌を参照し、災害対策活動の全体の仕組みや流れを理解しておく。

（２）公共施設

各部

医療センター、消防局は、それぞれの事務分掌（役割）により初動時の活動をする。また、学校、福祉施設、その他公共施設は、それぞれの事務分掌（役割）により初動時の活動を行う。

５　動員配備

統括部

（１）動員体制の確立

地震災害に対処するため、本部長などは「体制の種別及び配備基準」に示す配備基準に応じた配備体制をとり、「職員動員表」に示す職員の動員配備を行う。

（２）動員対象外

次の者は動員対象としない。

・病弱者、身体不自由者などで応急対策活動への従事が困難であると市長が認めた者
・被災、急病、負傷などで参集することが不能となった者
・その他市長が認める者

総務部

（３）職員動員状況の掌握

市が行う災害対策活動を円滑かつ確実に実施するため、各部連絡員は各班の動員状況を職員班に連絡する。

職員班は連絡員からの情報をとりまとめ、職員動員状況及び災害対策活動への従事状況の把握に努める。

また、職員班は他市区町村に対する応援派遣命令及び派遣状況を把握する。

６　災害対策責任者の事前措置及び応急措置

（１）市の事前措置及び応急措置

市長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令または市地域防災計画の定めるところにより、次の措置をとる。

①　出動命令等

消防機関などに対して、出動準備をさせ、若しくは出動を命ずる。

警察官及び指定地方行政機関の長、災害応急対策に責任を有する県の地域機関、その他の執行機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し若しくは求める。（災対法第 58 条）

②　事前措置等

災害が発生した場合に、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備、または物件の占有者、所有者または管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要な限度において、設備、または物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。（災対法第 59 条）また、基幹災害拠点病院に対し施設内への災害医療従事者以外の立入り制限を掲示する。立ち入り制限にあたっては、バス・タクシー等の交通機関の運行状況を考慮し、交通事業者あて協力要請する。

③　その他応急措置等

市地域防災計画に掲げる市長の応急措置に関する事項は、概ね次のとおりとする。

・市長の応急措置に関しての責任（災対法第 62 条第 1 項）
・警戒区域の設定など（災対法第 63 条、消防法第 28 条・第 36 条、水防法第 14 条）
・工作物などの使用、収用など（災対法第 64 条第 1 項）
・工作物の除去、保管など（災対法第 64 条、施行令第 25 条～第 27 条）

・従事命令（災対法第 65 条・第 63 条第２項、消防法第 29 条第５項、水防法第 17 条、救助法第 24 条、警察官職務執行法第４条、水害予防組合法第 49 条・第 50 条）
・災対法第 63 条第２項に定める市長の委任を受けて市長の職権を行う市の職員については、あらかじめ定めておき、関係機関に連絡する。

④　損失補償

市長は、工作物の使用、収用などの処分が行われたため、当該処分により生じた損失について、それぞれ当該処分により通常生ずべき損失を補償する。（災対法第 82 条第１項）

7　応急措置の業務に従事した者に対する損害補償

涉外部
総務部

市は、市長または警察官が、業務従事命令及び警戒区域の設定のため市の区域内の住民または応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合に、当該業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または障害の状態となったときは、その者、またはその遺族、若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害の補償をする。（災対法第 84 条第１項、同法施行令第 36 条第１項）

第２節　災害救助法の適用

統括部

災害救助法は、災害により市町村単位で適用基準以上の被害が生じた場合に、国の責任において、埼玉県、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、災害に際しての応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている。

市は、災害により、被害の程度が適用基準を超える場合は、災害救助法の適用を県知事に申請し、法に基づく（国及びその補助機関としての県知事の）救助の実施の決定を求める。これにより、罹災者の生命・生活の保護と社会秩序の迅速な安定を図るための対策の実施に伴う財政的・制度的根拠が担保される。

なお、災害救助法に基づく救助活動の事務については、関係各班が所管し、この計画に定める体制により救助活動を行う。

第１　災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第１条の規定によるが、大規模な地震災害については、被害の程度が災害救助法施行令（１～３号）の適用に至らない場合、同第４号の適用について、県知事は厚生労働大臣と協議したうえ救助の実施を決定する。

なお、第４号が適用されるのは、直接多数の市民などの生命、身体に危害を及ぼす災害が、社会的混乱をもたらし、その結果、人心の安定及び社会秩序維持のために迅速な救助の実施を必要とする場合である。

東日本大震災では、多勢の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じたことから、東京都においても災害救助法が適用された。

＜表－災害救助法施行令の適用基準＞

	指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
1	市内の住家滅失（被災）世帯数 （市町村区域内の人口 30 万人以上）	150 以上	第１条第１項第１号
2	県内の住家滅失（被災）世帯数 （県内区域内の人口 300 万人以上）	2,500 以上	第１条第１項第２号
	その内、市内の住家滅失（被災）世帯数 （市町村区域内の人口 30 万人以上）	75 以上	
3	県内の住家滅失（被災）世帯数 （県内区域内の人口 300 万人以上）	12,000 以上	第１条第１項第３号
	その内、市内で世帯の住家が滅失（被災）	多数	
4	多数の者が生命または身体に危害を受けまたは受けるおそれがある場合	県知事が厚生労働大臣と協議	第１条第１項第４号

第２　被災世帯の算定基準

（１）被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の算定にあっては、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。そこまでに至らない半壊などについては、災害救助法施行令第１条第２項の規定による。

① 住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し、または半焼するなど著しく損傷した世帯は、２世帯をもって住家の滅失した１世帯とみなす。

② 住家が床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となった世帯は、３世帯をもって住家の滅失した１世帯とみなす。

＜表－被災世帯の算定基準＞

被災世帯数	算定基準
滅失住家１世帯とは	全壊（全焼・流失）住家の場合、１世帯で算定する。
	半壊（半焼）住家の場合、２世帯で１世帯とする。
	床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住できない状態になった住家の場合、３世帯で１世帯とする。

物資部
都市施設部

（２）住家の滅失等の認定

被害認定は、「災害の被害認定基準について」（平成 13 年 6 月 28 日府政防第 518 号内閣府）などに基づき行う。

① 住家が滅失したもの（全壊・全焼・全流失）

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、または、住家の主要な構成要素（基礎や外壁、柱、屋根など）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。

② 住家が半壊・半焼するなど著しく損傷したもの

住家の損壊または焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または、住家の主要な構成要素（基礎や外壁、柱、屋根など）の経済的被害を住家全

体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。

③　住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

上記①及び②に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または、土石竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものとする。

＜表－被害認定基準＞

被害の区分	認定基準
住家の全壊 （全焼・流出）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
住家の半壊 （半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
住家の床上浸水	全壊及び半壊に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。
住家の床下浸水	浸水がその住家の床上以上に達しない程度のもの。
住家の一部損壊	住家の損壊程度が半壊に達しない程度のもの。

注１）「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

注２）住家被害戸数については、「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

注３）損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

注４）主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

注５）上表は災害救助法の規定に基づく被害認定基準による。なお、被災者生活再建支援法では「半壊」のうち大規模な補修を必要とする場合（損壊割合が 50%以上 70%未満、損害割合が 40%以上 50%未満）を「大規模半壊」と認定することになっている。

（３）世帯及び住家の単位

①　世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。

②　住家とは、現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート（マンション）等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって、１住家として取り扱う。

統括部

第３　災害救助法申請時の報告事項

市は、災害の発生に際し、災害救助法の適用に該当する見込みがあるときは、直ちに知事に報告する。報告は以下の事項とする。

- ○　災害発生時の日時及び場所
- ○　災害の原因及び被害の状況
- ○　法の適用を要請する理由
- ○　法の適用を必要とする期間
- ○　既にとった救助措置及び今後とろうとする救助措置

第４　緊急時の特例

災害の事態が急迫して、県知事による救助を待つことができないときは、市長は、委任されている範囲外の救助であっても、その状況を直ちに県知事に報告し、その指示に基づき災害救助法の規定に基づく救助に着手する。

第５　救助の種類と実施者

災害救助法適用による救助の種類と実施者は以下に示すとおりである。

＜表－災害救助法による救助の種類と実施者＞

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置及び収容	7 日以内	市
炊き出し及び食品の給与	7 日以内	市
飲料水の供給	7 日以内	市
被服寝具及び生活必需品の給与	10 日以内	市
医療及び助産	14 日以内（ただし、助産分べんした日から 7 日以内）	県及び日本赤十字社県支部
学用品の給与	教科書　1 か月以内 文房具　15 日以内	市
災害にかかった者の救出	3 日以内	市
埋葬	10 日以内	市
応急仮設住宅の供与	着工 20 日以内	対象者、設置箇所の選定＝市 設置＝県（ただし県が委任したときは市）
被災住宅の応急修理	完成 1 か月以内	市
遺体の捜索	10 日以内	市
遺体の処理	10 日以内	市
障害物の除去	10 日以内	市

第３節　協力体制の確立

災害が発生した場合において、市長は、応急対策または災害復旧を実施するため、必要と認めるときは、関係団体に対して応援を要請する。

また、県知事及び他市区町村長から応援要請があった場合には、特別の事情がない限りその要請に応ずる。

第１　応援要請・派遣計画

１　他市区町村などへの要請

涉外部

市長は、災害に対処するために必要な応急措置の実施のため、必要に応じて他市区町村に応援協力を求め、適切な応急活動を実施する。

（１）相互応援協定の締結状況

現在川口市では、埼玉県下市町村や東京都をはじめとした隣接市・区及び特例市などと、消防、応急給水、救急救助活動、食料及び生活物資の提供、避難所の相互利用、職員の派遣など災害時の活動に関する相互応援協定を締結しており、必要に応じて協定に基づく応援を求める。

（２）相互応援の内容など

応援の内容及び要請手続などについては、覚書や協定書に基づき、次に掲げる事項について、まずは口頭または電話（無線）をもって要請し、後日文書により処理する。

・災害（混乱）の状況及び応援を求める理由
・応援を希望する機関名
・応援を必要とする場所及び日時・期間
・応援を必要とする活動内容及び人員など
・応援を希望する物資、資材、機械、器具などの品名及び数量
・その他必要な事項

２　埼玉県への応援要請

涉外部

市長が、知事または指定地方行政機関の長などに応援または応援の斡旋を求める場合は、県（危機管理防災部災害対策課）に対し、文書をもって要請する。ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、口頭または電話などにより要請し、事後速やかに文書を送付する。

＜表－要請時に明らかにする事項＞

要請の内容	事　項	備　考
県への応援要請または応急措置の実施の要請	1　災害の状況 2　応援（応急措置の実施）を要請する理由 3　応援を希望する物資、資材、機械、器具などの品名及び数量 4　応援（応急措置の実施）を必要とする場所 5　応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） 6　その他必要な事項	災対法第 68 条

要請の内容	事　項	備　考
荒川下流河川事務所に協力を要請する場合	1　災害の状況 2　応援（応急措置の実施）を要請する理由 3　応援を希望する物資、資材、機械、器具などの品名及び数量 4　応援（応急措置の実施）を必要とする場所 5　応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） 6　その他必要な事項	
自衛隊災害派遣要請の斡旋を求める場合	次頁　自衛隊に対する災害派遣要請参照	自衛隊法第 83 条 災対法第 30 条
指定地方行政機関または他都県の職員の斡旋を求める場合	1　派遣の斡旋を求める理由 2　派遣の斡旋を求める職員の職種人員数 3　派遣を必要とする期間 4　派遣される職員の給与その他の勤務条件 5　その他参考となるべき事項	地方自治法第 252 条の 17
日本放送協会さいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブに放送要請の斡旋を求める場合	1　放送要請の理由 2　放送事項 3　希望する放送日時 4　その他必要な事項	災対法第 57 条
消防庁長官へ緊急消防援助隊を要請する場合	1　災害の状況及び派遣を要請する理由 2　派遣を希望する部隊 3　その他参考となるべき事項	消防組織法第 44 条 緊急消防援助隊の運用に関する要綱
県知事へ埼玉県特別機動援助隊（埼玉ＳＭＡＲＴ）の出動を要請する場合	1　災害の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由 2　派遣を必要とする期間（予定） 3　応援要請を行う部隊の種別と人員	消防組織法第 43 条 埼玉県特別機動援助隊設置要綱

涉外部

3　緊急消防援助隊への災害派遣要請

市長は、災害の規模が大きく、自力での応急活動が十分に行えず、被害拡大のおそれがある場合は、直ちに県に対して緊急消防援助隊の災害派遣要請を依頼する。

市長の災害派遣要請に関する事務手続きは、県（危機管理防災部災害対策課）に次の事項を記載した文書をもって行う。

ただし、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁長官に要請する。この場合、事後速やかに県知事に連絡する。

＜要請時依頼事項＞

・災害の状況及び派遣を要請する理由

・派遣を希望する部隊

・その他、参考となるべき事項

４　自衛隊への災害派遣要請

涉外部

市長は、災害の規模が大きく、自力での応急活動が十分に行えず、被害拡大のおそれがある場合は、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行うものとする。

（１）要請方法

市長の災害派遣要請に関する事務手続きは、県（危機管理防災部危機管理課）に次の事項を記載した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合は、電話などをもって依頼し、事後文書を送付する。なお、状況が急を要し、要請権者の要請を待っては時機を失すると認められるときは最寄りの部隊である陸上自衛隊第 32 普通科連隊（大宮駐屯地）にその内容を通報するとともに、事後速やかに所定の手続きをとる。

＜要請時依頼事項＞

・災害の状況及び派遣を要請する理由
・派遣を希望する期間
・派遣を希望する区域及び活動内容
・その他、参考となるべき事項

（２）災害派遣要請の範囲

自衛隊への災害派遣要請は、人命の救助を優先して行うもので、その範囲は、人命及び財産の救援のため必要があり、かつ、その実体がやむを得ないと認めるもので、他に要員を確保する組織などがない場合とし、概ね次のとおりとする。

① 被害状況の把握

車両、艦船、航空機など状況に適した手段による偵察

② 避難の援助

避難者の誘導・輸送など

③ 避難者の捜索、救助

死者・行方不明者・負傷者などの捜索救助（ただし、緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、他の救援作業などに優先して実施）

④ 水防活動

地震により堤防護岸等に被害があった場合、決壊に備えた土のうづくり、積込及び運搬

⑤ 消防活動

利用可能な消防車・消防資機材による消防機関などへの協力

⑥ 道路または水路など通行路上の障害物の排除

施設の損壊または障害物がある場合の啓開、崩土などの排除、除雪など（ただし、放置すれば人命、財産の保護に影響すると考えられる場合）

⑦ 診察・防疫・病虫害防除などの支援

大規模な感染症などの発生に伴う応急防疫など（薬剤などは県または市において準備）

⑧　通信支援
自衛隊の通信連絡に支障を与えない限度において支援

⑨　人員及び物資の緊急輸送
緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る）

⑩　炊飯及び給水の支援
緊急を要し他に適当な手段がない場合

⑪　救援物資の無償貸与または譲与
「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」による

⑫　交通規制の支援
自衛隊車両の交通が混雑する地点における自衛隊車両を対象とする

⑬　危険物の保安及び除去
能力上可能なものについて火薬類、爆発物など危険物の保全処置及び除去

⑭　予防派遣
災害を未然に防止するため緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合

⑮　その他
知事が必要と認め、自衛隊の能力で対応可能なものについて、関係部隊の長と協議し決定する

第２　応援部隊の受入れ

他市・区や県、国に対し応援要請を行った際には、応援部隊の活動が円滑に実施できるようにするために、関係機関と調整を図りながら、応援部隊の受入れ体制を整える。

１　国、県、応援協定締結市・区の職員受入れ体制

（１）国・県の役割区分

①　国が行う活動
- 自衛隊の災害派遣
- 警察の広域緊急援助隊
- 消防の緊急消防援助隊
- 医療の広域医療応援
- その他災害応急対策（政府との防災訓練で検証がなされている業務など）

②　県が行う対策
- 受入れ体制の整備
- 応援受入れの対応
- 応援ヘリコプターの運用
- 長期にわたる措置

（２）受入れ体制

以下の項目に対し、国、県、相互応援協定市・区などの職員の受入れ体制を整える。　涉外部

＜受入れ体制の整備項目＞
・情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める
・応援部隊が被災地で活動するための活動拠点を選定する
・宿泊地の斡旋、食料・資機材の調達

①　国、県の活動拠点

国や県からの応援部隊の活動拠点としては、災害の状況や応援の規模及び内容を勘案し、オートレース場、荒川河川敷及び荒川運動公園管理棟、グリーンセンターを予定する。

②　応援協定締結市・区の活動拠点

災害の状況、応援協定締結市・区の被災状況などに応じて必要な応援内容、人数などは変化するため、受入れ拠点は、支所・公民館などの活動拠点施設、資材備蓄拠点などは応援の規模に応じて、その都度応援市・区と協議して決定する。

（３）派遣職員の給与及び経費負担

派遣職員の給与及び経費負担については、災害対策基本法第 32 条、第 92 条、同法施行令第 17 条、第 18 条、第 19 条に定めるところによる。

２　自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制

（１）自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制　涉外部

市長の指示により自衛隊災害派遣部隊の受入れに際し、以下の項目に留意し、体制を整える。

①　緊密な連絡体制

知事、警察、消防機関などと派遣部隊の移動、現地立ち入り及び災害措置のための補償問題などが発生した際の相互協力、必要な現地資材などの使用協定などに関して緊密な連絡体制を構築する。

②　他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するように配慮する。

③　作業計画及び資材などの準備

自衛隊に対し作業を要請または依頼するにあたっては、なるべく先行性のある計画を樹立するとともに、作業実施に必要な十分な資材の準備を整え、かつ、諸作業に関係ある管理者の了解を得られるよう配慮する。

④　自衛隊との連絡窓口の一本化　統括部

派遣された自衛隊が円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を災害対策本部事務局に置く。

食料部
土木施設部

⑤　派遣部隊の受入れ拠点及び準備項目

派遣された部隊に対し、国や県からの応援部隊と調整しながら、オートレース場、荒川河川敷及び荒川運動公園管理棟、グリーンセンターを準備する。

派遣部隊受入れ準備に際しては、次の場所を確保する。

・本部事務室
・宿舎
・資機材置場、炊事場（野外の適当な広さ）
・駐車場（車一台の基準は３ｍ×８ｍ）
・ヘリコプター臨時離着陸場（２方向に障害がない広場）

（２）経費の負担区分

涉外部
出納部

自衛隊の救助活動に要した経費は、本市で負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

①　派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）などの購入費、借上料及び修繕費
②　派遣部隊の宿営に必要な土地、建物などの使用料及び借上料
③　派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金など
④　派遣部隊の救助活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く）損害の補償
⑤　その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、協議するものとする

３　緊急消防援助隊の受入れ体制

涉外部

（１）緊急消防援助隊の調整本部の設置

①　調整本部の設置

県知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、応援等を受けるときは消防応援活動調整本部を設置するものとする。

②　被災地消防本部の対応

被災地消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の応援等が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置する。

③　調整本部の組織

・被害情報の収集に関すること。
・被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
・緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
・その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

（２）活動拠点の確保

緊急消防援助隊活動拠点について、市域での設置の可否を検討する。設置できない場合は、隣接市・区と調整を行い、確保するものとする。

第３　要員確保

１　労働供給計画

災害時において、災害応急対策を実施する際に不足する労力については、公共職業安定所を通じて作業員を確保し、労働力の供給に万全を図るものとする。

（１）実施責任者

労務供給についての計画の確立及びその実施は、市長が行う。

ただし、応急仮設住宅の給与及び医療・助産に要する者に関しては知事が行うが、知事の職権の一部を委任された場合または知事の救助を待つことができない場合は、市長が行う。

（２）労働力の供給

涉外部

応急救助の実施に必要な労働の供給を、次の救助を行う者に必要な最小限度の供給によって行う。雇用は、県を通じて公共職業安定所に要請する。また、市だけでは必要な要員を確保できない場合、県に応援を要請する。

① 被災者の避難
② 医療及び助産における移送
③ 被災者の救出
④ 飲料水の供給
⑤ 救助用物資の整理、分配及び輸送
⑥ 遺体の捜索
⑦ 遺体の処理
⑧ 緊急輸送路の確保

（３）災害救助法が適用された場合の費用など

涉外部
出納部

市は、雇用にかかる賃金については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成 25 年 10 月 1 日号外内閣府告示第 228 号)」の範囲内において県に請求できる。

２　自主防災組織との協力

統括部

災害応急対策の万全を期するため、災害時においての自主防災組織との円滑な協力が得られるよう、協力体制の確立を図っておく。

（１）自主防災組織の協力業務

市は、防災活動に際し、適宜自主防災組織と連絡を取りあい、協力を要請する。

① 異常現象・災害危険箇所発見などの場合、市その他の防災関係機関に通報すること
② 災害に関する予報その他情報を区域内市民に伝達すること
③ 老人、子供、障害者などの安全確保に協力すること
④ 避難誘導、避難所内被災者に対する救援活動に協力すること
⑤ 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分に協力すること
⑥ 被災区域内の秩序維持に協力すること
⑦ 被害状況の調査に協力すること
⑧ その他の災害応急対策業務に協力すること

（２）自主防災組織の協力方法

発災直後の初動活動は、それぞれの組織に定める活動体制に基づき、自主的に必要な応急対策を実施する。

市及び防災関係機関の応急対策が開始された後は、前記に掲げる協力業務について、補完活動として応急業務に協力する。

情報収集部

３　奉仕団及び民間団体活用計画

災害時における応急対策実施に際し、日赤奉仕団、青少年団体などの民間組織の活用を図り、その万全を期するものとする。

（１）実施責任者

民間団体の活用計画の樹立及びその実施は、市長が行うものとする。

（２）奉仕団の編成

奉仕団は、日赤奉仕団体、青少年団体などの民間組織をもって編成する。

情報収集部
社会福祉協議会

４　ボランティア活動支援計画

ボランティアの活動は、関東大地震、伊勢湾台風、阪神・淡路大震災、新潟中越地震、東日本大震災など過去の地震、台風などの災害時に、様々な救援活動として実施された。

災害救援ボランティア活動については、ボランティア本人の自発的な意思と責任により、被災地での活動に参加し、被災者の生活の安定と再建を支援するものとする。

ボランティア活動に関する市及び関係機関の体制は、次のとおりである。

＜図－ボランティア活動体制＞

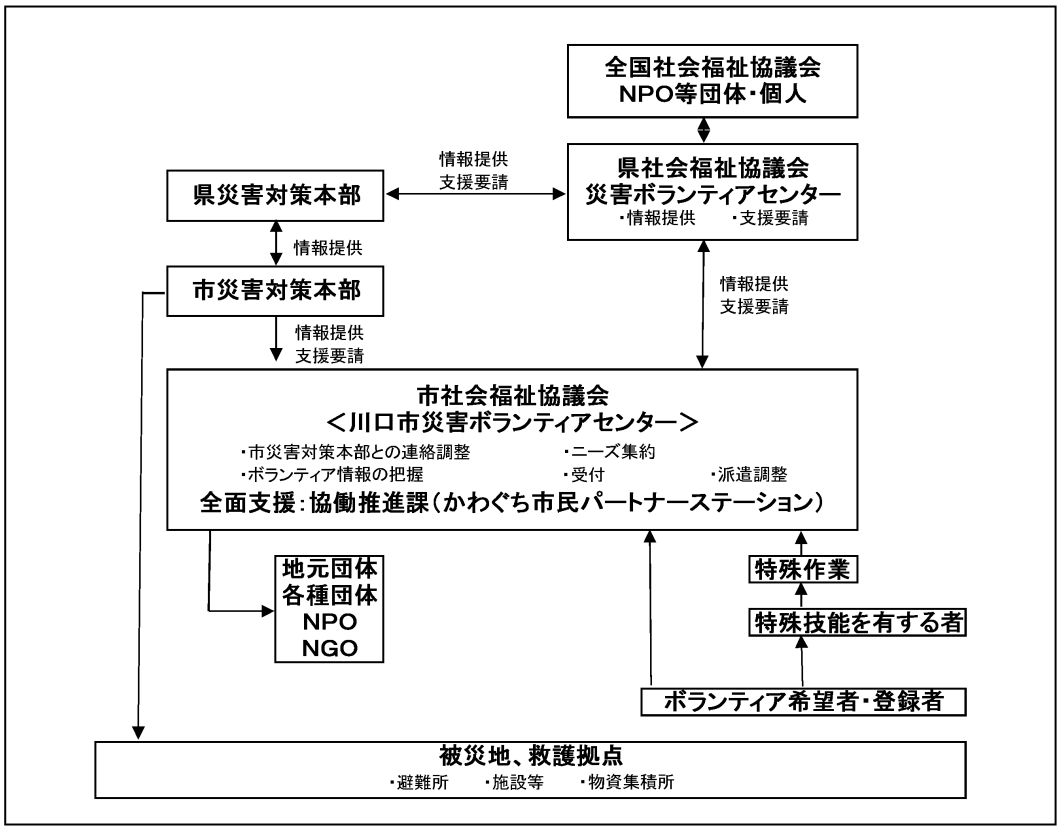

（１）ボランティアの定義と活動分野

災害ボランティアとは、「災害発生後に、被災者の生活や自立を支援し、また、行政や防災関係機関等が行う応急対策を、自発的に、支援する個人や団体」である。

①　一般ボランティアの活動分野

一般ボランティアは、専門的知識がなくとも可能な労務を担う。復興期における被災者支援に係る労務を提供するボランティアであり、以下の活動分野を想定する。

A　一般ボランティア（災害ボランティアセンターで主に受け付けるもの）

・被災地の清掃、がれきの片づけなど
・その他被災地における軽作業等

B　一般ボランティアが対応可能性のあるもの

・避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む）
・避難所の運営補助
・炊き出し、食料等の配布
・救援物資や義援品の仕分け、輸送
・高齢者や障害者等要配慮者の支援

②　　専門（技術）ボランティアの活動分野

専門（技術）ボランティアとしては、医師や看護師、通訳、建物危険度判定など建築・土木関係の専門家、手話通訳者などの専門家であり、以下の活動分野を想定する。

・救護所での医療救護活動
・被災建築物応急危険度判定
・被災宅地危険度判定
・外国語の通翻訳、情報提供
・災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
・被災者への心理治療
・高齢者や障害者等要配慮者の看護、情報提供
・その他専門的知識、技能を要する活動等

（２）ボランティアニーズの把握

市は被災現地における体制を整備し、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。

（３）ボランティア活動の支援

市は、ボランティア支援体制を確立し、ボランティアの活動状況を把握するとともに、ボランティアを行っている者の安全・衛生面にも配慮する。

ボランティア活動が円滑に行われるよう、最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所などの情報提供を行う。その際、県、近隣の市、報道機関に協力を要請する。

（４）ボランティアの受入れ

市は、災害時にはボランティアへの積極的な参加を呼びかけるとともに、活動分野に応じた受入れ体制を整備する。

① 一般ボランティアの受入れ

ボランティア班及び社会福祉協議会は、被災後、市災害対策本部の要請に基づき、直ちに一般分野のボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受付を行うとともに、市災害対策本部と密接な連絡体制を保持する。

また、災害ボランティアセンターは、ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、市内で活動する一般ボランティアの把握に努め、ボランティア保険の加入を勧める。

② 専門ボランティア受入れ

市は、市が実施する業務を担う専門ボランティアを受入れるため、県の専門ボランティア受入れ窓口と連携しつつ、各部において受入れ窓口を開設し、これを統括する。

受入れの窓口となる各部は、関係機関・団体への要請や受付・登録、活動拠点の提供、派遣等の業務を行う。

（５）災害ボランティアセンターの運営

災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会、ボランティア班及び災害ボランティア登録者やボランティア団体と協力して、次の業務を行う。

① 市（本部）との連絡・調整
② 全国的支援組織やボランティア団体との連絡調整
③ 各種情報の収集・整理・提供
④ ボランティアの受入れ、ボランティアの種別、人数の振り分けなど被災地におけるボランティアのコーディネートを行う。
⑤ 特殊な技能を要する作業に関しては、県専門ボランティア受入れ窓口や各部で立ち上げる専門ボランティア窓口などと連携を図る。
⑥ 市災害対策本部の要請に基づき、適切なボランティアの配置を行う。
⑦ 本市のみではボランティアが不足する場合は、県社会福祉協議会にボランティアの派遣などを要請する。

（６）活動拠点の確保

市災害ボランティアセンターは、市及び社会福祉協議会と協議の上、一般ボランティアの活動拠点を用意する。

（７）食事、宿泊場所の提供、活動費用の負担

ボランティアについての食事や宿泊場所は、自己調達を基本とするが、ボランティアの活動に伴う経費やボランティアが活動に必要とする資機材について、市が、社会福祉協議会や県社会福祉協議会と協議して確保する。

（８）ボランティア活動期間

ボランティアを受入れ、活動を要請する期間は、災害応急対策時、復旧時の被災状況の推移と被災者の状況などを災害対策本部が判断し、決定する。

第２章　情報の収集・伝達

第１節　情報の収集・伝達

大規模地震が発生した場合、通信施設の損壊、伝送路の切断または焼失などによる通信不能が発生する。また、通信設備の運用について、職員の不慣れから発生する通信不能も予測され、防災関係機関においても情報不足となり、内部相互間の情報伝達不足、さらには避難住民への正確な情報の提供ができなくなるなど、災害対策本部の機能が低下する場合がある。

そのため、市及び県並びに防災関係機関は、緊密に連絡して、迅速かつ的確に災害情報を収集するとともに、必要な箇所に伝達する災害時情報通信体制を確立する。

第１　災害時の連絡系統

１　連絡系統

市は、災害発生時の情報連絡体制を最優先で確立する。そのため、市及び防災関係機関はあらかじめ連絡責任者を定め、市の関係部局及び埼玉県並びに防災関係機関相互の通信連絡を統轄させ、あらゆる通信手段を活用して、情報連絡を行う。

＜図－連絡系統図＞

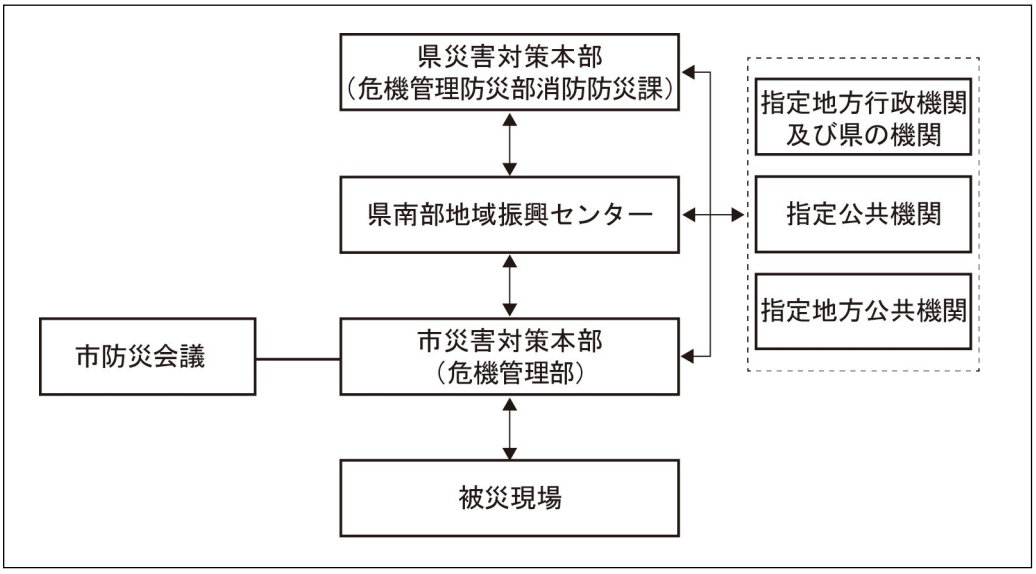

※（　）内は本部未設置の場合の連絡先を示す。

２　災害情報の収集及び通信連絡系統

（１）通信連絡系統

非常体制の配備において、災害発生後の的確な応急対策活動や広報活動を実施するためには、被害状況を的確かつ迅速に把握する。また、統括部及び情報収集部において情報を一元的に管理・総括し、重複や漏れをなくすことが重要となる。

さらに、災害時の連絡系統は、災害現場と市災害対策本部及び県災害対策本部（川口支部の場合もある）が連絡系統の軸となる。

＜図－通信連絡体制図＞

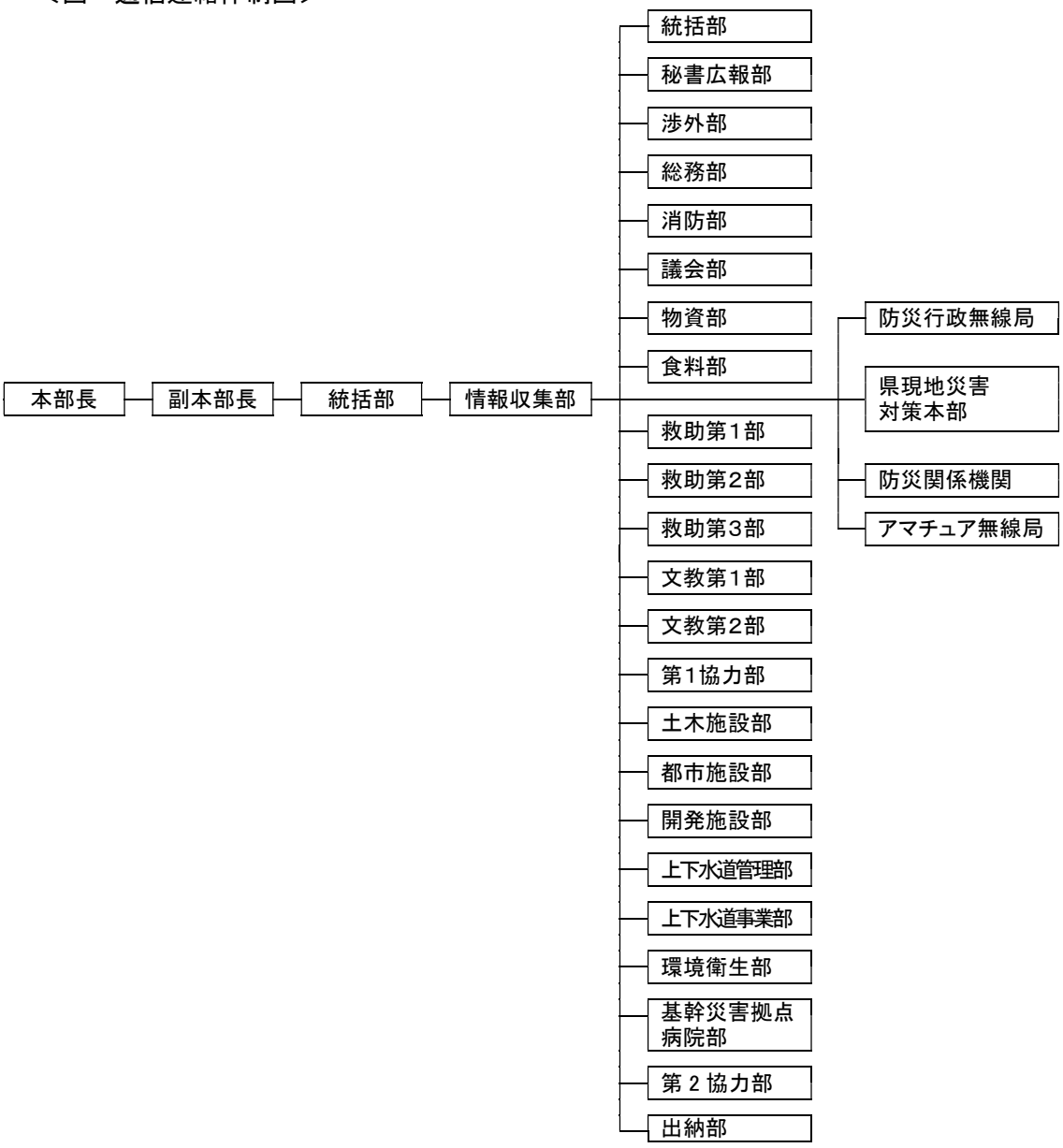

（２）本部長指令の伝達

統括部

本部長の指令の伝達は、川口市災害対策本部要綱 様式第１により、危機管理部長が以下の系統で行い、各部局には連絡員を配置するとともに、連絡員を通じて各課職員に連絡する。また、指令書を活用して情報連絡の正確性を担保する。

＜図－本部長指令の伝達系統図＞

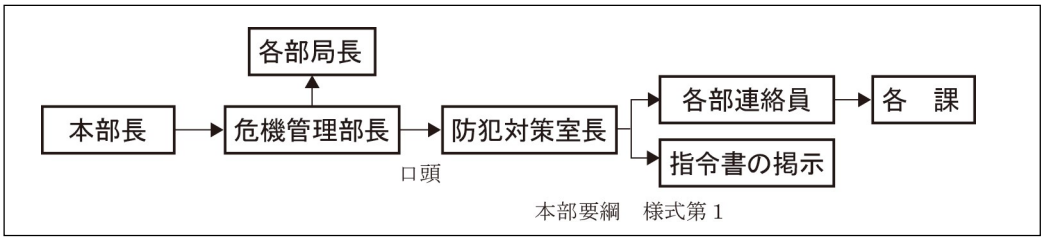

第２　災害情報の収集・報告

災害情報の収集・伝達活動は、速報性（スピード）と簡潔性（ポイントが簡明）、情報源（確認、未確認情報の別）が重要である。

また、被害のない地区に関する情報については、特に指示しない限り報告されないことになりがちであることから、市は、「被害の有無」に関し市域の全地区について把握するように努める。

１　情報総括責任者の選任

災害情報の収集、総括及び報告に係わる責任者を以下のとおりとする。

＜表－情報総括責任者＞

区　別	情報の総括責任者など	
	災害対策本部職名	平常時職名
総括責任者	情報収集部長	市民生活部長
副総括責任者	情報収集副部長	市民生活部理事
取扱責任者	情報収集部情報班長	国民年金課長 市民課長 川口駅前行政センター所長

２　情報収集の要領

情報収集部各部

市は、防災関係機関との緊密な連携のもと、市内の被害及び応急復旧状況などの情報を正確に把握するための情報収集体制を速やかに確立し、情報収集活動を実施する。

（１）警察署及び消防局との連絡

市民等からの通報は、警察（110 番）、消防（119 番）に入る（第１次通報）ことから、市は、災害情報の収集にあたって、警察署及び消防局と緊密に連絡する。

警察及び消防局は、現地調査によって実態を把握し、その結果を情報収集部に被害情報等として伝達する体制とする。（第２次通報）

市に通報された場合（第１次通報）も、現地調査により実態を把握し、情報収集部に伝達する。（第２次通報）

（２）被害の調査

被害の調査にあたっては、「被害の有無」を重視し、調査漏れ及び重複のないよう留意する。相違ある被害状況については、情報収集部への伝達前において調整する。

（３）被害世帯人員の把握

被害世帯人員などについては、現地調査のみでなく、住民登録、食料配給事務などの諸記録とも照合し、その正誤を確認する。

（４）全壊など

災害救助法や被災者生活再建支援法、災害援護資金といった支援制度の基礎となることから、住家の全壊（焼失）、半壊（半焼）、死者及び重傷者などが発生した場合は、その住所、氏名、年齢などを速やかに調査する。

３　市職員の初動時の所掌事務

（１）情報の収集・伝達

情報収集部

災害時の活動の拠点となる支所・公民館における情報収集は、現地被害状況の確認、住民からの聴取、電話、防災行政無線（移動局）によって行う。

情報伝達は、収集した情報や措置状況、活動体制などを電話、防災行政無線（移動局）を使用して支所・公民館及び防災関係機関に行うこととし、市民に対しては、防災行政無線子局で情報を広報する。

（２）被害状況の調査

総務部
情報収集部
都市施設部

災害発生後、被害状況を調査し、被害の程度を把握することは、その後のあらゆる活動の基礎となるものである。この調査は、次により行う。

① 被害状況の調査は所定の様式に従い、地域住民の協力を得ながら行う。

② 被害の判定基準については、情報収集報告など実施細目（以下実施細目という）別表に定めるところにより認定するものとする。

③ 調査結果は、記録班が災害状況報告書にまとめ、災害対策本部に報告する。これらは、災害救助法の適用の是非、被災世帯の応急救護、あるいは、罹災証明書発行の基礎となるので、できる限り正確に作成する。

（３）防災行政無線の開局

統括部
情報収集部
文教第１部

災害時には、断線などにより電話の通話が不能な事態が予想される。このため、支所・公民館に配備された防災行政無線（移動局）により、災害情報の収集・伝達を行う。

４　収集すべき情報

（１）市が収集すべき情報

災害発生時に収集すべき情報の種類、担当部署は、次表のとおりである。各担当班は情報を収集後、直ちに災害対策本部に報告する。

＜表－収集すべき情報＞

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	担当部署
①発災情報	・建物被害状況 ・火災発生状況 ・発災による物的・人的被害に関する情報（特に死者、負傷者など人的被害などに関する情報）	発災状況の覚知後即時	・警察 ・消防 ・各公共施設管理者など ・自主防災組織、市民	情報班 支所班 社会福祉施設班 建築安全班 区画整理班 土地区画班 消防部
	・防災拠点施設の被害状況	発災状況の覚知後即時	・各施設管理者 ・自主防災組織、市民	保健衛生班 庶務情報班 施設班 教育総務班 生涯学習班 スポーツ班 学務班 応援班
	・公共施設の来所者、入所者、職員などの人的被害 ・公共施設の物的被害	発災状況の覚知後即時	・各施設管理者 ・自主防災組織、市民	各施設管理者
	・公共交通施設の被災状況（道路、橋りょう、鉄道）	建物、人的被害、火災発生状況が把握された後	・各施設管理者 ・消防 ・自主防災組織、市民	交通班 道路班 都市計画班 消防部
	・工事現場など特に発災による被害が想定される区域の被災状況 ・区画整理など進行中事業区域内における発災危険状況	建物、人的被害、火災発生状況が把握された後	・工事事業者 ・自主防災組織、市民 ・消防	都市管理班 区画整理班 土地区画班 消防部
	・建物被害状況 ・火災発生状況 ・発災による物的・人的被害に関する情報（特に死者、負傷者など人的被害などに関する情報）	建物、人的被害、火災発生状況が把握された後	・警察 ・各公共施設管理者など ・自主防災組織、市民 ・消防	情報班 支所班 社会福祉施設班 河川班 消防部
	・商工業事業所、農地･農作物の被害状況	建物、人的被害、火災発生状況が把握された後	・事業者 ・自主防災組織、市民 ・消防	商工班 農政班 消防部
	・ライフラインの被災状況（電気、通信、水道、ガス施設など）	建物、人的被害、火災発生状況が把握された後	・各ライフライン関係機関 ・消防	対策班 上下水道総務班 応急給水班 浄水施設復旧班 管路復旧班 下水道班 ポンプ場班 消防部

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	担当部署
②市民の動向	・発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所など）	避難所に避難後	・避難所管理者 ・警察 ・自主防災組織	避難所担当職員 教育総務班 生涯学習班 スポーツ班 学務班 消防部 議会議事班

（２）防災関係機関が収集すべき情報

警察署などの防災関係機関が災害発生時に収集すべき情報は以下のとおりであり、各機関は災害対策本部に伝達する。

＜表－防災関係機関が収集すべき情報＞

調査実施機関	収集すべき被害状況の内容
警察署	・被害状況、治安状況、救助活動の状況 ・交通機関の運行状況及び交通規制の状況 ・犯罪の防止に関し取った措置 ・その他災害警備活動上必要ある事項
その他の防災機関	・市の地域内の所管施設に対する被害状況及び災害に対しすでに取った措置 ・災害に対し今後取ろうとする措置 ・その他活動上必要ある措置

５　緊急を要しない情報などへの対応

災害発生時は、多様な情報が発生するため、効率的に応急活動が行えるよう、緊急を要しない情報に対しては以下のとおり対応する。

＜表－緊急を要しない情報などへの対応＞

救助救出に直結しない情報	担当班	対応策
① 被災者の安否を確認する問い合わせ	情報班	・留守番電話で対応し、東日本電信電話(株)の災害用伝言ダイヤル（171）等を活用するよう、録音テープを流す ・電話回線を絞込み電話に対応する
② ライフラインの復旧見通しの問い合わせ	対策班	・ライフライン事業者に広報を要請する
③ 報道機関からの取材の申込み	秘書班 広報班	・災害発生直後は、取材活動の制限について協力を求める
④ 義援物資、ボランティアに関する情報提供		・報道機関を通じて、その取扱について情報を提供する
⑤ 直接庁舎へ来る被災者	自治振興班	・避難所へ誘導する

第３　被害調査の報告

市の区域内に災害が発生したときは、速やかにその被害状況をとりまとめ、県災害オペレーション支援システム（使用できない場合はファクシミリなど）で県に報告するとともに、災害応急対策に関して市がすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

１　報告の要領

統括部

市内において以下に示すような災害が発生し、被害が生じた場合、その被害状況などについて、県に報告する。なお、県に報告できない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

被害状況は、災害の発生及び経過に応じて、被害速報及び確定報告に区分して報告する。

（１）報告すべき災害

報告すべき災害は以下のとおりである。

① 災害救助法の適用基準に合致するもの
② 市が災害対策本部を設置したもの
③ 災害が２都道府県以上にまたがるもので、本県における被害が軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
④ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
⑤ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後①～④の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの
⑥ 地震が発生し、市内で震度４以上を記録したもの
⑦ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響などからみて報告する必要があると認められるもの
⑧ 市内において、大雨などにより人的（死者及び負傷者）、物的（家屋の全壊、半壊、一部損壊及び浸水）被害が発生するに及んだ災害

（２）報告の流れ

県災害オペレーション支援システムを用いて被害情報などの災害情報を入力することにより、県防災情報連絡室に直接報告される。

＜図－被害状況報告の流れ＞

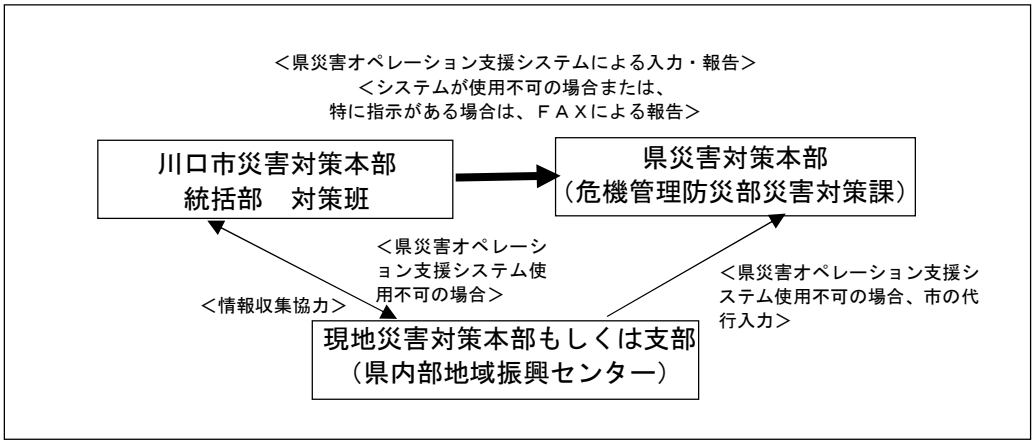

２　報告の種別

（１）被害速報

発生速報と経過速報に区分する。この場合、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害、人的被害並びに市に関係する公共土木被害を優先して報告する。

＜表－被害情報の種類と報告の方法＞

種　類	報告の方法
発生速報	・県災害オペレーション支援システム「被害情報」により入力・登録することにより報告する。 ・県災害オペレーション支援システムの使用が不可能な場合は、様式１号「発生速報」により、ファクシミリで被害報告を行う。
経過速報	・県災害オペレーション支援システムの「被害情報」を入力・登録し、報告する。 ・県災害オペレーション支援システムの使用が不可能な場合は、様式２号「経過速報」により、被害状況の進展に伴い、特に指示する場合のほか、２時間ごとにファクシミリで被害報告を行う。

（２）被害状況調（確定報告）

県災害オペレーション支援システムにより、「発生速報」「経過速報」は自動集計される。市は、自動集計された被害情報の確認・訂正などを行い、災害の応急対策が終了した後、様式第３号「被害状況調」により７日以内に文書で報告する。

３　報告先

統括部

県災害オペレーション支援システムが利用できない場合、若しくは特に指示がある場合は、ファクシミリで県災害対策課に報告、または県南部地域振興センターに代行入力を要請する。

（１）被害速報

災害が発生した場合は、発生時間にかかわらず、被害速報を県に報告する。

＜表－被害速報の報告先＞

	県災害対策本部設置前 （県現地災害対策本部 または支部設置前）	県災害対策本部設置後
勤務 時間内	災害対策課 ・電話　048-830-8181 ・FAX　048-830-8159 ・県防災行政無線　85-200-951	県南部地域振興センター ・電話　048－256－1110 ・FAX　048－257－0529 ・県防災行政無線　85-274-951
勤務 時間外	危機管理防災部当直 ・電話　048-830-8111 ・FAX　048-830-8119 ・県防災行政無線　85-200-951	

（２）確定報告

確定報告については、県災害対策課に報告する。

（３）消防庁への連絡先

県に報告できない場合に行う消防庁の連絡先は以下のとおりである

＜表ー消防庁への報告先＞

回線別		平日（9：30～18：15） ※消防庁応急対策室	左記以外 ※消防庁宿直室
ＮＴＴ回線	電　話	03-5253-7527	03-5253-7777
	ＦＡＸ	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電　話	TN-90-49013	TN-90-49102
	ＦＡＸ	TN-90-49033	TN-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電　話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	ＦＡＸ	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

4　指定地方行政機関などの責務

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他公共機関は、災害情報に関する連絡窓口を定めて関係機関に通知しておくとともに、その管理に属する施設については、必要な被害状況をとりまとめて市に連絡する。

第４　通信手段の確保

災害時における防災関係機関との相互の情報に関する通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、あらゆる通信手段を活用する。

1　災害情報通信のための災害時優先電話の指定

統括部

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関など（以下「防災関係機関」という）は、災害時における情報連絡系統を明らかにする。

特に災害時には、携帯電話や一般電話回線、さらにはインターネット回線に利用者のアクセスが集中し、通常使えるはずの通話や通信ができなくなる可能性がある。こうした通信の輻輳（ふくそう：回線や交換機の許容量を超えた渋滞現象）を避けるため、災害情報通信に使用する災害時優先電話（以下「優先電話」という。）を定めて、災害時における防災関係機関相互の情報に関する通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるようにしておくものとする。

2　災害情報通信に使用する通信施設

統括部
涉外部
物資部

防災関係機関にそれぞれ災害専用電話または防災無線が設置されるまでの間、被害状況などについて、報告または通報する場合に使用する災害通信については、次のいずれかによるものとする。なお、被災により連絡通信機器、情報システムが使用できない場合は、適宜応急復旧に努める。

（１）市と県（本庁）及び県の地域機関との連絡

・防災行政無線　・優先電話　・消防無線（一部有線電話使用）
・電　報　・非常無線　・インターネット

（２）市と他の防災関係機関との連絡

・優先電話　　・電　報
・非常無線　　・インターネット

３　非常電報及び緊急電報の利用

防災関係機関は、東日本電信電話㈱埼玉事業部の協力により、非常電報及び緊急電報を活用する。

（１）非常電報

災害時において必要な事項を内容とする電報については、他の電報に先だって伝送及び配達することになっている。

②　発災時の救援のため緊急を要する事項を内容とする電報

③　災害の予防または発生するおそれがあることを知った者が、その災害の予防または救援に直接関係がある機関に対して行う電報

（２）緊急電報

公共の利益のため、緊急に通話または通知することを要する事項を内容とする電報については、他の市外通話または電報に先だって接続し、または伝送及び配達をすることになっている。

（３）非常電報及び緊急電報の利用上の注意事項

①　非常電報または緊急電報

非常電報または緊急電報を発信する場合、「非常電報」または「緊急電報」である旨を告げるとともに、電報発信紙余白に「非常」または「緊急」と朱書するものとする。

４　災害情報通信のための通信施設の優先使用

市は、災害に関する予報や警報の通知を受けた場合は、必要な通知、避難のための立ち退きなどの警告を防災関係機関や市民に伝達することになる。

それらの通知、要請の伝達または警告が緊急を要する場合には、災対法の第 57 条の規定により、電気通信事業者が使っている電気通信設備や有線電気通信法に掲げる者が設置した有線電気設備若しくは無線設備を使用することができる。

（１）有線電気通信設備及び無線設備を有する機関

緊急を要する際に使用できる通信設備を有する機関は以下のとおりである。

・警察　　・電気事業者
・消防機関　　・鉱業事業者
・水防機関　　・気象業務機関
・航空保安機関　　・自衛隊
・鉄道事業者

（２）有線電気通信設備及び無線設備を優先使用できる条件

①　災害に関する通知、要請、伝達または警告が緊急を要する場合において、その通信のため特別の必要があると、通信設備を有する機関の管理者が認めたとき

②　災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特

別の必要があると、通信設備を有する機関の管理者が認めたとき

（３）有線電気通信設備及び無線設備の優先使用の注意事項

緊急の場合に混乱を生じないよう、あらかじめ当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者、優先順位などの具体的手続きを定めておくものとする。

市は、災害時の情報通信のため、特に緊急を要する事項について、警察専用電話または警察無線設備を使用するための協定を県警察本部長と結んでいる。

５　非常無線の利用

市は、地震、火災など非常の事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通・通信の確保などのための通信を行う際に、有線通信を利用することができないか、著しく困難である場合は、電波法第 52 条の規定（目的外使用禁止の除外規定）に基づいて非常通信（以下「非常無線」という）を行うことができる。

（１）非常無線通信を利用できる事項

非常無線通信は、次に掲げる事項について行うことができる。

① 人命の救助に関すること
② 天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害の状況に関すること
③ 緊急を要する気象、地震などの観測資料に関すること
④ 電波法第 74 条実施の指令及びその他の指令に関すること
⑤ 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持または非常事態に伴う緊急措置に関すること
⑥ 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること
⑦ 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること
⑧ 遭難者救援に関すること
⑨ 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること
⑩ 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊または障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関すること
⑪ 県防災会議、県災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務施設設備、物資及び資金の調達、配分、輸送などに関すること
⑫ 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第１項の規定に基づき、知事から医療、土木、建築工事または輸送関係者に対して発する従事命令に関すること
⑬ 人心の安定上必要と認められる緊急を要するニュース

（２）非常無線通信文の要領

非常無線を使用する際の要領は以下のとおりである。

① 電報頼信紙または適宜の用紙を用いる。
② 片仮名または通常の文書体で記入する。
③ 簡単で要領を得たものとし、１通の字数を 200 字以内（通常の文書体の場合は、片仮名に換算してなるべく 200 字以内）とする。ただし、通数に制限はない。
④ あて先の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。
⑤ 発信人の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。
⑥ 余白に「非常」と記入する。

統括部

（３）非常無線通信の依頼先

非常無線の使用は、最寄りの無線局に依頼するものとし、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して非常の際の協力を依頼しておくものとする。

（４）非常無線通信の取扱料

原則として無料である。

（５）非常無線に関する照会など

非常無線に関する照会、問い合わせを行う場合は、下記にすること。
関東総合通信局無線通信部陸上第二課内、関東地方非常通信協議会事務局
電話　　03-6238-1771(直通)
FAX　　03-6238-1789

６　すべての通信が途絶した場合の災害通信

すべての通信が途絶した場合の通信は、使者を派遣して行うものとする。

第５　地震情報の受領・伝達

災害応急体制の確立及び応急対策の実施上重要な地震情報について迅速・的確に受領伝達し、適切な応急活動に役立てる。

１　地震情報の受領・伝達系統

＜図－地震情報の収集伝達系統図＞

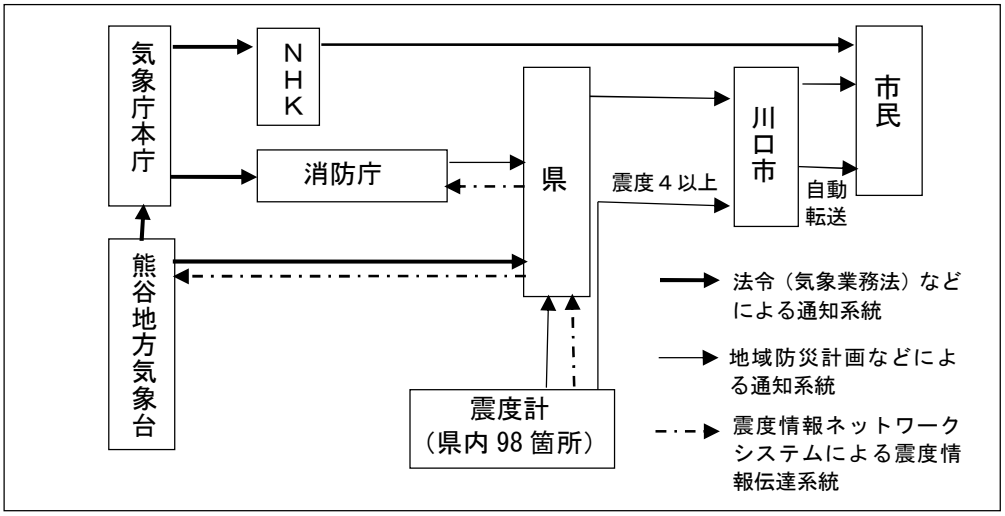

統括部

２　地震情報の受領・伝達方法

市は、収集した地震情報を、震度４以上の場合は自動で、また、必要に応じて、防災行政無線や広報車などにより直ちに市民へ伝達するとともに、必要な措置を講じる。

統括部

３　震度情報ネットワークシステムによる震度情報伝達方法

県内で震度４以上の地震が観測された場合、県より防災行政無線の一斉ファクシミリにより県内の震度分布図と震度一覧が送信されることとなっている。入手した情報は、前項に基づき市民へ伝達する。

第２節　災害広報計画

市は、災害に伴うパニックを防止し、市民による初期消火や救助の協力を得るとともに、速やかな避難を促すため、市民に対し災害対策本部で収集した情報を随時正確に提供し、初動活動への協力を呼びかける。

また、報道機関などの協力を得ながら、ライフラインなどの応急復旧の状況、避難救助の状況等を把握し、市民への広報活動を行う。

第１　災害広報活動の要領

１　実施機関と広報内容

統括部
消防部

広報を実施する機関ごとに広報内容が異なることのないよう、県、消防局、報道機関などと連絡協調を図り、混乱の防止を図る。

＜表－広報の実施主体と内容＞

実施主体	広報・報道内容
関係各部 （関係各班）	人命の安全に係る広報
	・火災状況（発生箇所、延焼状況など） ・避難情報など（避難時の心得、避難所の位置、経路など） ・医療救護所開設状況 ・二次災害危険情報 ・河川、橋りょうなど土木施設情報（被害、復旧状況） ・避難行動要支援者に向けた広報 ・その他人命の安全及び社会秩序保持のために必要な事項
	人心の安定に係る広報
	・災害対策本部の設置または閉鎖 ・地震及び余震情報 ・被害情報（死傷者、建物被害など） ・個人安否情報：ＮＴＴ東日本「災害用伝言ダイヤル（171）」、「災害用伝言板（web171）」、携帯電話会社（ＮＴＴドコモ、ソフトバンク、au、楽天モバイル等）の災害用伝言サービス） ・その他人心の安定及び社会秩序保持のために必要な事項

実施主体	広報・報道内容
関係各部 （関係各班）	市民の生活安定に必要な広報
	・気象情報 ・電気、水道、ガスなど事業施設被害状況（被害状況、注意事項） ・給食、給水実施状況（給水日時、場所、量、対象者） ・医療、生活必需品の供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者） ・交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況など） ・防疫状況と注意事項 ・避難所収容者名 ・救援物資の種類、配布場所 ・住宅診断の実施 ・仮設トイレ、風呂の設置状況 ・し尿、ごみ処理情報 ・罹災証明書交付情報、各種相談窓口の設置状況、融資に関する情報 ・その他市民の生活安定及び社会秩序保持のために必要な事項
	被災地域外への広報
	・ボランティアの募集 ・必要な救援物資の募集（種類、送付先、送付方法など） ・義援金の募集（送付先、送付方法など） ・その他必要な事項
消防部	・火災の発生防止、初期消火に関すること ・火災の発生状況に関すること ・救護所の設置に関すること ・避難に関すること ・その他消防活動に必要な事項
防災関係機関	防災関係機関は、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、市民及び利用者への広報を実施するとともに、特に必要があるときは、県、市及び報道機関に広報を要請する

２　広報の手段

統括部
秘書広報部

本市が市民に対して実施する広報の手段は、Ｌアラートを通しての情報発信、防災行政無線や緊急速報メール、防災情報メール、市ホームページ、広報車、公共施設への掲示、避難所等への掲示などによるものとする。

また、必要に応じて職員による現場での口頭による指示、ビラや広告などを作成して、現地で配布・掲示する。

さらに、報道機関の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ）、新聞等による広報活動を行う。

広報の手段（媒体）の選定は、本部会議から特に指示された場合を除き、状況を判断の上適切なものを選定する。

３　報道機関に対する発表の方法

被害状況により必要と認められる場合は、県に対し報道機関への広報の協力を要請する。なお、報道機関への広報の要請は、原則として県が行う。ただし、市で要請する必要が生じた場合には、次によるものとする。

（１）報道機関

災害に関する情報及び対策などは、秘書広報班が、その都度速やかに「市記者クラブ」を通じて、次に掲げる報道機関に対し発表する。

＜表－発表の対象となる報道機関＞

① 朝日新聞社さいたま総局	⑩ 読売新聞東京本社さいたま支局
② 共同通信社さいたま支局	⑪ 時事通信社さいたま支局
③ 埼玉新聞社	⑫ フジテレビジョン報道局さいたま支局
④ 産経新聞社さいたま総局	⑬ 日本テレビ放送網報道局さいたま支局
⑤ 東京新聞社さいたま支局	⑭ ＴＢＳテレビ報道局埼玉担当
⑥ 日刊工業新聞社さいたま総局	⑮ テレビ埼玉
⑦ 日本経済新聞社さいたま支局	⑯ テレビ朝日報道情報局さいたま支局
⑧ ＮＨＫさいたま放送局	⑰ 日本工業新聞社関東総局
⑨ 毎日新聞社さいたま支局	⑱ エフエムナックファイブ

（２）その他の報道機関

その他必要があると認めるときは、（1）に掲げる報道機関以外の報道機関に対しても発表する。

（３）被害状況の統一

報道機関に対する被害状況の発表については、その相違を避けるため、関係機関が相互に通報連絡して、被害状況の統一に努める。

４　帰宅困難者・要配慮者への広報

統括部
秘書広報部

（１）帰宅困難者への広報

市は、県と協力し、ＮＴＴ災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）、携帯電話各社（ＮＴＴドコモ、ソフトバンク、au 等）の提供する災害用伝言板サービスなどを利用した安否などの確認方法についてのＰＲ活動を行う。

（２）要配慮者への広報

広報を実施するにあたっては、外国人に対しての多言語による広報、聴覚障害者に対してのファクシミリ及び文字放送による広報の実施など要配慮者にも対応した対策を実施する。

第２　災害警報などの放送要請

統括部
秘書広報部

災害対策基本法第 57 条に基づく災害警報などの放送要請については、「避難情報の発令・伝達」の定めるところにより、報道機関への広報要請を行う。

第３　災害広報資料の収集

統括部
秘書広報部

災害広報活動を行うために必要な資料として、被害報告によるもののほか、次に掲げるものを作成、若しくは関係機関などの協力を得て収集する。

① 秘書広報班の撮影した災害写真、災害ビデオ
② 防災関係機関及び市民などが取材した災害写真、災害ビデオ
③ 報道機関などによる災害現地の航空写真

④　災害応急対策活動を取材した写真、その他

第３節　災害広聴計画

震災時には、発災直後から被災者などから家族の安否の確認をはじめ、生活必需品や住居の確保、ライフラインの復旧状況、その他様々な相談、要望、苦情などが寄せられる。

市は、関連情報の収集に努め、このような、被災者などの抱える生活上の不安、悩みなどの相談に応じることで、被災者の不安、悩みを解消し、生活の再建と安定を支援する。

第１　被災者に対する広聴活動の実施

情報収集部

１　災害相談窓口の設置

大規模な地震が発生したとき、または本部長の指示があったときは、被災者またはその関係者からの家族の消息、医療救護、交通情報などに関する問い合わせ、要配慮者からの相談に対応するため、直ちに専用のコールセンター及び庁舎や支所に災害相談窓口を開設し、相談、問い合わせ受付業務を実施する。

問い合わせ及び相談内容については、関係部局及び関係機関と連携・協力して解決にあたるとともに、市単独では対応できない事項については、県の「災害情報相談センター」の震災相談連絡協議会等との連携を図る。

情報収集部

２　個別聴取・アンケートの実施

被災状況によって必要であると認められる場合は、個別聴取またはアンケート調査員を派遣し、全般の応急対策の実施状況を把握するとともに、他の防災関係機関と連携を図りながら、被災者の要望、苦情などの収集を行う。また、必要があれば県に広聴活動の協力を要請する。

情報収集部

３　情報共有の場の提供

避難所における避難者の意見・要望については、統括班に報告するとともに、避難所に設置する情報伝言板に、要望と回答を掲示し、情報の共有化を図る。

相談窓口に寄せられた内容や市民からのメールによる問い合わせなどについても、統括部に報告し、プライバシーに配慮したうえで、市のホームページ上で意見・要望と回答を掲載する。

第２　埼玉県情報相談センターへの協力

情報収集部

１　要望・苦情などの把握

必要に応じて、県がホームページ上に開設した「埼玉県震災コーナー」にアクセスし、被災者の要望、苦情などの把握、分析を行う。

情報収集部

２　県情報相談センターへの協力

情報収集や提供など、県が設置する「災害情報相談センター」の業務に協力する。

第３章　市民の安全確保に係る活動

第１節　消防応急対策計画

地震が発生した場合に、消防の施設及び人員を最大限に活用し、火災などから市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、被害の軽減を図る。

第１　消防活動の基本方針

消防部

消防活動における３つの基本方針を掲げ、応急時に対応する。

１　消防活動

消防の総力を挙げて、火災の早期発見、延焼拡大の防止を図るものとする。

２　人命救助、救急活動

地震時には、火災に加えて家屋の倒壊や障害物の落下などによる救助・救急事故、並びに危険物及び劇毒物の漏えいなどによる複合的な災害が発生し、大規模災害に発展するおそれがあるため、消防の人員、資機材を活用し人命救助、救急活動を行い人命の安全確保に努める。

３　安全避難の確保

火災の発生件数が多く、大部分の延焼火災の鎮圧が困難と予想される地域について、住民の安全避難を確保するための活動を行う。

第２　震災警戒態勢等発令時の職員動員計画

消防部

震災警戒態勢等発令時は、職員動員計画を掲げ対応にあたる。

１　震災警戒態勢

震災警戒態勢は下表のとおりとし、警防本部長（消防長）が発令する。

区分	基準	配備人員
震災警戒第１態勢	① 地震の発生危険に関する情報により地震発生の可能性が強まり警防本部長が震災消防活動の準備、警戒の必用があると認めたとき ② 地震作戦会議が震災消防活動の準備、警戒の必要があると認めたとき	当日の勤務職員及び所要の職員
震災警戒第２態勢	① 気象庁において東海地震等の注意情報が発令されたとき ② 地震作戦会議が消防の全組織と機能を投入し、震災消防活動の準備、警戒の必要があると認めたとき	全職員

（３）配備人員

震災警戒態勢時の配備人員は、次の規定による。

① 震災警戒第１態勢　　当日の勤務職員及び所要の職員とする。
② 震災警戒第２態勢　　全職員とする。

２　震災非常配備態勢

区分	基準	配備人員
震災非常配備第１態勢	①東京都２３区又は埼玉県南部に震度５弱の地震が発生したとき	当日の勤務職員及び所要の職員
	②震災が発生し警防本部長（消防長）が必要と認めたとき	所属長が必要と認めた職員
震災非常配備第２態勢	東京都２３区又は埼玉県南部に震度５強以上の地震が発生したとき	全職員

※震災非常配備第１態勢①及び震災非常配備第２態勢は、自動的に発令したものとする。

消防部

第３　初動体制の確立

震度４以上の地震が発生したときは、早期に初動体制の確立を図り、応急時に対応する。

１　警防本部及び署隊本部の設置

災害活動を総合的に掌握し、災害情報の収集分析を行うため、警防本部及び署隊本部を設置する。

２　初動体制の確立

指令班は、震度４以上の地震を覚知したときは、初動措置の実施について指令する。各署隊本部及び地区消防隊は指令の受信後、直ちに初動出場体制を確立し、市内の被害状況の把握に努める。

消防部

第４　消防団の活動

１　消防団の役割

消防団は、平常時から地域に密着して防災活動を行っていることから、震災時には、地域住民の中核的存在として、市民に対する以下の活動の実施主体として、重要な役割を担うものとする。

（１）出火防止及び初期消火

地震の発生により火災などの災害発生が予測された場合、消防団は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断など）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

（２）消火活動

地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは消防部と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での電力復旧時の出火などの警戒活動を行う。

（３）救急救助

消防署隊による活動を補佐し、「第３節　救助・救急活動」に基づいて要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所に搬送する。

（４）避難誘導

避難情報が発令された場合、これを住民に伝達するとともに、「避難対策」に基づき消防署隊、避難所担当職員と協力して住民を安全に避難させる。

（５）情報の収集

消防署隊による情報収集活動を補佐し、「災害情報の収集・報告」に基づき、早期の災害情報の収集を行う。

（６）応援部隊の受入れ準備

「応援部隊の受入れ」に基づき、応援部隊の受入れ準備及び活動地域の案内などを消防署隊と協力して行う。

第２節　水防・土砂災害対策計画

地震の発生に伴う、河川施設の損壊による浸水被害や、急傾斜地などの損壊による土砂災害を防止するため、応急対策を講じる。

第１　水防対策

この計画は、本市区域内の洪水による水災を警戒、防ぎょし、これによる被害を軽減し公共の安全を図るために埼玉県水防計画の定めるところにより実施する。

１　水防組織及び水防活動隊の編成

川口市の水防組織及び水防活動隊の編成は、川口市災害対策本部要綱、川口市警防規程による。

２　情報の収集・伝達

（１）警戒・監視活動による情報収集

土木施設部
消防部

震災による河川施設の損壊などにより災害が発生するおそれのある場合は、現在の被害箇所、その他特に重要な箇所を中心とした堤防の表側、天端及び裏側を巡回し、異常を発見した場合は直ちに当該河川の管理者及び埼玉県さいたま県土整備事務所長に報告するとともに、水防活動を開始する。

（２）情報の伝達

統括部
土木施設部
消防部

警戒・監視活動により災害が発生するおそれのあると認めたときは、市民及び防災関係機関などに対し、早急に注意を喚起し、または避難情報の発令、伝達を行う。

なお、避難情報の発令については、「避難対策」に基づいて行う。

土木施設部
消防部

３　河川施設応急対策

堤防施設及び護岸の破壊などについては、クラックなどへの雨水の浸水による増破を防ぐため、ビニールシートなどで覆うとともに速やかに復旧計画をたてて復旧する。

また、水門及び排水機の破壊については、故障、停電などにより運転が不能になることが予想されるため、土のう、矢板などにより応急に締め切りを行い、移動ポンプなどを動員して内水の排除に努める。

土木施設部
消防部

４　水防活動

地震の発生により、道路、堤防及び橋りょうなどの施設に災害が発生し、または発生するおそれのある場合は、川口市災害対策本部要綱、川口市警防規程などに基づき、水防機関及び消防機関は、直ちに出動し、警戒、災害防ぎょ活動に従事するものとする。

（１）水門の操作

地震を観測した場合、直ちに水門を開閉できるよう体制を整え、必要に応じて適切な開閉を行う。

（２）資機材の確保及び水防措置の実施

警戒・監視活動により災害が発生するおそれのあると認めたときは、水防用器具、資材の確保に努めるとともに、水防措置が必要と認められる場合には、関係機関と協力し、水防措置を実施する。

土木施設部
消防部

５　警戒区域の設定、水防作業への協力

市は、荒川左岸水害予防組合（水防管理者）として、水防上緊急の必要があるときは、警戒区域を設定し、優先通行、緊急通行、立ち入りの制限、立ち退き指示を行うことができる（水防法 11、12、14 条）。

また、やむを得ない必要があるときは、区域内の居住者または現場内にいる者を水防作業に従事させることができる（水防法 17 条）。

涉外部
土木施設部

６　応援要請

水防活動及び応急復旧に要する人員、資機材が不足する場合、市は県（さいたま県土整備事務所）及び荒川下流河川事務所に対し応援を要請する。また、必要に応じて「労働供給計画」に基づき、作業員を確保する。

統括部
土木施設部

７　水防実施状況報告

市長は、洪水などにより被害が生じた場合及び水防資材などの救援を要する場合は、直ちにさいたま県土整備事務所にその概況を報告するものとする。また、市長は、水防終了後３日以内に水防実施状況を県に報告するものとする。

第２　土砂災害対策

地震により急傾斜地崩壊防止施設が、破壊・崩壊などの被害を受けた場合は、次のような応急措置を実施する。

１　情報の収集・伝達

（１）情報の収集

地震が発生した直後から土砂災害の前兆現象、土砂災害発生時における被害状況の早期把握に努める。この場合、住民の安全に係わる情報を最優先に収集、伝達する。

情報収集部
土木施設部
消防部

（２）情報の伝達

大雨（土砂災害）や土砂災害警戒情報の発表により土砂災害の発生が予想される場合は、市民及び防災関係機関などに対し、早急に注意を喚起し、または避難情報の発令、伝達を行う。なお、避難情報の発令については、「避難対策」に基づき行う。

統括部
消防部

２　二次災害の防止

市は、地震の揺れに伴う二次災害の発生に対処するため、次の事項に留意して必要な措置を講じる。

（１）監視の実施

降雨などの気象情報の十分な把握、崩壊面及び周辺斜面、堆積土砂などについて安全に留意した監視を行う。

土木施設部
消防部

（２）立ち入り規制

安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の避難情報を継続するとともに、警戒区域の設定、立ち入り禁止などを実施する。

統括部
土木施設部
消防部

（３）崩壊防止措置

崩壊の前兆が見られる箇所に対して、崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置、安全に留意した再崩壊防止措置などを実施する。

実施にあたっては、さいたま県土整備事務所へ協力を要請する。

土木施設部
消防部

（４）川口市で震度５強以上の地震が発生した場合に、埼玉県県土整備部と熊谷地方気象台は土砂災害警戒情報の発表基準について暫定基準を設定する。震度５強の場合、通常基準の８割、震度６以上の場合、通常基準の７割でそれぞれ運用する。暫定基準運用期間については、埼玉県県土整備部と熊谷地方気象台で梅雨期から台風期を経て降雨状況と土砂災害の発生状況を調査検証し、通常基準に戻すかどうか決定する。

また、熊谷地方気象台で大雨（土砂災害）警報、注意報の発表基準についても土砂災害警戒情報と同じ割合で暫定基準を設定する。通常基準に戻すときは、土砂災害警戒情報の暫定基準を通常基準に戻す時と同時に行う。

第３節　救助・救急活動

市は、関係機関と連携し、地震災害により倒壊家屋の下敷きになっている被災者など、現に生命、身体が危険な状態にある被災者への救助・救急活動を最優先で実施する。

第１　救助活動

１　地震災害の特性

地震災害時の救助活動を的確かつ迅速に行うため、その災害特性を把握したうえで活動する。

① 多種多様な救助事象が複合し、同時に多発する。
② 大規模建築の倒壊、土砂崩れなどの規模の大きい救助事象が発生する。
③ 通常の救助器具以外に建設資機材などを必要とする救助事象が発生する。

２　救助活動の基本方針

（１）救助活動の優先

救助活動は、人命の救助を優先して実施するものとする。

（２）火災現場付近優先の原則

規模が同じ程度の救助事象が、火災現場付近とその他の場所に同時に発生した場合は、火災現場付近を優先して活動する。

この場合、火災の拡大状況などから総合的に判断し、救助の時期を失することのないよう十分配意する。

（３）救助効率重視の原則

同時に複数の救助事象が発生した場合は、原則として少数の隊員で多数の人命を救助できる事象に主力を注ぎ活動する。

（４）多数人命危険対象物優先の原則

高層ビル、地下街などで不特定多数の者を収容し、パニックなどにより多数の人命危険が予想される対象物に事故が発生した場合は優先して出場し、救助活動を実施する。

（５）救命処置必要者優先の原則

救助は救命処置を必要とする者を優先し、消防団員及び付近住民に協力を求めて救出を行う。

ただし、活動人員に比較し多数の要救助者がある場合は、容易に救出できる者を優先とし、短時間に一人でも多く救出する。

３　救助事象の把握

情報収集部
救助第３部
消防部

市の行う情報収集活動によるほか、防災関係機関、消防団、自主防災組織、通行人などあらゆる情報媒体を活用して救助事象の覚知に努める。

なお、概ね次の対象物について、救助事象の把握に努める。

① 病　院
② 大規模店舗
③ 旅館、ホテル
④ 劇場など
⑤ その他署隊長が必要と判断する対象物

４　救助活動体制

消防部

（１）初期の活動体制

発災初期（被害状況が把握されるまでの間）は、各署所周辺の救助を行うとともに積極的に大規模救助事象の発見に努める。

（２）火災が少ない場合の体制

火災発生件数が少なく、救助事象が多発する場合は、早期に消防小隊を活用して救助体制を強化する。

５　出場要領

（１）複数の救助事象を覚知した場合の出場の優先順位

複数の救助事象を覚知した場合の出場の優先順位は、概ね次の表による。ただし、事故の規模から推定してこれにより難い場合は、この限りでない。

＜表－優先すべき救助事象＞

順位	救助事象
1	危険物、毒物、可燃性ガスの流出、漏えい拡散事故
2	大規模店舗、病院など多数の者を収容する建築物の倒壊事故
3	列車、電車の衝突、転覆事故
4	一般建築物、工作物の倒壊事故
5	がけ崩れなどによる事故
6	低地における堤防、護岸の決壊による事故
7	橋りょうの倒壊に伴う事故
8	その他の事故

（２）出場途上の留意事項

救助出場途上において、火災に遭遇した場合は、直ちに警防本部へ報告するとともに、原則として次により対応する。

①　ポンプを有している場合は、消火活動に従事する。

②　ポンプを有していない場合は、消防団、自主防災組織などの保有する可搬ポンプを活用して、消火活動に従事する。

６　救助資機材などの活用

（１）建設機械等の活用

土木施設部
消防部

大規模建物や土砂災害などで、建設資機材を活用する場合にあっては、要救助者の身体防護に留意し、建設機械、高度救助資機材及び大規模災害救助資機材等を併用して効果的に活動を行う。

（２）資機材の集結

消防部

大規模救助事象の災害については、早期に高度救助資機材及び大規模災害救助資機材等の各種救助資機材を集結し効率的な活用を行う。

消防部

（３）資機材の調達・整備

救助の用に供すると判断される資機材などが付近にある場合は、努めて協力依頼し、調達に配意するとともに、重機、高度救助資機材及び大規模災害救助資機材等を計画的に整備する。

統括部
消防部

7　防災関係機関などとの連携

（１）防災関係機関などとの連携

救助活動現場においては、防災関係機関と緊密な連携を図り、要救助者の把握に努め、効果的な活動を行う。

（２）自主防災組織などとの連携

大規模災害時には、地域の自主防災組織、住民などとの連携が不可欠であることから、安全を確保し、協力を得て、効果的な救助活動を行う。

（３）埼玉県特別機動援助隊（埼玉ＳＭＡＲＴ）との連携

市内において、地震による建物倒壊や列車脱線事故などにより救出を要する市民が多数いるような大きな災害が発生した時に、県知事に対して埼玉県特別機動援助隊（埼玉ＳＭＡＲＴ）の出動を要請する。

第２　救急活動

地震災害時の救急活動を的確かつ迅速に行うため、その災害特性を把握したうえで活動する。

1　災害特性

①　同時に多数の傷病者が広範囲に発生する。
②　搬送先医療機関の確保が困難になる。
③　救急医療情報の収集が困難になる。

2　活動の原則

（１）救命活動優先の原則

救急隊は、救命活動を優先する。

（２）重症者優先の原則

救急処置は、救命の処置を必要とする重症者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせる。

消防部

（３）医療活動班との連携の原則

災害現場においては、「医療救護活動」に基づく医療救護班・地域災害拠点病院と密接な連携を図る。

3　出場要領

①　現場救護所に出場する救急隊は、震災用救急資器材を積載し出場する。

② 大規模な救助活動現場への出場は、努めて救助隊などと連携して出場する。

4 救護所の活動要領

救助第３部
消防部

（１）救護所の設置

救護所の構成要員は、発災当初は当番救急隊員を中心にあて、傷病者数などの状況に応じて、順次参集した救急隊員などをもって増強する。

（２）救護所での任務

震災用救急資器材、または多数傷病者用救急資器材（以下「震災用救急資器材など」という。）を準備し、次の措置を行う。

① 傷病者に対する救急処置
② 救急資器材の配布
③ その他応急救護上必要な措置

5 医療機関情報の収集

救助第３部
基幹災害拠点病院部
消防部

「全国広域災害救急医療情報システム（EMIS）」の活用等により、医療機関情報の収集を行うものとする。

① 医療機関の傷病者収容可能能力の状況
② 救護所の開設、収容能力の状況
③ 広域災害救急医療システムの活用
④ その他必要な事項

6 現場活動要領

消防部
警察

（１）搬送順位の決定

搬送は、救命処置を必要とする傷病者を優先する。

なお、この場合、軽症者などの割り込みにより救急車が占有されないようき然とした態度で臨むとともに、このような気配がある場合は現場の警察官などに協力を要請し、混乱を避ける。

（２）救急資器材の配布

傷病者が多数あり、応急手当が間に合わないときは、可能な限り自主的な応急手当を行わせるため、救急資器材を配布する。

7 自主防災組織などとの連携

統括部
消防部

大規模災害時には、自主防災組織などとの緊密な連携に努め、協力を得て効率的な救急活動を行う。

第３　緊急搬送体制の確立

傷病者の救命のために、救急班は、トリアージと搬送を実施し、基幹災害拠点病院及び医療救護班が応援する。

１　傷病者搬送の手順

救助第３部
基幹災害拠点病院部
消防部

（１）トリアージの実施

災害発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うための傷病者の治療優先順位を決定するため、トリアージタッグを用いてトリアージを実施する。

救助第３部
消防部

（２）重症者の搬送

医療救護班は、トリアージの実施結果を踏まえ、重症者を被災現場から救護所または後方医療機関へ搬送する。

搬送にあたっては、消防局の救急車、市及び輸送業者の車両を利用するとともに、自主防災組織、地域住民に協力を要請する。

２　後方医療機関への搬送

統括部
救助第３部
基幹災害拠点病院部
消防部

後方医療機関へ搬送する場合は、医師会、県災害対策本部医療救急部の協力を得て、収容先医療機関の被害状況や空床情報を迅速・的確に把握する。

搬送にあたっては、消防局の救急車、市及び輸送業者の車両を用いるとともに、基幹災害拠点病院と連携し、必要に応じて自衛隊及び県災害対策本部医療救急部、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の車両及びヘリコプターによる搬送を要請する。

ヘリコプターで搬送を行う場合は、基幹災害拠点病院駐車場屋上のヘリコプター離着陸場、または市内指定緊急離着陸場から搬送を行うものとする。

＜表－災害拠点病院・救命救急センター（埼玉県）＞

災害拠点区分	救命救急	医療機関名	病床数	所在地（電話番号）	ヘリポート		
					位置	区分	距離
基幹災害拠点病院	○	川口市立医療センター	539	川口市西新井宿 180 (048-287-2525)	内	常設	—
	○	埼玉医科大学 総合医療センター	1050	川越市鴨田 1981 (049-228-3411)	内	常設	4.5km
	○	さいたま赤十字病院	638	さいたま市中央区 新都心 1-5 (048-852-1111)	内	常設	—
地域災害拠点病院		埼玉県済生会川口総合病院	424	川口市西川口 5-11-5 (048-253-1551)	外	臨時	
	○	獨協医科大学埼玉医療センター	923	越谷市南越谷 2-1-50 (048-965-1111)	外	臨時	3.0km
	○	自治医科大学附属 さいたま医療センター	628	さいたま市大宮区 天沼町 1-847 (048-647-2111)	外	臨時	0.1km
		北里大学メディカルセンター	372	北本市荒井 6-100 (048-593-1212)	内	臨時	—
	○	深谷赤十字病院	474	深谷市上柴町西 5-8-1 (048-571-1511)	外	臨時	2.5km
		埼玉県済生会栗橋病院	329	久喜市小右衛門 714-6 (0480-52-3611)	外	臨時	3.5km
		さいたま市立病院	637	さいたま市緑区 三室 2460 (048-873-4111)	外	臨時	0.2km
	○	防衛医科大学校病院	641	所沢市並木 3-2 (04-2995-1511)			
		埼玉医科大学国際医療センター	700	日高市山根 1397-1	外	臨時	
		社会医療法人壮幸会行田総合病院	504	行田市持田 376			
		新久喜総合病院	336	久喜市上早見 418-1			
		独立行政法人国立病院機構埼玉病院	550	和光市諏訪 2-1			
		草加市立病院	380	草加市草加 2-21-1			
		埼玉医科大学病院	965	入間郡毛呂山町毛呂本郷 38			
		さいたま市民医療センター	340	さいたま市西区島根 299-1			
		医療法人社団愛友会上尾中央総合病院	733	上尾市柏座 1-10-10			

		羽生総合病院	311	羽生市大字下岩瀬 446			
		埼玉県立小児医療センター	316	さいたま市中央区新都心 1-2			
		戸田中央総合病院	517	戸田市本町 1-19-3			

＜表－第２種感染症指定医療機関設置状況＞

二次保健医療圏	医療機関名	感染症指定病床数	所在地	連絡先
さいたま	さいたま市立病院	10	さいたま市緑区三室 2460	048-873-4111
川越比企	東松山市立市民病院	4	東松山市松山 2392	0493-24-6111
川越比企	埼玉医科大学病院	4	毛呂山町毛呂本郷 38	049-276-1111
北部	深谷赤十字病院	6	深谷市上柴町西 5-8-1	048-571-1511
北部	本庄総合病院	2	本庄市北堀 1780	0495-22-6111
利根	済生会栗橋病院	4	久喜市小右衛門 714-6	0480-52-3611
北部	**埼玉県立循環器呼吸器病センター**	21	**熊谷市板井 1696**	**048-536-9909**
東部	**春日部市立医療センター**	2	**春日部市中央 6-7-1**	**048-735-1261**
県央	**上尾中央総合病院**	9	上尾市柏座 1-10-10	**048-773-1111**
南西	**独立行政法人国立病院機構　埼玉病院**	4	**和光市諏訪 2-1**	**048-462-1101**
東部	**獨協医科大学埼玉医療センター**	5	**越谷市南越谷 2-1-50**	**048-965-1111**

第４節　医療救護活動

災害時における医療救護活動の内容を定め、応急時に対応する。

第１　初期医療体制の構築

１　医療救護需要の把握

情報収集部
救助第３部
消防部

市は、発災直後に情報収集を行い、医療機関の機能停止、または不足する地域について、医療を必要とする状態にある市民の人数、負傷状況を調査する。

２　医療機関の確保

情報収集部
救助第３部

市は、医療機関の被害状況の把握、患者収容状況を把握する。医療機関のライフラインに被害が生じた場合は、関係機関に連絡し、早期復旧を依頼する。

救助第３部は、院内での診療行為の継続が不可能な医療機関がある場合は、当該医療機関に対し、避難所などに設置される救護所や地域災害拠点病院、その他診療可能な医療機関への医療スタッフの派遣、医療用資器材、医薬品の供給など、市の行う医療救護活動への支援を要請する。

３　医療救護班の編成

救助第３部

災害時には、状況に応じて川口市医師会、川口歯科医師会、川口薬剤師会などの協力のもと、医療救護班を編成し、救護所及び医療機関に派遣する。

医療救護班の編成は、以下の要領で行う。

①　災害対策本部の指示により、医療救護活動が必要な場合に、保健衛生班は、川口市医師会、川口歯科医師会などに協力を求めて、医療救護班の編成を行う。

②　川口市医師会、川口歯科医師会などは、協力して医療救護班を編成し、医療救護活動を実施する。

４　応援要請

統括部
救助第３部
基幹災害拠点病院部

災害の程度により、市の能力を持ってしては十分な医療活動が行えないと判断される場合、または災害救助法適用後、医療・助産救護の必要があると認められるときは、県（保健医療部）及びその他関係機関に協力を要請する。医療救護班が不足する場合は、県に埼玉ＤＭＡＴの派遣を要請し、併せて受入体制を整える。

５　基幹災害拠点病院の初期医療体制

救助第３部
基幹災害拠点病院部
消防部

基幹災害拠点病院は、トリアージセンターを設置し、医療救護班及び救急班と調整しつつ、赤（重症）・黄（中等症）患者を受け入れ、治療を行うとともに、緑（軽症）を救護所へ送る。基幹災害拠点病院は、災害救護医療を確実に提供するため、災害救急医療従事者・従事車両以外の敷地内の立入りを制限する。

第２　医薬品、医療用器具の調達

救助第３部
基幹災害拠点病院部
消防部

基幹災害拠点病院部は、災害の状況に応じて、川口市医師会、川口歯科医師会、川口薬剤師会などに対して必要な医療用器具、医薬品などの調達について協力を要請する。

また、あらかじめ協定を締結した事業者に対して、供給を依頼する。

第３　救護所の設置

救助第３部
消防部

医療救護活動は、医療機関の診療機能が残存している場合には医療機関で診療することを原則とするが、傷病者が多数発生し市内医療機関が機能していない、もしくは被災状況があきらかでない場合は、基幹となる医療機関付近にトリアージと軽症患者を処置するための救護所を設置する。設置のために必要な備品や医薬材料等については、救護所を設置予定の医療機関とあらかじめ協議しておく。

第４　医療救護活動

１　傷病者の傷害などの区分の判別

救助第３部
消防部

医療救護班は、救護所でのトリアージの実施により傷病者の傷害の区分（救命処置の必要な者とそうでない者）を判別し、病院などへの搬送の必要性及び応急処置の方法などを判断する。

２　傷病者に対する応急処置

救助第３部
消防部

医療救護班及び救急班は、救命処置を必要とする傷病者を優先として応急処置を行う。

３　病院などへの搬送

救助第３部
基幹災害拠点病院部
消防部

⑴ 病院などへの搬送が必要な傷病者については、救命を要する重症者を優先に移送順位を決定する。

⑵基幹災害拠点病院では、トリアージセンターを設置し、救護所や他の病院から重症患者を受け入れるほか、重傷度に応じ、後方病院への移送が必要な場合には、埼玉ＤＭＡＴ・自衛隊（医療）・埼玉県特別機動援助隊（埼玉ＳＭＡＲＴ）等に緊急搬送を要請する。

救助第３部
基幹災害拠点病院部

４　死亡の確認

警察に死亡の確認を要請する。

救助第３部

５　精神科救急医療の確保

被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービスなどの対策活動を通じ、環境の急変などから病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者が認められた場合は、精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

第５　緊急搬送体制の確立

傷病者の救命措置を行うため、緊急搬送体制を確立し、適切な搬送計画により実施する。

基幹災害拠点病院部
消防部

１　傷病者搬送の手順

（１）トリアージの実施

災害時に多数の傷病者が同時に発生した場合、トリアージを実施し、傷病者の傷病程度を選別のうえ処置の必要度により搬送順位を決定する。

救助第３部
基幹災害拠点病院部
消防部

（２）重症者の搬送

医療救護班は、トリアージによる傷病者の選別結果により、カテゴリーⅠ（最優先治療群）を優先とし、消防部、その他搬送協力機関、地域住民等と協力し、後方医療機関への傷病者の搬送を実施する。

統括部
救助第３部
基幹災害拠点病院部
消防部

２　後方医療機関への搬送

後方医療機関へ搬送する場合は、埼玉県広域災害救急医療情報システムでの検索及び埼玉県災害対策本部医療救急部に対し、傷病者の受入れ可能医療機関の情報提供を求め、後方医療機関の被災状況や受入れ可能状況を把握し、適切な搬送計画により実施する。

傷病者搬送は、消防部、搬送協力機関と調整して車両を確保したうえ、搬送を実施する。また、車両数が不足する場合は、自衛隊、県に対し車両の確保を依頼する。広域搬送が必要な場合には、ヘリコプター搬送の要請を行う。

ヘリコプターで搬送を行う場合は、状況に応じて、基幹災害拠点病院駐車場屋上のヘリコプター離着陸場及び市内指定緊急離着陸場を使用する。

第５節　避難対策

大地震発生後の延焼火災、有毒ガスなど危険物質の漏えいといった二次災害から住民の生命、身体などの安全を確保するための避難対策は、市が中心となって行う応急対策の中でも最も重要なものである。

そこで、二次災害の発生、火災拡大などにより地域住民に危険の及ぶおそれがある場合、安全に避難させるための避難対策について必要な事項を定める。

第１　避難情報の発令・伝達

二次災害の発生、火災拡大などにより地域住民に危険の及ぶおそれがある場合、安全に避難させるための避難情報についての必要な事項を定める。

１　避難情報の発令

（１）避難情報の発令者

危険が切迫した場合には、市長は避難情報を発令し、直ちに県知事に報告する。

（２）避難場所及び避難所の選定

避難場所及び避難所の選定は、市長が行う。

（３）避難情報の内容

避難情報は、次の内容を明示して行う。

① 発令日時
② 発令者
③ 要避難対象地域
④ 立ち退き先
⑤ 避難先及び避難経路
⑥ 避難時の留意事項
⑦ 避難理由
⑧ 担当者、連絡先

２　避難情報の発令基準、市民への周知

統括部
秘書広報部
消防部

市長は、概ね次の基準により発令する。

また、本市自ら避難情報を発令した場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、「災害広報計画」に基づき、市民へ迅速に周知する。

＜表－避難情報の発令基準＞

種　別	発令基準	市民に求める行動	市民への伝達方法
高齢者等避難	①避難に関係する注意報が発令されたとき ②高齢者等避難の発令を必要とするとき	①要配慮者など避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始 ②上記以外の者は、家族との連絡、非常用持出品の用意など、避難準備を開始	・防災行政無線 ・自主防災組織などの協力 ・インターネット ・テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ） ・防災情報メール ・広報車 ・消防車両
避難指示	①気象台から地震など災害に関する警報､特別警報が発せられ避難を要すると判断されるとき ②関係機関から地震など災害に関する通報があり､避難を要すると判断されるとき ③地すべりによる著しい危険が切迫しているとき ④火災が拡大するおそれがあるとき	①計画された避難所への避難行動を開始 ②未だ避難していない対象市民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は生命を守る最低限の行動	・防災行政無線（サイレン含む） ・広報車 ・消防車両 ・テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ） ・防災情報メール

統括部
秘書広報部
情報収集部
消防部

３　情報伝達方法の確保

市は、本市域において災害が発生し、または発生が予想されるなど、危険が切迫している状況において、避難情報などの緊急性の高い情報伝達は、以下の手段により行う。

①Ｌアラートを通しての情報発信
②　防災行政無線（サイレン含む）
③　防災メール（きらり川口情報メール、緊急速報メール、防災気象メール）での伝達
④　ホームページ、防災行政無線テレホンサービスなど
⑤　広報車、消防車両
⑥　町会・自治会などを通じての伝達
⑦　公共施設などへの掲示
⑧　コミュニティＦＭ

統括部

４　関係機関への連絡

市長が避難情報を発令したとき、また警察官などから避難の指示を行った旨の通報を受けたときは、直ちに関係機関などに連絡する。

（１）放送事業者への避難情報などの連絡

市長が避難情報を発令した場合、または他の機関からその旨の通知を受けた場合、市民への迅速な伝達を図るため放送事業者に情報を提供する。

①　伝達ルート

原則として、市から県及び放送局双方へ同時に情報を伝達するルートを確保し、県を経由した放送事業者への伝達ルートも確保する。

②　伝達手段

伝達手段は以下に示すとおりである。

・避難情報など発令情報連絡用紙に基づき、ファクシミリで情報提供を行う
・電子メールを併用して、情報伝達の確実性を図る。ただし、ファクシミリで伝達できない場合は、電子メールで情報伝達したことを電話で伝える
・極めて緊急を要するなど、災害時の状況により放送局へのファクシミリでの伝達が難しい場合は電話で連絡するとともに、速やかにファクシミリで同一情報を提供する

④　放送事業者への避難情報など発令時の情報提供

避難情報など発令時の放送局への情報提供先は、以下のとおりである。

＜表－放送事業者への情報提供・連絡先＞

放送局	担当部署	ＦＡＸ	Ｅ－mail	電話
日本テレビ	報道局社会部	03-6215-0042	shakaibu-editors@ntv.co.jp	03-6215-3520
ＴＢＳテレビ	報道局社会部	03-5571-2179	shakaibu@best.tbs.co.jp	03-5571-3141
フジテレビ	報道局社会部	03-5500-7576	shakai.desk@fujitv.co.jp	03-5500-8508
テレビ朝日	ニュース情報センター社会部	03-3405-3390	ml-newsdesk@tv-asahi.co.jp	03-6406-1330

放送局	担当部署	ＦＡＸ	Ｅ－mail	電話
ＦＭ川口	放送部	048-222-0857	contact@fm856.co.jp	048-222-7856
テレビ東京	報道局報道部	03-5473-3491	saigai@tv-tokyo.co.jp	03-3431-5461
ＴＢＳラジオ	制作センター・ニュース担当	03-3505-0574	jyo@best.tbs.co.jp	03-5571-2570
文化放送	報道スポーツセンター	03-5403-1107	sekine@joqr.co.jp	03-5860-1075
ニッポン放送	編成局報道部	03-3287-7696	hodo@jolf.co.jp	03-3287-7622
FM NACK5	編成部	048-650-0391	h-kataoka@nack5.co.jp	048-641-0715
テレビ埼玉	報道制作局報道部	048-824-3335	tvs-houdou@tv-saitama.co.jp	048-824-4109 048-824-4105（予備）
ＮＨＫさいたま放送局	放送部ニュース	048-832-6875	s11001-hinanjoho@nhk.or.jp	048-831-8890

（２）関係機関相互の通知・連絡

統括部
渉外部
情報収集部

市長は、避難のための立ち退きを指示し、警戒区域を設定したとき、関係機関に通知・連絡を行う。

伝達に際しては、チェックリストを使い伝達手段、伝達先に漏れがないか確認する。

＜図－関係機関への伝達イメージ＞

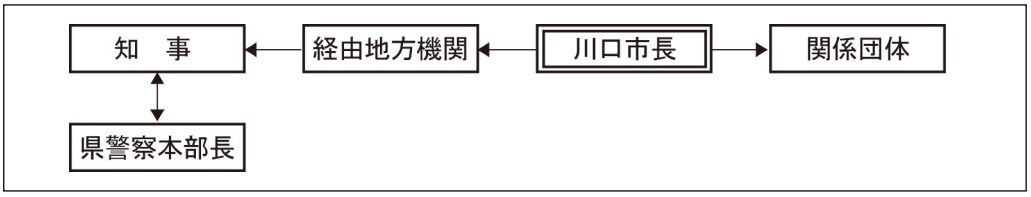

５　避難情報の解除

統括部
消防部

当該住民の身辺から災害による直接の危険が去ったと認められるとき、市長は避難情報を解除する。

市民及び関係機関への伝達・報告は、発令時と同様に行う。

第２　警戒区域の設定

災害が発生し、または発生しようとしている場合、応急措置の一つとして、警戒区域を設け、防災従事者以外の者の立ち入りを制限、禁止し、またはその区域から退去を命ずる。

１　設定権者

市長は災害が発生しまたはまさに発生しようとしている場合において、市民などの生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めたときは、警戒区域を設定し、災害応急対策活動に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限、若しくは禁止または当該区域からの退去を命ずる(災害対策基本法)。

２　警戒区域設定の伝達・報告

警戒区域を設定した場合の伝達・報告は、避難情報の伝達・報告方法を準用する。

救助第１部
土木施設部
消防部

第３　避難誘導

延焼火災の拡大などの危険が切迫した場合、避難する市民の安全を確保するには、適切な誘導などを行うことにより混乱なく避難の実施を図る必要がある。

避難時の誘導方法については、次のとおりとする。

１　避難誘導の流れ

大規模な地震が発生した場合、発災後すぐに市の職員が避難誘導を行うことは難しいため、市民一人一人が自主的に救助・避難誘導を行うことが重要である。

そのため、市民は「避難マニュアル」に基づき次の避難行動を行うものとし、市は、市民の避難行動を補助する。

＜図－避難行動図＞

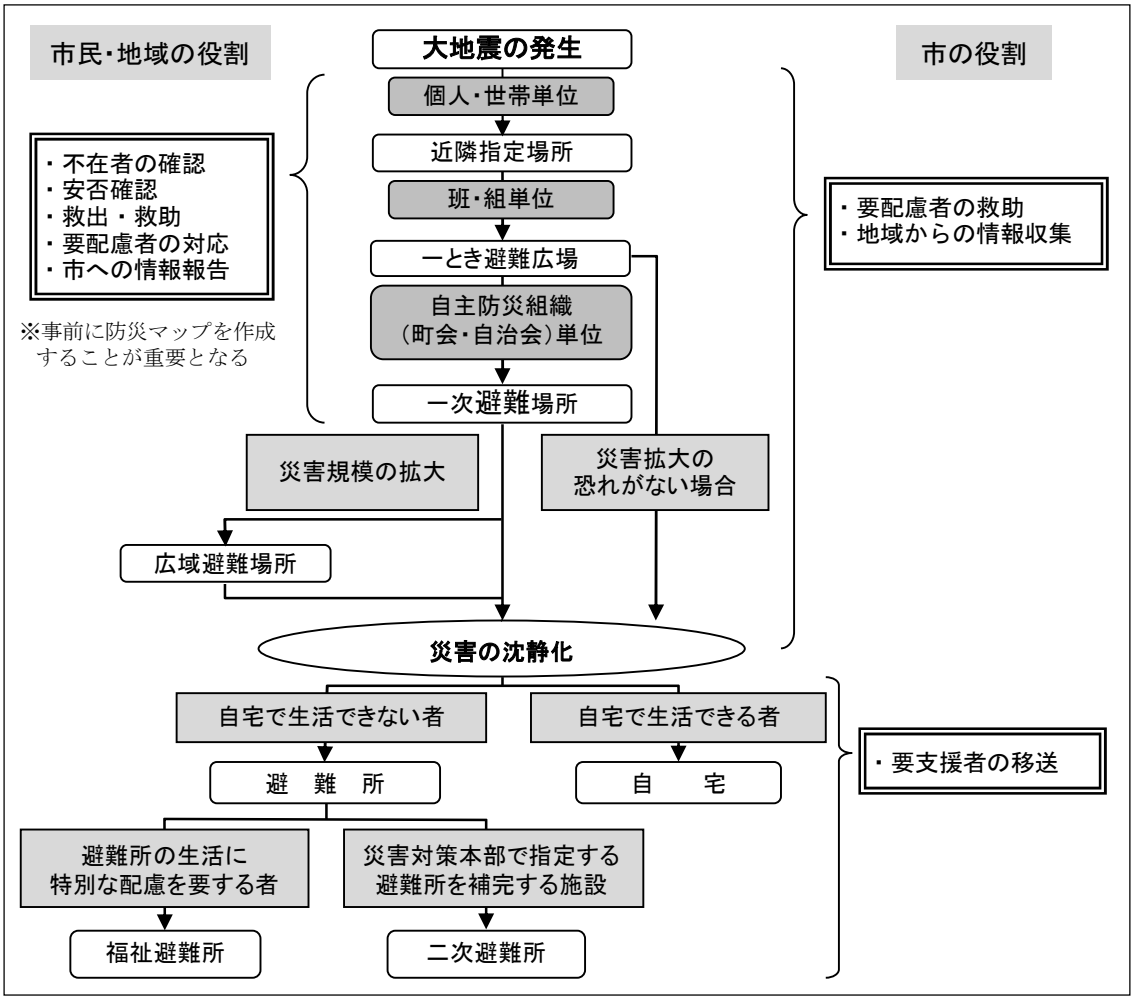

＜表－避難時における市民行動及び避難誘導実施者＞

避難行動	市民の取るべき行動	避難誘導実施者
発災直後	・あらかじめ隣近所で定めた災害時の集結場所へ参集 ・隣近所（班（組）単位）の安否確認 ・所在不明者の捜索・救出、初期消火	防災リーダーなど
一とき避難広場への避難	・町会・自治会単位で一とき避難広場に集合 ・各班（組）の集結状況を把握 ・各班（組）から地域の被害状況を収集し、市に伝達 ・集結が遅れている班（組）の活動の応援	自主防災組織（または町会長・自治会長など） 防災リーダー 消防団
一次避難場所、広域避難場所、避難所への避難	・被害状況から、危険の切迫性を勘案し、一とき避難広場が安全でないと判断されるときは、一次避難場所若しくは広域避難場所へ避難 ・被災により自宅での生活が困難である場合は、避難所へ避難	

２　避難誘導の実施

避難の誘導は原則として、自主防災組織（または町会長・自治会長など）、防災リーダー及び消防団が中心となって行う。

３　避難誘導の留意点

避難誘導を行うにあたって、避難誘導の実施者は以下の点に留意して避難誘導を行う。

① 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること
② 自主防災組織などと連携を図り、避難者の誘導措置を講じること
③ 出発、到着の際には「避難者カード」を活用し、人員の点検を行うこと
④ 危険地点には、ロープなどによる標示を行い、状況により誘導員を配置し安全を期すること
⑤ 夜間においては、可能な限り投光機、照明器具を使用すること
⑥ 誘導中は、事故防止に努めること
⑦ 避難誘導は、町会・自治会単位など、地域の結びつきの強い単位で行うこと
⑧ 避難順位は、概ね次の順序で行うこと
　・病弱者、障害者
　・高齢者、乳幼児、児童
　・一般住民

４　消防部の助言・誘導

消防部

消防部は、避難情報が発令された場合には、災害の規模、道路・橋りょうの状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用などを勘案し、もっとも安全と思われる方向を市長、警察に助言する。

障害者、老人など要配慮者に対する避難誘導については、周辺住民及び自主防災組織などの協力を得るなどして避難場所及び避難所への誘導に努める。

５　住民への呼びかけ

避難誘導の実施者は、誘導を行う際、次の事項を住民に呼びかけながら誘導を行う。

①　携帯品は、貴重品、一日分の食料、最低限の身の回り品など、円滑な立ち退きに支障をきたさない最小限度のものとすること

②　隣近所など、班・組単位での安否確認、救助活動を行うこと

③　要配慮者を優先して避難させるものとし、必要な配慮を行うこと

６　避難行動要支援者の避難誘導

避難行動要支援者については、介助人の欠如、補装具の破損、避難所案内の不備（特に知的・視覚・聴覚に障害のある方、外国人）などによって、避難所への移動に支障をきたすおそれがある。

避難誘導者は、地域住民と協力し、避難行動要支援者の状況に応じた誘導を行う。

第４　避難所の開設

市長は、東京都 23 区または埼玉県南部に震度５強の地震が発生したときは、直ちに避難所を開設し、職員を派遣する。

職員の避難所における業務などについては、次のとおりとする。

１　避難所の所在地、名称など

避難所の所在地、名称などは、資料編のとおりであり、市内の小中学校、高等学校など 89 か所を指定している。なお、避難所担当職員については、別に定めるものとする。

２　市民に対する周知

市長は、避難所を開設したときはその旨を公示し、避難所に避難すべき者を誘導し保護する。

３　避難所の開設

避難所担当職員
文教第２部
文教第１部

避難所開設にかかる目的、方法、期間、費用など（県立、市立施設のみ）については、災害救助法を適用した場合に準ずるものとする。

（１）開設時期

避難所の開設にあたっては、事前計画（避難所運営会議マニュアル）に基づき、下記の事項を実施する。

①　罹災者、負傷者などの発生状況、市内の被災状況などから開設する。

②　避難所を開設したときは、開設状況を速やかに本部または対策班に連絡する。

③　避難所の開設は災害対策本部からの指令がなくとも避難の必要が生じた場合は職員の動員配備計画に基づき開設する。また、夜間などで施設の管理者が不在のときは、最初に施設に到着した職員が同様の措置を行う。

④　非常体制の場合は本部要綱に基づいて活動するものとする。

⑤　避難所内に事務所を開設する。事務所には避難者からよく判るように「事務所」の表示をする。なお、避難所を開設した以降は、事務所には必ず要員を常時配置しておくこと。

⑥　事務所には、避難所の運営に必要な用品（避難者カード、事務用品など）を準備する。

⑦　避難者の受入れスペースを設定する。この際に、自主防災組織などの意見を聞き、部屋割りが可能なときはできるだけ地域ごとにスペースを設定する。

⑧　避難者の指定のスペースへの誘導は当初は担当職員が行うが、早い時期に避難者の代表者に依頼するようにする。

４　他都道府県からの避難者受入れ

避難所担当職員
文教第２部
文教第１部

市長は、大規模災害のため、他都道府県からの避難者受入れについて、知事から協議があった場合は、避難所等から適当なものを選定し、受け入れるものとする。

なお、この運営については、「第５　避難所の運営」を準用する。

（１）避難所開設の手順

避難所の開設手順は以下のとおりとする。

＜図－避難所開設手順＞

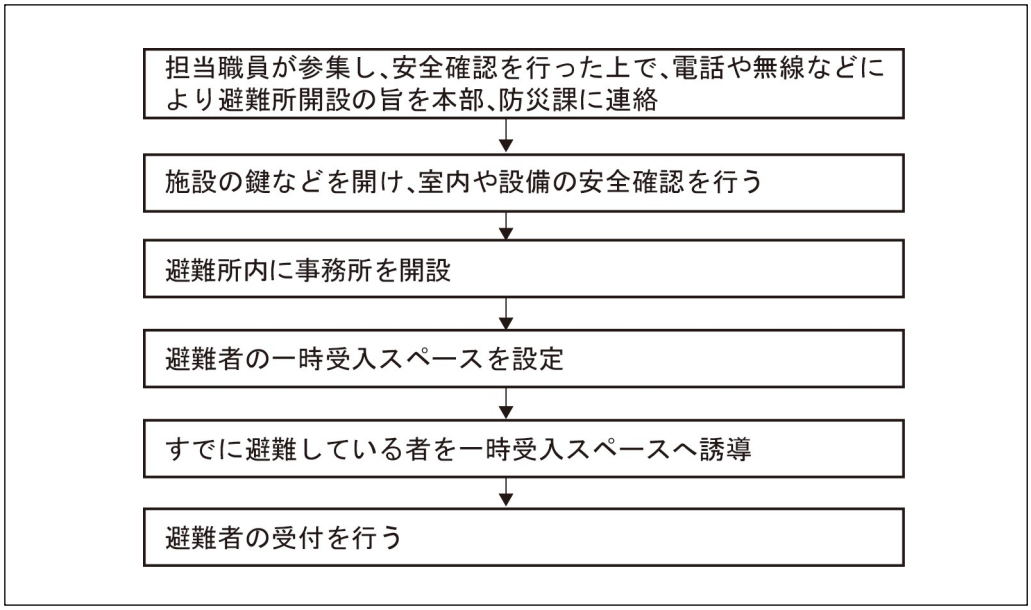

（２）災害救助法を適用した場合の避難所の開設

①　開設の目的

災害のため現に被害を受け、または受けるおそれのある者で避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するため開設する。

②　開設の方法

避難所担当職員
文教第２部
文教第１部

・避難所は、学校とし、応急的に整備して使用する。
・市長は避難所を開設したときは、その旨を公示するとともに収容すべきものを誘導し保護する。
・市長は避難所を開設したときは、ただちに下記事項を知事に報告する。
　○　避難所開設の目的
　○　箇所数及び収容人員
　○　開設期間の見込み

（３）費用及び期間

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償については、平成 13 年 3 月 23 日告示第 393 号（最終改正：令和 3 年埼玉県告示第 932 号）に定める額を限度とする。

避難所の開設期間は原則として、災害発生の日から７日以内とする。

第５　避難所の運営

避難所の運営は自主防災組織を中心とした避難者自身が市職員、警察、市医師会などの防災関係機関などの協力を得て、「避難所運営会議マニュアル」に基づき行う。

＜図－運営手順＞

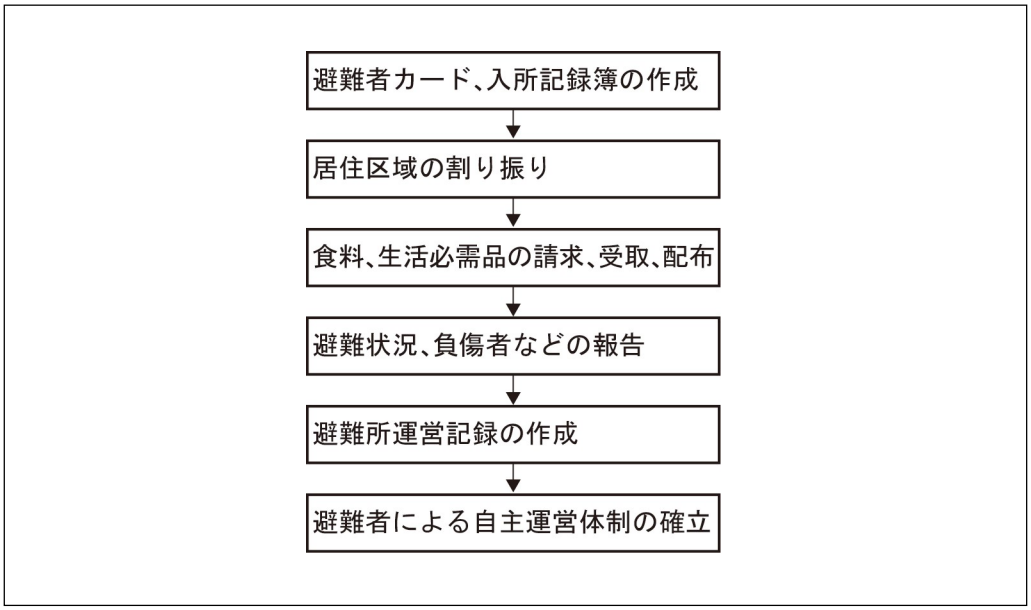

避難所担当職員
文教第２部
文教第１部

１　避難所の運営

市は、あらかじめ定められた避難所担当職員を各避難所に派遣し、住民が実施する避難所の運営に対する補助を行う。市職員による運営補助は原則発災から３日間とし、以降の運営管理については避難住民による自主管理とする。

（１）避難所運営体制の確立

①　運営組織の設置

避難所運営組織は原則として自主防災組織を中心として編成する。

運営組織は自主防災組織などがあらかじめ定めた組織体系によるものとし、運営組織は以下のとおりとする。

□運営組織の設置手順

・運営組織は、本部長、副本部長、各活動部の部長・副部長及び避難所の管理者（学校長及び教頭）で構成する
・活動部は、庶務部、物資部、救護・衛生部、施設管理部で構成し、町会・自治会ごとに役割を割り振る
・各活動部の部長・副部長は、町会・自治会員の中から本部長、副本部長が指名する
・必要に応じてボランティアを各部に配置する
・避難所となる施設の職員（教職員）は、各活動部の活動を支援する

②　市職員の派遣

市は、初動体制の定めるところにより市民が避難する避難所にあらかじめ指定した職員を派遣する。

③　警察への応援要請

涉外部

避難住民の安全確保及び災害情報の収集などのため、市は県を通じ、県警本部に対して、市が指定する避難所に必要に応じて警察官の派遣を要請するほか、市と連絡を密にして避難所の秩序維持などに協力するよう要請する。

（２）居住区域の割り振り

避難所担当職員
文教第２部
文教第１部

避難所運営組織は、市の協力を得ながら、各居住班が施設内のどの部分を避難所として利用するかを決定する。

避難者居室は「一般用」「高齢者用」「身障者用」「乳幼児用」に区分する。

居住区域の割り振りにあたっては以下の点に留意して行う。

① 世帯と地域を単位とし、居住区域を割り振る
② 血縁関係や居住地域を考慮する
③ 地域内に居住していない避難者については年齢や性別を考慮し、割り振る
④ 介護が必要な避難行動要支援者は、心身の障害の特質に応じた居住空間の確保に配慮した上、家族と別離することがないよう区域を割り振る
⑤ 区域割り振りの目安は、施設の規模により適宜決める

（３）避難者カード、入所記録簿の作成

避難所担当職員
文教第２部
文教第１部

避難者カード、入所記録簿の作成は、避難所運営組織が受入れスペースでの受付けで、避難者に記入させる。名簿は居住班（組）別に整理する。

（４）避難所運営の留意点

避難所担当職員
文教第２部
文教第１部

運営組織及び市の職員は、以下の点に留意し、避難所の運営・サポートを行う。

＜避難所運営の留意点＞

① 避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、食料・物資等の需要を把握する。市で不足が見込まれる場合には県、近隣市・区に応援要請する。
② 避難所の開設や運営状況を把握するため通信連絡手段の確保に努める。
③ 避難所ごとに管理責任者を定めることとする。運営にあたっては避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置する。女性に配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮する。
④ 高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者（自閉症等）、難病患者、性的マイノリティ、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、性別を考慮した更衣室やトイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障害者等が気持ちを落ち着かせることができる空間）等を開設当初から設置するように努める。
また、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。
⑤ 要配慮者等のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

＜表－要配慮者のために必要な物資等の例示＞

区分	必要な物資等
高齢者	紙おむつ、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡
乳幼児	タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、粉ミルク、お湯、離乳食、沐浴用たらい、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣服、おぶい紐、ベビーカー等
肢体（上肢、下肢、体幹）不自由	紙おむつ、ベッド、車椅子、歩行器、杖、バリアフリートイレ

病弱・内部障害	医薬品や使用装具	
	膀胱又は直腸機能障害	オストメイトトイレ
	咽頭摘出	気管孔エプロン、人工咽頭
	呼吸機能障害	酸素ボンベ
聴覚障害	補聴器、補聴器用電池、災害用バンダナ、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ	
視覚障害	白杖、点字器、ラジオ	
知的障害・精神障害・発達障害	医薬品、嚥下しやすい食事、紙おむつ、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具	
女性	女性用下着、生理用品などの衛生用品	
妊産婦	マット、組立式ベッド	
外国人	外国語辞書、対話カード	
性的マイノリティ	性別に配慮した更衣室やトイレ	

⑥　避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。

⑦　避難生活では、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。保健師等による健康相談の実施体制、埼玉県医師会との協定に基づく医療救護班の派遣等必要な措置をとる。

また、高齢者や障害者等の避難行動要支援者の健康状態については、特段の配慮を行い、福祉避難所の設置場所をあらかじめ定めるとともに、医療機関への移送や福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣等の必要な措置をとる。

⑧　避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

⑨　動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

避難所担当職員
土木施設部

２　避難所への誘導及び帰宅行動の支援

市は、警察の協力を得て避難者の避難所への誘導または帰宅行動の支援を円滑に行う。

３　避難所における救援活動

避難所における救援活動は、概ね二次災害の終息（大火災が鎮静）の後に実施することとし、市の従事職員を中心に罹災住民、自主防災組織などの協力を得て次の活動を行う。

（１）本部への状況報告

避難所担当職員
文教第２部
文教第１部

従事職員は別紙様式により、避難者名簿、物品受払簿及び避難所日誌を作成し、逐次本部へ避難の状況を報告する。別紙様式は、資料編のとおりである。

（２）救援物資の配布

避難所担当職員
物資部
文教第２部
文教第１部

本部から供給された食料・毛布その他の救援物資（避難所へ直接寄贈された物資を含む）は、物資置き場として指定した場所で集約して管理し、避難者に平等に配布する。

ただし、不足する場合は、状況を説明したうえで子供や高齢者などを優先して配布する。

配布は、避難所管理・運営本部組織の物資部（避難者自身）が行い、必要に応じてボランティアの協力を得て実施する。

救援物資が不足する場合は、避難者数、世帯数、食料数をまとめ、本部に速やかに連絡し、避難者に配布する。

（３）負傷者などの処置

避難所担当職員
救助第３部
文教第２部
文教第１部
消防部

避難者の中に負傷者などを確認し、緊急を要する場合は、医療機関、消防署などに連絡し、適切な処置をとるとともに状況を記録し、本部へ報告する。

４　避難所の閉鎖

避難所担当職員
文教第２部
文教第１部

避難所は、災害がおさまり、避難の必要性がなくなり、被災者のための応急仮設住宅の建設など、生活再建の目処が立った時点で閉鎖する。

避難所を閉鎖した場合、その旨を速やかに県その他関係機関に報告する。

災害救助法の適用を受けた場合の避難所の開設期間は、期間が予測できる場合、あるいは一定期間開設が必要であることが明らかな場合はその期間とする。ただし、この期間が７日を超える場合は、厚生労働大臣と協議する。

第６節　要配慮者に対する支援

市内には、地震が発生した場合、高齢者や障害のある方、乳幼児、傷病者などの災害対応能力の弱い者、及び言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人など（「要配慮者」という。）が多数住んでおり、避難後の避難所等での生活に支援が必要になる。

また、これらのうち、自ら避難することが著しく困難である方（「避難行動要支援者」という。）については、発災時に、避難のための情報伝達や避難支援、安否確認等を行う必要がある。

このため市は、要配慮者に対する支援はもとより、避難行動要支援者に対する避難支援のための施策を速やかに実施する。

第１　社会福祉施設入所者の安全確保

１　施設職員の確保

施設管理者

施設管理者は、職員の動員・参集を迅速に行って緊急体制を確保する。

２　情報収集・伝達

施設所管部

市は、市内の社会福祉施設と連絡を取り、施設及び入所者の状況把握に努める。

施設管理者
救助第１部
消防部

３　避難誘導の実施

施設管理者は、各施設の避難計画に基づき、入所者などの救助及び避難誘導を迅速に実施する。その際、災害の程度に応じて市（消防部、福祉班、社会福祉施設班）、近隣の社会福祉施設、社会福祉施設運営団体、自主防災組織、ボランティアなどに協力を要請する。

また、緊急避難に対応できるように輸送車両並びに搬送用タンカ、その他必要な資機材を確保し、医師、看護師、保護員、指導員などの職員を適切に配置する。

涉外部
救助第１部

４　受入れ先の確保及び移送

市は、社会福祉施設が被害を受け入所者の生活継続が困難となった場合には、県災害対策本部福祉部に対し、県下の社会福祉施設の受入れ調整を要請するとともに、社会福祉施設、社会福祉施設運営団体などの関係機関と協力し、移送を行う。

施設管理者
物資部
食料部

５　生活救援物資の供給

施設管理者は、食料、飲料水、生活必需品などの備蓄物資を入所者などに配布する。

また、市（物資調達班、食料調達班）に対して、施設入所者などへの生活救援物資の供給を要請する。生活救援物資の内容に関しては、施設入所者の状況に応じて柔軟に対応する。

統括部
上下水道管理部
上下水道事業部

６　ライフライン優先復旧

市は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して電気、ガス、水道などの優先復旧を要請する。また、社会福祉施設に対しては、臨時的な飲料水保有設備の確保を要請する。

情報収集部
救助第１部

７　巡回サービスの実施

市は、自主防災組織、ボランティア団体などの協力を得ながら巡回班を編成し、被災した施設入所者や他の施設などに避難した入所者の要望把握や相談対応に努める。

第２　在宅の要配慮者の安全確保

救助第１部

１　避難行動要支援者の避難支援及び安否確認の実施

要介護状態や障害等の理由により、発災時の避難行動に支援が必要な者について、事前に把握した情報に基づき、可能な範囲で避難支援を行う。

また、発災後、被災地の各居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認を行う。その際、「川口市避難行動要支援者登録制度」により収集した情報等を活用し、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得ながら実施する。

２　避難誘導の実施

発災直後の避難行動において、介助人の不足、補装具・日常生活用具の破損、避難所案内などの情報の不備（特に視覚に障害のある方、外国人）、道路の損壊（車椅子利用者）など、避難に支障をきたす場合が多い。

震災時における避難誘導を行う自主防災組織（または町会・自治会）、防災リーダー、消防団などは、地域住民に強く協力を呼びかけながら要配慮者に対し、可能な範囲で支援を行う。

３　福祉避難所の開設・運営

涉外部
救助第１部

避難所で生活する者のうち、常時介助者を必要とするような要配慮者を発見した場合、関係機関と協力し、避難所から福祉避難所若しくは社会福祉施設への移送を行う。その際、受入れ先施設の定員に関しては弾力的に取り扱う。

４　生活救援物資の供給

物資部
食料部
救助第１部

要配慮者の被災状況を把握し、その状況を考慮した食料や飲料水、生活必需品など備蓄物資の提供及び調達を、食料調達班及び物資調達班に要請する。

なお、配布を行う際には一般被災者と配布時間・場所を別に設けるなど、確実に救援物資の供給が行われるよう配慮する。

また、障害者に対する補装具などの迅速かつ円滑な交付・給付が行えるよう、手続きの簡素化・弾力化に努める。

５　情報提供

統括部
避難所担当職員

在宅または避難所にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣やファクシミリの設置などにより、情報の提供を適宜行う。その際、民生・児童委員、ホームヘルパー、ボランティアなどの協力を仰ぎ、要配慮者に情報が行き渡るよう努める。

６　相談窓口の開設

情報収集部
文教第１部
救助第３部

要配慮者は、必要な支援に関する相談等がしにくく、避難所や地域の責任者なども、要配慮者のニーズの把握や支援の実施が十分に行えないという状況が指摘されている。

そのため、市庁舎及び支所、避難所、公民館、保健所（地域保健センターを含む）などに要配慮者に対応する相談窓口を開設する。各相談窓口には、市職員のほか、福祉関係者、医師、ソーシャルワーカーなどを配置し、総合的な相談に応じられる体制を整備する。

７　巡回サービスの実施

救助第１部

民生・児童委員、ホームヘルパー、ボランティアなどによりチームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅などで生活する要配慮者の要望把握、相談対応、介助・介護、メンタルケアなどの巡回サービスを実施する。

第３　外国人の安全確保

涉外部、
情報収集部
文教第１部
文教第２部
消防部

１　安否確認の実施

職員や通翻訳ボランティアなどにより調査班を編成し、住民基本台帳などに基づき外国人の安否確認をするとともに、その調査結果を県に報告する。

統括部
秘書広報部
文教第１部
文教第２部
消防部

統括部
秘書広報部
渉外部
文教第１部
文教第２部

渉外部
文教第１部
文教第２部
情報収集部

渉外部
情報収集部
社会福祉協議会

救助第３部

２　避難誘導広報の実施

防災行政無線や広報車などを活用して外国語による広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導広報を行う。

３　情報提供

県及び放送事業者の協力のもと、テレビ・ラジオ（コミュニティＦＭ）、インターネットなどを活用して外国語による情報提供を行う。

また、通翻訳ボランティアの協力を得ながら、チラシ・情報誌などの発行による生活情報の提供を随時行う。

４　相談窓口の開設

県の協力のもと、市庁舎、支所、避難所などに災害に関する外国人の相談窓口を開設する。

各相談窓口には、職員や通翻訳ボランティアなどを配置し、総合的な相談に応じる。

５　通訳・翻訳ボランティアの確保

県の協力のもと、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションを図れるよう、通翻訳ボランティアなどの確保を図る。

第４　要配慮者に対する医療活動

災害後、要配慮者は体力が低下し、肺炎などにより死亡することが予想される。

市は、川口市医師会、川口歯科医師会、川口薬剤師会などと協力して、避難所や仮設住宅などを巡回し、要配慮者の健康把握に努め、必要に応じて治療若しくは病院への搬送を実施する。

併せて、精神科医療、内部障害、難病などに対する医療についても十分配慮する。特に重症、人口呼吸器等装着者及び人工透析など継続治療を要する要配慮者に対しては、治療先の医療機関の状況に応じて後方医療機関へ搬送する。

第５　留意事項

要配慮者に対しては、以下の事項に留意し、必要な支援を行うとともに、市民に対しても周知し、協力を要請する。

１　屋外での配慮

①　声をかけて（聴覚に障害のある方に対しては下記３を参照）周りの状況を伝え、必要な場合は安全な場所に誘導する。
②　避難の時に人手が不足する場合は、周囲の人に応援を要請する。
③　電話の代理を依頼された場合、進んで協力する。
④　内部障害のある方、難病のある方、精神障害のある方からの依頼があった場合、または体調が変化した場合は、緊急連絡先を聞き、医療機関、保健所、家族などへの連絡に協力する。

２　視覚に障害のある方に対する配慮

①　全盲と弱視では必要な支援の内容が異なるため、必要とする内容を率直に聞く。
②　方角や場所を教えるときには右・左・前・後、何歩・何メートルなど、具体的な描写をする。

③　案内するときは、白杖の反対側に立って腕を貸し、半歩前を歩くようにし、白杖を持つ手をつかむ、急に引く・押すなどはしない。
④　一緒に歩くときは、車道側を同じ歩調で歩き、階段、段差、障害物の前では手前に立ち止まり、次の行動をはっきり説明する。
⑤　物の位置を知らせるときは、時計の文字盤になぞらえて説明するとわかりやすい。

３　聴覚に障害のある方に対する配慮

①　ろう、ろうあ、難聴、中途失聴など聴覚や言語機能に障害のある方は、その障害の内容により、必要な支援の内容が異なるため、必要な内容を率直に確認する。
②　会話には、口話（読話）、手話、筆談などの方法がある。口話を行う場合、話し相手の口の動きがわかるよう、正面から簡潔・明瞭に話す。
③　一緒に歩くときは車道側を歩く。
④　用件を伝えるときは、手招き、肩に触れるなどをして教える。
⑤　防災行政無線や避難所の放送など、重要な情報は周りの者が伝える。
⑥　電話の代理を依頼された場合は進んで協力し、相手の返事などは、要点を簡潔・明瞭に筆記して渡す。
⑦　掲示板、ファクシミリ、電子メールなどを活用し、情報を伝える。

４　肢体に不自由のある方に対する配慮

①　避難誘導を行う場合、状況によって、必要に応じた支援を行い、安全な場所まで避難する。
②　車いす利用者の場合、段差がある場所では3、4人で持ち上げ、昇るときは前向き、降りるときは後ろ向きで進むことを基本とする。

５　内部障害や難病のある方に対する配慮

心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸など内臓に障害がある方は、障害の程度によって日常生活が制限されるにもかかわらず、外見では障害の有無がわからないため、本人に必要な支援を確認し、進んで協力する。

６　知的障害のある方に対する配慮

①　難しい言葉や言いまわしはできる限り避け、難しい内容でも易しく、わかりやすく伝える。ただし、幼稚な言いまわしをする必要はない。
②　初めての人や初めての場所に対してとまどう場合が多いため、声をかける。
③　状況に変化が生じたときは、適宜アドバイスする。
④　ルールを理解できない者もいるため、ルール違反については見過ごさず、その場でわかりやすく説明する。

７　外国人に対する配慮

①　日本語能力が不足している者の場合、絵や身振りなどで情報を伝える。
②　周囲の者に呼びかけ、当該言語で情報提供できる者に協力を要請する。
③　避難所などの生活では、できる限り生活習慣に配慮する。

８　性的マイノリティに対する配慮

①　避難者カード等の性別覧は、必ずしも記入を求めるものではない。
②　性別に配慮したトイレや更衣室の設置に努める。

第７節　緊急輸送・緊急交通対策

震災時における応急対策活動を効率的に行うため、緊急輸送道路の機能を迅速に回復するとともに、輸送手段などを的確に確保し、活動人員や救援物資などの円滑な輸送を行う。

第１　緊急輸送対策

災害時の人・物資の輸送及び避難輸送のための車両及び船舶などを確保するための対策を講じる。

１　活動方針

災害の応急対策に必要な人員及び物資の輸送並びに被災者の避難輸送を迅速かつ円滑に実施するため所要の車両及び船舶などを確保し、輸送の万全を期するものとする。

２　輸送対象

災害の各段階における輸送対象は、概ね次のとおりである。

＜表－災害の状況と輸送対象の区分＞

<table>
<tr><th>第１段階
（被災直後）</th><th>第２段階
（概ね被災から１週間後まで）</th><th>第３段階
（概ね被災から１週間後以降）</th></tr>
<tr><td colspan="3">① 救助・医療活動の従事者及び医薬品などの物資
② 消防、水防活動など災害の拡大防止のための人員及び物資
③ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員など初動の災害対策に必要な人員・物資など
④ 医療機関へ搬送する負傷者など
⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制などに必要な人員及び物資</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">① 食料、水など生命の維持に必要な物資
② 疾病者及び被災者の被災地外への輸送
③ 輸送施設の応急復旧などに必要な人員及び物資</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>① 災害復旧に必要な人員及び物資
② 生活必需品</td></tr>
</table>

総務部
物資部

３　輸送力の確保

（１）輸送に関する計画

災害対策本部の各部及び関係機関は、その所管する災害対策の実施にあたっては、原則として自己が保有し、または直接調達できる車両、船舶などにより輸送を行う。

また、その所管する業務について、あらかじめ作成した災害時における輸送に関する計画に基づき、輸送を実施する。なお、荒川下流部の緊急用河川敷道路及び緊急用船着場を活用した輸送については「荒川下流防災施設活用計画」に基づき輸送を実施する。

（２）車両などの調達

災害対策の実施にあたり必要となる車両、船舶などが不足し、または調達不能のため輸送が不可能となった場合は、次により民間業者または、関係機関などに対し調達を要請し、輸送力を確保するものとする。

総務部
物資部

①　民間業者への依頼

市内の自家用及び営業用車両保有者に対し、あらかじめ協力を依頼し災害の程度に応じ出動要請を行う。

市内の自家用及び営業用車両保有者は、市からの要請があった場合は、供給可能台数を待機させる。

涉外部

②　県への要請

応急救助活動にあたって、市内では調達不可能な場合または必要がある場合は、県に対し調達、車両の斡旋を要請する。

③　日本貨物鉄道関東支社への要請　　統括部

道路の被害などにより車両による輸送が不可能なとき、または遠隔地において物資を確保した場合において、鉄道または軌道によって輸送することが適当であると認めたときは、日本貨物鉄道関東支社に協力を要請する。

④　自衛隊への要請　　渉外部

災害の状況により空中輸送を必要とするときは、県知事に対し、自衛隊による空中輸送について出動要請の手続きを行う。

（３）燃料の調達　　物資部

物資部は、公用車両などに必要な燃料の調達を行う。

調達は、市内の供給業者との協定に基づき供給を要請する。

（４）輸送車両などの借り上げ料金　　総務部 物資部

輸送車両などの借り上げに要する費用は、市が当該業者などの団体または当該業者などと通常行うところにより協議して定める。

４　被災者及び物資の輸送方法

災害時の応急対策に従事する者または応急対策に必要な物資の緊急輸送については、次の方法によるものとする。

（１）通行禁止及び制限　　情報収集部

緊急通行車両または緊急（輸送）車両の通行を確保するため必要があるときは、県公安委員会の許可を受けて、緊急輸送車以外の車両の通行を禁止または制限する。

この場合において必要があるときは、迂回路を明示して、一般の交通に支障のないようにするものとする。

（２）緊急輸送車両標章及び証明書の交付　　情報収集部

車両の使用者は公安委員会に対し、当該車両が緊急輸送車両であることの確認を求め、標章及び証明書の交付を受け、標章は当該車両の前面の見やすい部位に表示するものとする。

５　車両以外の輸送手段　　総務部 文教第１部 第１協力部

道路、橋りょうなどの損壊により車両による輸送ができない場合及び著しく緊急性を要する場合には、被災地域の状況に応じた輸送計画を作成し、車両以外の輸送手段を確保して実施する。

第２　緊急交通施設対策

災害時の交通が途絶した場合の道路の復旧、補強並びに付け替えなどの緊急交通対策を講じることにより交通の確保を図る。

１　活動方針

災害により交通施設が損壊、流失または埋没し、交通が途絶した場合は、道路の復旧及び補強並びに付け替えなど応急対策に必要な措置を速やかに講じ、交通の確保を図るものとする。

情報収集部
土木施設部

２　交通支障箇所の調査及び通報

（１）道路管理者が行う調査

①　道路管理者は、災害が発生した場合に当該道路被害状況を調査するため、調査班を編成する。

②　道路管理者は調査班が、調査の結果、支障箇所を発見したときは、速やかにその路線名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無その他被災の状況などを関連する道路管理者相互間で通報し合う。

③　道路管理者は、調査結果を直ちに市の区域を管轄する関係機関（警察、消防署など）の長に対しても通報する。

土木施設部
開発施設部

（２）市が行う調査

市は、市内の道路陥没、障害物など危険箇所について、道路パトロールの実施及び市民からの通報により道路の被害状況を調査し、県に報告する。

なお、比較的被害規模の小さい箇所に関しては道路維持課が、被害規模の大きい箇所に関しては道路建設課が調査を実施する。

４　応急対策

災害による交通施設の損壊、流失または埋没その他により交通が途絶した場合の応急対策は、次により実施する。

土木施設部
開発施設部

（１）道路施設の応急対策方法

道路の損壊、流失、埋没並びに橋りょうの損傷、トンネルの一部決壊、埋没などの被害のうち比較的小さな被害で、応急対策により早急に交通の確保が得られる場合は、道路の補強、盛土または埋土の除去、橋りょうの応急補強、トンネルの補強、埋土の除去など、必要な措置を講じ交通の確保を図る。

土木施設部
開発施設部

（２）道路交通の確保

応急対策が比較的長期の時間を要する場合は、被害箇所の上記応急対策と同時に付近に適当な場所を選定し、一時的に代替道路を開設し、道路交通の確保を図る。

情報収集部
土木施設部
開発施設部

（３）円滑な交通の確保

一路線の交通が相当な程度途絶する場合は、道路管理者は付近の道路網の状況により、適当な代替道路を選定し、交通表示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより円滑な交通の確保を図る。

情報収集部
土木施設部

（４）緊急交通の確保

道路施設の被害が広範囲にわたり、代替の道路も得られず被災地域一帯が交通途絶の状態に至った場合は、同地域の道路交通のうち最も効果的で、かつ比較的早期に応急対策が終了する路線を選び、必要最小限の緊急交通の確保を図る。

その際には、必要に応じて、自衛隊派遣計画、障害物除去計画などの措置と並行して行い、集中的応急対策を実施する。

（５）緊急輸送道路の指定状況

埼玉県指定道路及び市の指定輸送道路は、共通編に示したとおりである。

情報収集部
土木施設部

（６）震災時の積雪

震災時に積雪があった主要道路については早急に除雪し、交通の確保を図る。

５　応援要請

道路等の応急復旧に要する人員、資機材が不足する場合、市は県（さいたま県土整備事務所）及び川口市建設協会に対し応援を要請する。また、必要に応じて「労働供給計画」に基づき、作業員を確保する。

涉外部
土木施設部

第３　交通規制措置

災害時における緊急交通路確保のための交通規制措置を定め、応急時に対応する。

１　交通規制措置

（１）危険な状態にある道路の通行禁止及び制限

災害の発生が予想され、または発生したとき、道路管理者は、道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合、若しくは道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合、道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止または制限する（道路法第 46 条）。

その際、禁止または制限の対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設け、必要があると認められるときは、適当なまわり道を、道路標識をもって明示し、一般の交通に支障のないようにする（道路法第 47 条の 5）。

また、通行を制限した場合、県警察本部に連絡を行う。通行制限対象が県道の場合は、併せてさいたま県土整備事務所へ連絡する。

情報収集部
土木施設部
さいたま県土整備事務所

（２）警戒区域内の道路における通行禁止及び制限

市内において警戒区域が設定された場合（「警戒区域の設定」参照）、災害対策基本法第 63 条に基づき警戒区域内の道路封鎖を行う。

情報収集部
土木施設部

（３）緊急輸送のための通行禁止及び制限

被災者の輸送、被災地への救急物資の緊急輸送路を確保するため、必要であると認めるときは、県を通じて県公安委員会及び県警察本部に交通規制の実施を要請する。

涉外部
情報収集部

（４）道路交通規制図の作成

災害時の通行が確保されるよう、道路通行不能箇所、交通規制箇所などについて、パトロール、市民からの通報をもとに規制箇所図を作成する。

土木施設部

２　被災地内における交通規制の広報

市及び県公安委員会は、被災地における通行制限及び緊急通行車両以外の通行制限を行ったときは、次の要領により広報に努める。

① 関係道路の主要交差点への表示
② 関係機関への連絡
③ 一般市民に対する広報

情報収集部
土木施設部
開発施設部

第４　水上輸送、航空輸送の実施

１　水上輸送の実施

河川を利用した水上交通による緊急物資や人員の輸送活動を行う拠点としては、芝川マリーナ及び川口緊急用船着場を利用する。

総務部

２　航空輸送の実施

ヘリコプター臨時離着陸場の開設は、県または市災害対策本部の指示により行い応急時に対応する。

文教第１部
第１協力部

（１）開設の決定

ヘリコプター離着陸場の開設は、県または市災害対策本部からの指示による。

市は、開設指示に備え、ヘリコプター離着陸場の開設が可能であるか、予定地の状況を早急に把握する。

＜表－ヘリコプター臨時離着陸場予定地＞

施設名	所在地
川口市青木町公園総合運動場	西青木 4-8-1
川口市立西中学校グラウンド	宮町 16-1
三領運動場	荒川町 4697
埼玉県立鳩ヶ谷高等学校グラウンド	里 225-1

（２）開設の要件

市が開設するヘリコプター離着陸場の開設要件は、次のとおりである。

なお、県がヘリコプター離着陸場を開設する際に支援要請があった場合は、この要件に応じて県物資調達指令班が担当する。

① 地表面
- 舗装された場所が最も望ましい。
- グラウンドなどの場合、板、トタン、砂塵などが巻き上がらないように処置する。乾燥しているときは、十分に散水をする。
- 草地の場合は、硬質、低草地であること。

② 着陸点
- 着陸点には直径 4m以上の円を石灰で明瞭に標示し、中央にＨと記す。
- 周囲の状況に応じて、パイロットに知らせるあらゆる手段を利用する。

③ 風向表示
- 着陸帯付近に吹流しまたは旗を立てる。
- 着陸点中央からなるべく離れた地点で、地形、施設などによる影響の少ない場所を選定する。
- 吹流しまたは旗は、布製で風速 25m/秒程度に耐えられる強度を有しているものであること。
- 周囲の状況に応じて、上記の基準によらずあらゆる手段を利用すること。

④ 開設場所
- 救急車、輸送車の出入りに便利なこと。
- 電話、通信手段の利用が可能であること。

第８節　帰宅困難者に対する支援

帰宅困難者を大別すると、電車等により市外から通勤・通学し、市内で帰宅困難になる者と、市内から市外へ通勤・通学し、市外で帰宅困難になる者とに分けられる。ここでは市域で帰宅困難に陥る、前者への対策を記載する。

第１　帰宅困難者対策

統括部
秘書広報部
情報収集部

１　帰宅困難者などへの啓発

「自らの安全は自ら守る」ことを基本とし、次の事項を周知する。

① 市内で帰宅困難になった者に対して、帰宅先や経路の状況を確認し、無理のない計画

を立案・実施することを周知する。

② 市内の事業所などに対して、徒歩帰宅を行う者に対しての水、食料、情報などの提供のほか、トイレ・仮宿泊場所などの提供を呼びかける。

統括部
総務部
情報収集部

2 情報提供

（1）実施機関と対策の内容

帰宅困難者にとって必要な交通情報や県内の被害状況などに関する情報、安否を気遣う家族への連絡方法などに関する情報を提供する。

なお、実施にあたっては県及び関係機関に協力を要請する。

＜表－帰宅困難者への情報提供を行う機関と対策＞

実施機関		項目	対策内容
県		情報提供、広報	・災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報 ・テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被災状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報 ・危機管理・災害情報ブログによる情報提供 ・駅前の大型ビジョンによる情報提供 ・緊急速報エリアメールによる発災直後の注意喚起
川口市	交通班 情報班 支所班	誘導	・徒歩帰宅者の誘導 ・簡易地図などの配布
	広報班	広報	・他の機関が提供する情報の周知
	対策班	情報提供	・緊急速報メールによる情報提供
鉄道事業者		情報提供、広報	・鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段などの情報提供
東日本電信電話(株)		安否確認の手段提供	・災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171) ・特設公衆電話の設置など
各携帯事業者		安否確認の手段提供	・災害用伝言板
ラジオ、テレビ等放送・報道機関		情報提供	・帰宅困難者向けの情報提供 （県内の被害状況、安否状況、交通関係の被害復旧、運行情報）

（2）帰宅困難者に伝える情報例

① 被害状況に関する情報（震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等）

② 鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等）

③ 帰宅にあたって注意すべき情報（通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等）

④ 支援情報（帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等）

3 徒歩帰宅者に対する支援の内容

帰宅行動を支援するために、代替輸送の実施や徒歩帰宅者への休憩所の提供などを実施する。なお、実施にあたっては県及び関係機関に協力を要請する。

＜表－徒歩帰宅者に対する支援内容＞

実施機関		項　目	対策内容
川口市及び県	交通班 情報班	飲料水・食料の配布	・一時滞在施設等において、飲料水、食料の配布

実施機関		項　目	対策内容
	支所班 施設 管理者	一時滞在施設の開放	・公共施設の一部を休憩所、トイレとして開放
	対策班	一時休憩所の提供の要請	・ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、事業所などを休憩所、トイレとしての利用を要請
	検査班	代替輸送の提供	・バス輸送の実施 ・船着場を活用した河川舟運による輸送の実施
鉄道事業者		トイレ等の提供	・トイレ等の提供
東京電力パワーグリッド(株)		沿道照明の確保	・帰宅通路となる幹線道路への照明用電力の供給

統括部

４　一時滞在施設の活用

（１）主要駅周辺における一時滞在施設の活用

地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所が無い者を一時的に滞在させるために確保しておいた施設を一時滞在施設として活用する。一時滞在施設は公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を活用する。

また、駅周辺から一時滞在施設まで安全に誘導するため、警察署の協力を得る。

なお、一時滞在施設の受入れ能力には限りがあるため、要配慮者の受入れを優先することとする。一時滞在施設の運営については、「避難対策」を準用する。

（２）一時滞在施設での飲料水、食料等の提供

一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、帰宅困難者用に備蓄しておいた飲料水、食料等を必要に応じ提供する。

なお、一時滞在施設の備蓄を活用できない場合には、あらかじめ定められた他の備蓄倉庫からの備蓄物資の提供を行う。

統括部

（３）災害救助法の適用の検討

大量の帰宅困難者が発生し、一時滞在施設等において、飲料水・食料等の提供を行う必要が生じた場合には、災害救助法の適用を検討する。

５　企業等における帰宅困難者対策

企業等は、あらかじめ作成した災害時のマニュアルに基づき、発災時に自社従業員等の安全確保、保護のため、一斉帰宅行動を抑制する措置をとる。

そのため、家族の安否確認方法を周知するほか、企業内で備蓄した飲料水、食料等を活用する。

また、企業等は、訪問者や利用者が事業所内で災害に遭遇した場合においては、自社従業員等と同様な対応を取る。

さらに、留まった従業員が可能な範囲で地域の応急・復旧活動にも参加するよう努める。

統括部
文教第２部

６　学校等における帰宅困難者対策

学校は、災害時のマニュアルに基づき、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒等の引き取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講じる。

このため、あらかじめ備蓄していた、児童・生徒用の飲料水、食料等を活用する。

また、災害時における学校と保護者との連絡方法に基づき、災害伝言ダイヤルなどを活用して児童・生徒の安否情報の提供を行うとともに、保護者との連絡をとる活動を行う。

保育所、幼稚園、放課後児童クラブについても同様の対応措置を講じる。

７　帰宅途上における一時滞在施設の確保　　統括部

多数の徒歩帰宅者に対して、帰宅途上の道路沿いに休憩する場所が必要となるが、地域の避難所は、地元の避難者で満員になる可能性が高い。そのため、可能な限り地域の避難所とは別に、民間施設も含めて徒歩帰宅者の一時滞在施設を確保する。

８　川口駅周辺帰宅困難者対策協議会の連携　　統括部

東日本大震災では、川口駅周辺でも多くの方が帰宅困難者となった。このことを教訓に、鉄道事業者、デパート、公共機関、行政等駅周辺事業者が協力して行動できるよう平成 24 年 11 月 22 日に協議会を設置し、災害時の対応について協議を行っている。

今後も、構成員相互の連携を強化していく。

＜構成機関＞

・東日本旅客鉄道(株)川口駅
・公益財団法人　川口総合文化センター・リリア
・公益財団法人　川口市公園緑地公社
・川口鋳物工業協同組合（かわぐちキャスティ）
・(株)モール・エスシー開発（アリオ川口）
・川口駅東口第三工区再開発ビル管理組合
・スマイルホテル川口
・川口商工会議所
・キュポ・ラ本館棟共同防火・防災管理協議会
・かわぐち信用金庫
・川口警察署
・埼玉県
・川口市

第４章　市民の生活安定に係る活動

第１節　社会秩序の安定

市内に広域的かつ大規模な被害をもたらす災害が発生したときには、様々な社会的混乱の発生が予測される。このため、警察による警備活動を要請し社会的混乱の防止などの活動を推進する。

第１　警備措置

災害時の警備措置を定め、応急時に対応する。

涉外部

１　警備実施の要請

市は、災害時の治安維持のため、県を通じ、警察による警備活動の要請を行う。

２　災害警備の実施

災害警備は、国、県、警察、消防機関、その他の関係機関が緊密に連携して、次の各号に掲げる活動を行う。

① 情報収集、伝達及び広報
② 警告及び避難誘導
③ 人命の救助及び負傷者の救護
④ 交通秩序の維持
⑤ 犯罪の予防検挙
⑥ 行方不明者の捜索と検視(見分)
⑦ 漂流物などの処理
⑧ その他治安維持に必要な措置

第２　社会的混乱の防止

社会混乱を鎮め民心を安定し、社会秩序を維持するための活動について、市が実施する対策の概要を示す。

統括部
秘書広報部
消防部

１　住民に対する呼びかけ

市長は、市域に流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、または混乱が発生するおそれがあるときは､速やかに地域住民のとるべき措置などについて､広報を実施するよう努める。

食料部

２　生活物資の価格、需給動向、買い占め、売り惜しみなどの調査及び対策

市は、生活物資の価格及び需給動向の把握に努めるとともに、特定物資の報告徴収、立ち入り検査などを行う。

① 状況により特定物資が適正な価格で流通しているか調査し、必要に応じて売り渡し等の要請を行う。
② 特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗または倉庫の立ち入り調査を実施する。

涉外部

３　県に対する要請

市長は、市の社会秩序を維持するため必要と認めたときは、県に対し応急措置または広報の実施を要請する。

第２節　飲料水の供給

飲料水は市民の生命、生活にとって極めて重要なものであるため、給水活動及び被害施設の復旧に、職員の総力を傾注し、飲料水を確保する。

第１　応急給水

上下水道管理部
上下水道事業部

１　給水方法

①　飲料水は、災害発生時から 3 日目までは 1 人 1 日 3 リットル以上、4 日目以降水道施設の復旧状態を勘案しながら供給量を増やし、1 人 1 日 15～20 リットルを給水目標とする。

②　指定避難所を「指定給水所」とし、応急給水システムによる市民への給水を行う。

③　救急告示医療機関など、緊急に給水が必要な箇所については、要請に応じて給水車にて緊急特別給水を行う。

２　広報

（１）広報内容

市民の混乱を防ぐため、秘書広報部広報班と協力し、次の情報について必要な広報を行う。

①　応急給水の場所
②　給水時間
③　給水量

（２）広報活動

統括部
秘書広報部
上下水道管理部

広報活動は、災害時の広報計画に基づき行うほか、指定給水所及びその周辺において広報を行う。

３　応援要請

上下水道管理部
上下水道事業部

給水資機材、人員などが不足する場合は、あらかじめ締結した協定等に基づき、前橋市、水戸市、宇都宮市のほか、日本水道協会埼玉県支部、川口市建設協会、川口市管工事業協同組合、川口石油販売事業協同組合、第一環境（株）、（株）アクティオ、(株)ウォーターエージェンシーや、川口市上下水道局災害時支援協力員に対し、応援を要請する。

４　災害救助法が適用された場合の費用など

飲料水の供給に要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年 10 月 1 日号外内閣府告示第 228 号）」の範囲内において県に請求できる。

第２　自動販売機による救援用飲料の提供

統括部
物資部

市は、必要に応じ、第一本庁舎等に設置した災害停電時飲料提供型自動販売機内の在庫商品を市民に対し無償で提供する。

第３節　食料の確保及び供給

災害時の食料の確保及び供給は、原則として市長が実施する。

第１　食料の確保

食料部

１　米穀の確保

市長は、災害の状況により、市防災倉庫の食料備蓄を利用する。

備蓄品だけでは不足する場合は、協定を締結した米穀業者・炊飯業者などに提供を要請する。なお不足する場合は、知事に米穀の調達を要請する。

２　その他の食品の確保

涉外部
食料部

市長は、米穀以外の食品の給与を行う必要が生じたときは、あらかじめ策定した計画に基づいて調達を行うものとするが、なお不足を生ずる場合は、知事に食品の調達を要請する。

第２　食料供給の実施責任者

被災者及び防災要員に対する食料の供給についての計画の確立及び実施は、市長が災害救助法の実施基準に準じて行う。

第３　応急食料の供給

１　供給対象者

応急食料の供給対象者は次のとおりであるが、高齢者、障害のある方、乳幼児等の要配慮者に配慮した食料の提供、優先供給などを十分考慮して供給する。

① 被災者及び災害救助従事者
② 米穀の供給機構が混乱し、食料の確保ができない市民

２　供給品目

供給品目は原則として米穀とするが、被災直後や消費の実状に応じて乾パン、食パン及び麦製品も用い、必要に応じて漬物、野菜などの副食、味噌、醤油、食塩などの調味料についても供給するよう配慮する。

なお、乳児に対する給与は、原則として調製粉乳とする。

３　供給数量

供給数量は、次の一人当りの供給数量に市長が必要と認める受配者の数及び期間の日数を乗じて得た数量とする。一人当りの供給数量は、次のとおりである。

＜表－供給品目及び供給数量＞

品　目	基　　準
米　　穀	・被災者　　１食当り精米 200ｇ以内 ・応急供給受配者　　１人１日当り精米 400ｇ以内 ・災害救助従事者　　１食当り精米 300ｇ以内

品　目	基　　準
乾パン	・１食当り　　１包（115ｇ）以内
食パン	・１食当り　　185g 以内
調整粉乳	・乳児１日当り　　200ｇ以内

市長は、特に必要と認める場合はビスケット及び麦製品については、上記の供給量の外に加配として供給することができる。

４　食料の調理加工

食料部
文教第２部

確保した食料の調理加工は、あらかじめ定めてある業者に依頼し、実施する。

５　食料の輸送

食料部

調達した食品の集積地までの輸送及び市内における食品の移動は、市が協定を締結している運送業者に依頼し、実施する。輸送方法は、原則として貨物自動車による陸上輸送を行う。荷姿は次のとおりとして積載量を計算する。

＜表－輸送品目及び荷姿＞

品　目	基　　準
玄　米	・紙袋入り１袋 30kg（精米換算 27.3kg）
	・麻袋入り１袋 60kg（精米換算 54.6kg）
精　米	・ビニール袋入り１袋 10kg
ビスケット	・ダンボール箱入り１箱 20kg（60 食）
アルファ米	・ダンボール箱入り１箱 10kg（50 食）
乾燥がゆ	・ダンボール箱入り１箱（50 食）

６　食料集積地の指定

食料部

県、他市区町村からの救援物資は以下の施設に集積し、市災害対策本部の指示に応じて配送する。なお、物資の集配に際しては、市災害対策本部などから派遣されるボランティアを適切に配置して行う。

＜食料集積地＞

・青木町公園総合運動場
・芝スポーツセンター
・東スポーツセンター
・安行スポーツセンター

７　給食の方法

（１）食料の供給が停滞することにより、生命に危険が及ぶ可能性のある要配慮者に対し、優先的に供給する。
（２）各現場ごとに、運営責任者を定め、炊き出し及び食料の給与を実施する。
（３）主食の炊き出し等は、災害による被害の少ない自主防災組織、町会、自治会、ボランティア及び小中学校に協力を要請する。
（４）野外炊飯に備えた対応を図る。
（５）要配慮者に対応し、栄養を考慮した給食方法を検討する。

（６）アレルギー、持病等により食事に制約がある者については、避難所ごとで可能な限り、食材や調理法を選別して対応する。

第４　災害救助法の適用を受ける炊き出しなど

１　目　的

災害により日常の食事に支障をきたした者に対し応急的な炊き出しを行い、また住家に被害を受け、一時縁故先へ避難する者に対し、食料品を支給し、一時的に罹災者の食生活を保護する。

２　対象者

①　避難所に収容された者
②　住家が被害を受け、炊事のできない者
③　被害を受け、一時、縁故先へ避難する者

文教第２部

３　炊き出し、その他による食品の給与の方法

①　炊き出し及び食品の供与は市長が行う。
②　市長は、炊き出しの実施にあたっては、各現場に実施責任者を指名し、その任にあたらせる。
③　市長は、炊き出しの場所を避難所・避難場所とするほか、救護所など適当な場所を選定する。

４　炊き出しなどの給与の費用及び期間

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償については、平成 13 年 3 月 23 日告示第 393 号(最終改正:令和 3 年埼玉県告示第 932 号)に定める額を限度とする。
炊き出しなど給与の期間は、７日以内とする。

第４節　生活必需品などの供給

災害時に被災者に支給する衣料、生活必需品その他の物資については、その確保と支給の確実を期するものとする。

第１　供給計画

物資部
救助第１部

１　計画の確立及び実施

被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資供給の計画の確立及び実施は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年 10 月 1 日号外内閣府告示第 228 号）に準じて市長が行う。
市は、各避難所などからの情報をもとに物資の必要数を把握し、供給計画を立案して実施する。

２　生活必需品の給与または貸与

災害救助法を適用した場合の被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与は、市長が行う。

第２　災害救助法を適用した場合の給与など

災害救助法を適用した場合の被服、寝具、その他の生活必需品の給与または貸与、罹災者に対する被服などの給与は、次の基準で実施する。

１　対象者

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない「被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品（以下「救助物資」という）」を喪失またはき損し、しかも物資の販売機構の混乱により資力の有無にかかわらず、生活必需品を直ちに入手することができない状態にあるもの。

２　救助物資の調達、給与または貸与の方法

物資部

（１）調達

救助物資の調達、給与などは、市が行うものとする。ただし、市において調達することが困難と認めたときは、県が備蓄物資を放出または調達し、市に供給する。

（２）救助物資の購入計画

救助物資の購入計画は、市長が地区ごとの災害状況、被害世帯構成員別などに基づき品目などを考慮して行う。

（３）給与または貸与品目

給与または貸与品目は次に挙げる品目の範囲内とする。

寝具	食器	外衣	日常品
肌着	光熱材料	身回り品	炊事用品

（４）物資の輸送

調達した物資の集積地までの輸送は、市が協定を締結している運送業者に依頼し、実施する。輸送方法は、原則として貨物自動車による陸上輸送を行う。

（５）物資集積地の指定

県、他市区町村からの救援物資は、食料集積地と同一施設に集積し、本部の指示に応じて配送する。なお、物資の集配に際してはボランティア班と連絡調整を行い、ボランティアを適切に配置して行う。

第３　費用及び期間

生活必需品の給与などに要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年 10 月 1 日号外内閣府告示第 228 号）」の範囲内において県に請求できる。

期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。

第５節　防疫・衛生・環境対策

地震災害による上水道などのライフラインの被害や避難生活の長期化などは、生活環境の悪化を招くことになる。被災地における防疫対策と環境衛生の維持は災害医療の観点からみても欠かすことのできない活動であり、防疫活動、衛生活動などについて、関係機関等の協力を得て積極的に行う必要がある。

このため、これらの活動を行う組織や体制など、災害時の的確な防災活動について必要な事項を定める。

第１　防疫・衛生計画

災害時の被災地に発生する感染症の予防のため、防疫活動を実施する。また、感染症が発生した場合は、感染症の拡大を防ぐために防疫活動を実施する。

救助第３部

１　防疫活動組織

市は、災害が発生した季節及び被害の規模に応じ、迅速に防疫活動を行えるよう、あらかじめ動員計画を作成し、防疫活動体制を確立する。

また、市は、被害の規模により、必要に応じて県に協力を要請する。

救助第３部

２　防疫活動内容

市は、地震に伴い水害が発生したときは、消毒を実施する。

また、感染症予防のための環境整備や保健指導を実施し、感染症が発生したときは、消毒の実施及び害虫駆除を実施する。

（１）被害状況の確認

市は、被害状況を把握し、関係機関へ報告する。

（２）消毒等の実施

市は、防疫活動体制に基づき、消毒及び害虫駆除を実施する。

①　対象

ア　家屋

イ　側溝等

②　そ族・昆虫等の駆除

災害の性質や程度、感染症のまん延のおそれ等の状況を勘案し、薬剤等によるそ族・昆虫等の駆除を選択的に実施する。

（３）消毒の要請等

市は、埼玉県ペストコントロール協会とあらかじめ協力体制を構築する。また、被害の規模が甚大な場合は、県に協力を要請する。

（４）感染症予防対策

マスク、手洗い、うがい、消毒の励行などの保健指導や健康教育を実施する。

３　食品衛生の情報提供

救助第３部

市は、市民に対し、食品衛生に関する必要な情報を提供する。

４　災害発生直後におけるアスベスト等の飛散・ばく露防止

環境衛生部
都市施設部

市は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（平成２９年９月環境省）に基づき、平常時よりアスベスト使用建築物等の把握及びアスベストの飛散･ばく露防止体制の整備に努めるとともに､災害発生時に初動対応者及び住民等に対し、吸引・ばく露の危険性について注意喚起を行うほか、露出状況等を把握し、建築物等の所有者・管理者とともに必要な対策を講ずる。

５　災害時に起こりやすい健康課題の予防と対策

災害時の健康課題としては、エコノミークラス症候群、感染症、ストレス関連障害、便秘、アルコール依存症、生活不活発病などがあり、保健師等はこれらの予防と対策のために環境整備や保健指導、健康相談、健康教育を実施する。

第２　廃棄物処理計画

災害時におけるごみ及びし尿、並びに災害に伴って発生した廃棄物を迅速に処理し、被災地の環境衛生の確保に万全を図るものとする。

１　廃棄物処理体制の確立

（１）処理施設の応急対策

環境衛生部

廃棄物処理施設に被害が生じた場合には、迅速にその状況を把握し、応急復旧を図る。また、被害状況を勘案し、災害復旧費補助金を受ける場合には、その取扱い要綱に従い早急に県に報告するなどの処置を講じる。

（２）応援要請

渉外部

市の処理能力では廃棄物の処理が十分に行えない場合や市の収集運搬体制では収集能力が不足する場合は、県災害対策本部または協定に基づき近隣市等に応援要請を行う。さらに、環境衛生上の観点から必要と判断される場合は、県に自衛隊の災害廃棄物処理活動を依頼する。

２　ごみ処理

（１）ごみ排出量の推定

環境衛生部

災害時には、通常の生活ごみに加え、一時的に災害により発生した大量の粗大ごみが排出されることが考えられる。

通常のごみは、１人１日当り１kg 程度と平常時とほぼ変わらないものと推定されるが、粗大ごみについては、平常時の数倍に達すると推定される。このため、平常時の災害廃棄物処理計画、避難所の状況などを勘案し、災害廃棄物処理実施計画を策定する。

（２）ごみ処理対策

①　分別収集体制の確保

地震発生直後は、ごみの収集・処理システムの混乱が予想されるが、当初からの分別収集が後の適正な処理・処分に大きく影響する。このため市は、災害時の分別収集体制を確保し、市民・事業者に周知徹底を図る。

② ごみ処理施設の確保

市は、自らの処理能力を超えるごみが排出された場合は、県、近隣市及び民間の廃棄物処理業者などの協力を得て、安定したごみ処理体制の確保を図る。

３　し尿処理

（１）し尿排出量の推定

統括部
上下水道事業部

災害時には下水道施設の被災により、下水道機能が一時的に停止し、し尿の適正な処理が不可能となることが予想される。このため、災害時に適正な処理が必要となる。

市は、市内の地区別下水道機能支障箇所の調査を行い、その調査結果及び被災者・避難者数などの情報を勘案し、仮設トイレの必要数、し尿排出量などを把握する。

（２）し尿処理体制の確保

統括部
環境衛生部

大規模な震災時には、上下水道、電気などのライフラインの供給途絶や家屋の倒壊等により、多くの市民が地域防災拠点や避難所に身を寄せることが予想されることから、仮設トイレ設置に伴うし尿の収集処理量が平常時に比べ大幅に増加することが想定される。また、処理施設自体が被害を受けることも予想する必要がある。

市は、被災地の公衆衛生・環境保全の確保のため、緊急時におけるし尿処理体制を速やかに確保する。

このため、被害を受けたし尿処理施設の早期復旧を図るとともに、緊急時の相互応援協定に基づく広域相互応援協力体制の確保､収集運搬作業に伴う他市からの応援体制の確立、さらに、被害の軽微な市区町村に人員及び仮設トイレなどの応援を求める。

（３）し尿処理対策

統括部

① 仮設トイレの確保などの検討

災害直後、水洗トイレやし尿処理システムが広範囲に使用不能となることが予想されるため、し尿排出量の推計に基づいて仮設トイレの確保を行い、その維持管理体制を速やかに確保する。

なお、仮設トイレについては、要配慮者に配慮した形式のものの確保に努める。

物資部

② 災害用組立トイレの設置

災害用組立トイレを市の防災倉庫から設置場所まで搬送する。設置場所は、避難所となる学校とする。

環境衛生部

③ し尿処理施設の対策

震災によるし尿処理施設の被害軽減を目指し、施設の保全・整備を適切に進める。

また、施設の処理能力を超える事態が生じた場合は、関係機関と下水道施設へ投入するなどの暫定措置や一時的な貯留方法について協議する。

上下水道事業部

④ 災害用マンホールトイレの活用

仮設トイレの数が不足し、満足なし尿処理が行えない場合には、付近の避難所等に設置してある災害用マンホールトイレを活用する。

⑤　収集体制の確保　　環境衛生部

災害時には、通常の汲取り世帯以外に避難所開設やライフラインの被害により、避難所に設置された仮設トイレの汲取り作業が加わり、収集業務の拡大が見込まれる。

そのため、市災害対策本部との連絡を密にし、避難所における仮設トイレの整備状況など情報の共有化を図る。

また、市内汲取り業者との災害時応援協定、災害時の連絡・収集体制に基づき、収集作業を迅速に行えるよう努める。

⑥　衛生環境の確保　　環境衛生部
救助第３部

保健衛生部局と協力し、汲取り世帯への衛生消毒を迅速に実施できる体制を検討する。

４　災害廃棄物の処理

（１）災害廃棄物発生量の推定

災害時においては、倒壊家屋などの大量の災害廃棄物が発生するため、本計画の被害想定から災害廃棄物の発生量を事前に予測し、必要な機材や一時保管場所の確保を図る。

（２）災害廃棄物応急処理の実施基準

被災地における災害廃棄物応急処理は、災害発生の日から速やかに完了するものとする。ただし、作業道路に障害がある場合は、障害物除去の計画及び復旧計画の進行にあわせて速やかに完了するものとする。

（３）災害廃棄物処理体制の確保等

災害廃棄物の処理については、原則として次の体制を確保して行う。

①　災害廃棄物処理の推進と調整

国、県、関係市町及び関係機関が協力して、災害廃棄物処理推進に関する会議を設置し、災害廃棄物の処理状況の把握、搬送ルートや一時保管場所及び最終処分場の確保を図る。

②　建物の解体撤去により発生する廃棄物

市が行う解体撤去に伴う廃棄物については、解体撤去作業を行う事業者に運搬も含めて処理・処分を委託し、個人や法人が行う解体撤去に伴う廃棄物については、解体撤去作業を行う事業者に、処理・処分も含め委託するよう要請することを基本とする。

③　被災建物の解体撤去に伴うアスベスト対策

市は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（平成２９年９月環境省）に基づき、被災建築物等の解体等にあたっては、その受注者等に対し、事前の調査を実施させるとともに、アスベストの使用を把握したときは、被災建築物等の状態による解体方法及び収集・運搬・処分等における飛散防止対策を講ずるよう指導する。

（４）災害廃棄物処理対策

環境衛生部

①　災害廃棄物一時保管場所の確保

災害時において発生する倒壊建物などの災害廃棄物は、一旦一時保管場所へ搬入する必要がある。このため、平常時において市が公有地を中心に一時保管場所の具体的な選定を行う。

関係各課所及び機関は、一時保管場所の選定にあたって、積極的に協力するものとする。

②　災害廃棄物処理場の選定基準

災害廃棄物を処理するために、処理場の選定を行う。その方法は、現有施設、民間委託、広域処理の可能性を検討し、これらが不可能な場合に次の基準により設置場所を選定する。

・トラックの通行が可能な道路に近いこと。
・廃棄物を選別または焼却できる場所であること。
・設置場所は地理的条件を考慮し、あらゆる災害を予想して適当数を選定すること。
・設置場所は、生活環境への影響のない場所であること。
・処理場の消毒は、感染症予防法施行規則に定める消毒方法により行うものとする。

環境衛生部

③　適正処理体制の確立

大量に発生すると見込まれる災害廃棄物の適正処理を実施するためには、最終処分場の確保が特に重要である。

そこで、緊急時の相互応援や産業廃棄物処理業者の支援のあり方など、近隣の関係機関等と連携した災害廃棄物の適正処理体制の確保を検討する。

環境衛生部

④　広域処分対策

大量の災害廃棄物を処分するためには、県外の最終処分場に依存せざるを得ないことが予想されるため、国や近隣都県とともに広域処分対策を検討する。

第３　障害物除去計画

災害に際して、倒壊構造物、土砂、立木などが道路、河川に運び込まれた場合には、速やかにこれを除去し、交通路の確保の万全を図るものとする。

１　道路・河川の障害物の除去

道路・河川の障害物の除去は、各管理者の管理範囲において実施する。

２　障害物の除去要領

（１）実施責任者

「障害物除去に関する計画」

道路上に運び込まれた障害物の除去についての計画の確立とその実施は、道路法（昭和27年法律第180号）に規定する各道路管理者である国土交通大臣、知事、市長が行うものとする。

（２）交通路に運び込まれた障害物の除去　　土木施設部

交通路に運び込まれた障害物の除去は、次の要領で速やかに実施し交通路の確保を図るものとする。

①　障害物の除去

道路及び河川に障害物が運び込まれ通行不能となった場合、または通行不能となるおそれが生じた場合には、速やかに、市の担当職員を動員するとともに関係機関の協力のもとに障害物の除去を行うものとする。

②　自衛隊の協力

障害物の除去について市長が自衛隊の協力を必要と判断した場合には、自衛隊法に基づき速やかに自衛隊の派遣を求め、その協力のもとに障害物の除去を行うものとする。

（３）道路　　土木施設部

道路の交通に著しい障害を及ぼしているものの除去は、それぞれの実施機関において、その所有する機械器具、車両などをもって速やかにこれを除去し、交通の確保を図る。

①　障害物の集積場所

障害物の集積場所は、それぞれの実施機関において定めるものとするが、市長が管理する道路にかかる障害物の集積場所は、災害発生場所の近くに設けるものとする。

ア　交通に支障のない市有地、県有地、国有地を選ぶものとする。ただし、県有地・国有地を集積場所として指定する場合は、県（県土整備事務所）と協議するものとする。

イ　上記アに適当な場所がないときは、民有地を使用することとなるが、この場合においては、所有者との間に補償契約を締結するものとする。

②　必要な機械器具などの調達

障害物の除去に必要な機械器具などは、実施機関現有のものを使用するほか、適宜関係業者の協力を求めて調達使用するものとする。

土木施設部

（４）河川における障害物の除去

河川において流水の氾濫などにより、溢水または堤防決壊などのおそれがある場合においては、各々その河川の維持管理者の責任において障害物を除去するものとする。

涉外部

３　市有機動力及び労働者が不足した場合の処置

障害物の規模が大きく、市有機動力及び現業労働力が不足する場合は、民間業者と借上契約をして、必要器材、人員を確保しておくものとする。

第６節　行方不明者の捜索、遺体の取扱い

災害時において、行方不明者や死者が発生したときは、その捜索及び収容を行い、死者については応急埋葬を実施するものとする。

第１　行方不明者及び遺体の捜索

情報収集部

１　捜索依頼、行方不明者に関する相談窓口の設置

市は、相談窓口を設置し、県警察本部と連携を図りながら行方不明者に関する問い合わせなどに対応するものとし、次のとおり行うものとする。

①　市役所及び各支所に「災害相談窓口」を開設し、捜索依頼・届出受付の窓口とする。

②　届出を受けたときは、行方不明者の状況を可能な限り詳細に聞き取り記録する。

・住所　　・氏名
・年齢　　・性別
・身長　　・着衣その他の特徴

③　避難所収容記録簿その他災害対策本部で把握している資料などにより、すでに死亡していると推定される者の名簿（要捜索者リスト）を作成する。

情報収集部
消防部

２　捜索活動

遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者の捜索は、市が県警察本部、消防機関、自衛隊、日赤奉仕団及び自主防災組織などの協力のもとに実施する。

また、必要に応じ捜索場所の重複や捜索漏れのないよう各機関の代表または指揮者などが災害対策本部に集結し、捜索に係わる情報の分析、捜索活動の分担など連携を図り、捜索を円滑に実施するものとする。

県は、市の実施する遺体捜索活動を支援する。

３　行方不明者等の氏名の公表

行方不明者等の情報を必要に応じ公表する。この際、「川口市 災害時における行方不明者等の情報の公表基準」に基づき、埼玉県等と協議し公の可否を決定する。

４　災害救助法適用の場合の捜索活動

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行い、次の基準で実施するものとする。

（１）遺体の捜索

遺体の捜索は、捜索のための役務、機械器具などをもって実施する。

（２）費用及び期間

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償については、平成 13 年 3 月 23 日告示第 393 号（最終改正：令和 3 年埼玉県告示第 932 号）に定める額を限度とする。

期間は、災害発生から 10 日以内とする。

第２　遺体の取扱い

１　遺体の検視（見分）

救助第１部

遺体の検視（見分）は川口、武南警察が各種の法令などに基づいて行う。

検案は、警察協力医が実施し、身元確認のための歯科所見採取は警察署長からの要請に応じて警察協力歯科医が実施する。

なお、大規模災害等の場合は、必要に応じ、川口市医師会が派遣する医師及び川口歯科医師会が派遣する歯科医師等も協力する。

２　遺体の輸送

救助第１部

市は、捜索活動などにより発見した遺体を遺体収容所に輸送する。

３　遺体収容所、検視場所、遺体安置所の設置

情報収集部
救助第１部

市は、被害の状況に応じて、遺体処理施設（遺体収容所、検視場所、遺体安置所）を開設する。

遺体安置所では、県警察本部による検視・検案を終えた遺体を安置するとともに、遺体の腐敗防止や遺留品などの整理を行う。

＜表－遺体収容所・検視場所・遺体安置所＞

施設名	所在地	連絡先
体育武道センター	西青木 5-3-4	048-251-9227
戸塚体育館	戸塚南 2-12-18	048-295-1808
根岸体育館	安行領根岸 128	048-281-6123
鳩ヶ谷スポーツセンター	三ツ和 3-21-1	048-283-1381

４　災害救助法を適用した場合の遺体の処理基準

救助第１部

（１）遺体の処理（埋・火葬を除く）

災害の際に死亡したものについて、遺体の処理は原則として遺体安置所運営班が行う。

・遺体の洗浄、縫合及び消毒などの処理
・遺体の一時保存
・検案

（２）費用及び期間

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償については、平成 13 年 3 月 23 日告示第 393 号（最終改正：令和 3 年埼玉県告示第 932 号）に定める額を限度とする。

期間は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。

第３　遺体の埋・火葬

救助第３部

１　遺体の火葬

遺体の火葬等

① 遺体を火葬する場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。
② 収容した遺体が多数で、川口市めぐりの森だけでは対応できない場合は、近隣の火葬場に協力を要請し、火葬する。
③ 焼骨は、遺留品とともに遺体収容所等に一時保管し、身元が分かり次第縁故者に引き渡すものとする。

救助第３部

２　災害救助法を適用した場合の遺体の埋・火葬の基準

（１）実施場所

埋葬は、原則として市内で実施する。火葬は、川口市めぐりの森及び協力を要請した近隣の火葬場で実施する。

（２）実施

遺体が他の市・区（法適用地域外）から漂着した場合で、身元が判明している場合、原則として、その遺族、親戚縁者または法適用地の市・区に連絡して、引き取らせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取る事ができない場合は、市長は知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施（費用は県負担）する。

（３）その他の実施

遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を撮影するなど記録して前記（２）に準じて実施する。

（４）費用・期間など

① 支給物

次の範囲内において、なるべく棺または棺材などの現物をもって、実際に埋・火葬を実施するものに支給するものとする。

・棺（付属品を含む）
・骨壺または骨箱

② 支出できる費用

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償については、平成 13 年 3 月 23 日告示第 393 号(最終改正:令和 3 年埼玉県告示第 932 号)に定める額を限度とする。

③ 期　間

期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。

３　身元が判明しない遺体など

救助第３部

市は、身元が判明しない遺体及び引き取り手のない遺体の埋・火葬を実施する。

第７節　施設・設備の応急復旧

上下水道、電気、ガス、通信などのライフライン施設は、市民生活の根幹をなすものであり、災害時にこれらの施設が被害を受けた場合、都市機能そのものの麻痺につながるとともに、住民の生活への影響は極めて大きい。

このため、各ライフライン機関では、それぞれの活動体制を確立し、迅速かつ効果的な応急復旧対策や危険防止のための活動を実施する。

第１　水道施設

災害時における飲料水の確保及び被害施設の応急復旧に対処するため、必要な人員・車両及び資機材の確保、情報連絡体制を確立し、応急復旧を実施する。また、混乱を防止するため水道施設の被害状況、応急復旧の状況について、積極的な広報活動を実施する。

１　施設の被害調査

上下水道管理部
上下水道事業部

災害発生後には、速やかに被害状況を調査し、適切な復旧計画を決定する。

① 水道施設被害状況等調査票
② 応急復旧活動対応表

２　調査結果の整理

上下水道事業部

被害調査で確認された被害箇所または故障箇所は、復旧作業を容易にするため、局内対策会議において上水道管網図で示す。

調査結果は、上下水道事業部長に報告し、上下水道事業部長は、その集計結果を次の表により速やかに本部長に報告する。

① 水道施設被害状況等集計表
② 管路修理集約表

３　復旧作業

上下水道事業部

復旧作業は、原則として取水、導水、浄配水場施設、配水幹線、配水支管及び給水装置の順に行うが、災害の状況、各施設の被害の程度、復旧の難易、復旧作業の能力などを勘案し、被害箇所の復旧順位を決定し、作業を行う。

管路の復旧工事は、早期通水を最優先とし、管の破損、継手の離脱など管路の切断状態を勘案し、被害箇所の復旧順位を決定し作業を行う。

復旧工事完了までの経過及び復旧状況を、随時上下水道事業部長に報告する。

また、報告を受けた上下水道事業部長は、速やかに本部長に報告する。

上下水道管理部

４　災害時の広報

災害発生後は、県災害対策本部と一体となって、混乱を防ぐために水道施設の被害状況、復旧の見通し及び給水拠点などに関する広報活動を行う。

（１）広報内容

・断水区域・通水区域
・復旧状況
・情報提供の呼びかけ
・その他必要な事項

（２）広報活動

広報手段は、災害時の広報計画に記載された方法のほか、拠点給水所、指定給水所及びその周辺において広報活動を行う。

涉外部
上下水道管理部

５　協力体制の確立

災害時における応急対策、応急復旧に要する人員及び資機材について、関係業者等とあらかじめ協定等を締結し、協力の申入れをする。

・前橋市、宇都宮市及び水戸市
・日本水道協会埼玉県支部
・川口市建設協会
・川口市管工事業協同組合
・川口石油販売事業協同組合
・第一環境（株）
・（株）アクティオ
・（株）ウォーターエージェンシー
・川口市上下水道局災害時支援協力員

第２　下水道施設

下水道施設の被害に対し、汚水、雨水の疎通に支障のないよう応急措置を講じ、排水の万全を期する。

上下水道事業部

１　災害時の活動体制

災害対策本部の非常配備体制に基づき、職員を配置し、直ちに次の措置をとる。

①　指示、命令、情報連絡など通信網の確保を図る。
②　可搬式排水ポンプ及び土工機材、作業用具は、所要量を確保し整備しておく。

上下水道事業部

２　応急復旧対策

下水道管渠の被害に対しては、汚水、雨水の処理に支障のないように迅速に応急措置を講じるとともに、本復旧の方針を策定する。

下水道管渠の支線の被害は直ちに本復旧を行い、幹線の被害及びポンプ場などの被害は、箇所ごとの被害程度に応じて応急復旧または本復旧を行う。

上下水道管理部

３　災害時の広報

関係機関と連絡を密にして、下水道施設の被害状況、復旧の状況などを、住民に広報する。

４　協力体制の確立

災害時における応急対策、応急復旧に要する人員及び資機材について、関係業者等とあらかじめ協定等を締結し、協力の申入れをする。

・埼玉県
・日本下水道管路管理業協会

第３　電力施設

電力事業者

１　基本方針

災害による電力施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電力供給の使命を果たすとともに公衆の電気災害の防止を徹底する。

２　電力供給の維持

①　電力は社会秩序の維持及び復旧活動に不可欠であるため、非常災害が発生した場合においても、電力供給は可能な限り継続する。

②　電力供給の継続が危険であると認められる場合は、その旨を関係箇所に連絡するとともに電力供給を停止するなどの必要な措置を講じる。ただし、緊急やむを得ない場合は、必要な措置を講じた後、速やかに連絡する。

３　要員の確保

非常災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、速やかに要員の確保に努める。

４　被害状況の把握

非常災害が発生した場合は、次に掲げる各種情報を迅速かつ的確に収集し、総合的な被害の状況把握に努める。

（１）一般被害情報等

①　気象及び地象情報
②　一般被害情報
③　停電による主な影響状況
④　地方自治体、消防機関、官公署、報道機関、顧客への対応状況
⑤　その他災害に関する情報（交通情報等）

（２）東京電力関連被害情報

①　東京電力の施設の被害状況
②　復旧資機材、応援隊、食料等の要望
③　人身災害、その他の災害発生状況

５　復旧計画

①　非常災害対策本部は、各設備等の被害状況を速やかに把握し、復旧計画を策定する。
②　各設備の復旧順位は、あらかじめ定めたものによることを原則とするが、災害の状況、

各設備の被害状況及び復旧の難易を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから実施する。

６　復旧作業者の標識

復旧作業者は所定の腕章を、また連絡車両、作業車両には、所定の標識・標章を掲示して、東京電力復旧作業であることを明示する。

７　復旧応援隊

被害が多大で当該店・所及び現業機関等の工事力では、早期復旧が困難な場合、本店本部は、他の電力会社等に対し応援要請を行う。

８　広報活動

①　非常災害が発生した場合は、広報車等により、感電事故及び電気火災等の防止に関する広報を行う。
②　広範囲にわたる停電事故が発生した場合は、報道機関等を通じ、電力施設の被害状況及び復旧予定等を迅速かつ適切に広報する。
③　非常災害が発生した場合は、川口市の関係機関と必要に応じて連携を図る。

ガス事業者

第４　ガス施設

非常災害が発生した場合、東京ガスネットワーク㈱及び大東ガス、ＬＰガス事業者は、ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に努力を傾注するとともに、災害の種類、規模に応じて非常災害組織を編成するなど防災対策の推進を図る。

1　都市ガス施設の応急対策（東京ガスネットワーク㈱）

（１）　通報・連絡

①通報・連絡の経路

社内および外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルートの多重化および情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとする。

②通報・連絡の方法

ア　通報・連絡は、災害時優先電話、社内電話、携帯電話、無線通信等を使用して行う。
イ　通信手段に支障が生じた場合、直ちに総務省に連絡し、通信手段を確保する。

（２）　災害時における情報の収集・連絡

①情報の収集・報告

災害が発生した場合は、次に掲げる各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

ア　気象情報
・気象庁の発表する、地震、大雨、洪水等に関する情報

イ　被害情報
・一般情報

一般の家屋被害および人身被害発生情報ならびに電気・水道・交通（鉄道、道路等）・通信・放送施設等の施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報
・対外対応状況（地方自治体の災害対策本部・官公庁・報道機関・お客さま等への対応状況）
・出社途上における収集情報
・その他災害に関する情報（交通状況等）

ウ ガス施設等被害の状況および復旧状況
エ ガス施設等の被害および復旧に関する情報、普及作業に必要な資機材・食料または応援隊等に関する情報
オ 社員の被災状況
カ その他災害に関する情報

（３）　災害時における広報

①広報活動

災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。

②広報の方法

広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

（４）　対策要員の確保

①対策要員の確保

ア　勤務時間外の非常事態の発生に備え、予め対策要員や連絡先を整理しておく。
イ　非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに所属する本（支）部に出動する。
ウ　勤務時間外に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた対策要員は、気象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。

②他会社等との協力

ア　協力会社等とは、災害発生後直ちに出動要請できる連携体制を確立し、必要に応じて出動を要請する。
イ　自社のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、日本ガス協会の「非常事態における応援要綱」に基づき他ガス事業者からの応援を要請する。

（５）　事業継続計画の策定・発動

①事業継続計画の策定

事故・災害等について、必要により予め事業継続計画を策定する。また、策定に当たっては、関係者の生命・身体の安全、および被害拡大の防止を前提とした上で、最低限継続しなければならない以下の業務を最優先する。

ア　ガスの製造・供給の維持、保安の確保に関する業務
イ　ガスの供給が停止した場合にはその復旧作業に関する業務
ウ　供給制限が必要となった場合の需要家対応に関する業務
エ　その他企業として事業を継続する上で最低限必要な通常業務

②事業継続計画の発動

事業継続計画の発動が必要な場合は、事務局長が本部長に具申し、発動は本部長が命ずる。

（６）　災害時における復旧用資機材の確保

①調達

各班長、各支部長は、予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のような方法により速やかに確保する。

ア　取引先・メーカー等からの調達

イ　被災していない他地域からの流用

ウ　他ガス事業者等からの融通

②復旧用資機材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機材置場および前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

（７）　非常事態発生時の安全確保

①危険予防措置

ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

（８）　災害時における応急工事

応急の復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後可能な限り迅速・適切に施設および設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止および被災者の生活確保を最優先に行う。

２　災害復旧に関する事項

（１）　復旧計画の策定

①復旧計画の策定

非常事態により被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災した地域施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。

ア　災害が発生した場合は、被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を策定する。

・復旧手順および方法
・復旧要員の確保および配置
・復旧用資機材の調達
・復旧作業の期間
・供給停止需要家等への支援
・宿泊施設の手配、食糧等の調達
・その他必要な対策

イ　重要施設の優先復旧計画

救急病院、ゴミ焼却場、老人ホーム等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧するよう計画立案する。なお、臨時供給にあたっては、関係機関（国、都県、日本ガス協会等）と連携を図る。

（２）　復旧作業の実施

①製造設備の復旧作業

被害を受けた製造設備は、復旧計画に基づき速やかに復旧する。

②供給設備の復旧作業

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により行う。

ア　高・中圧導管の復旧作業

・区間遮断
・漏えい調査
・漏えい箇所の修理

・ガス開通

イ　低圧導管の復旧作業

・閉栓作業
・復旧ブロック内巡回調査
・被災地域の復旧ブロック化
・復旧ブロック内の漏えい検査
・本支管・供給管・灯外内管の漏えい箇所の修理
・本支管混入空気除去
・灯内内管の漏えい検査および修理
・点火・燃焼試験（給排気設備の点検）
・開栓

１　都市ガス施設の緊急対策（大東ガス㈱）

（１）　災害時における通報および連絡

①通報および連絡

社内および外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルートの体制の確立に努めるものとする。

②通報および連絡の方法

社内への通報および連絡は一斉メール、緊急連絡網による連絡、外部への通報および連絡は社内電話、携帯電話、他通信等を使用して行う。

（２）　災害時における情報の収集

①情報の収集

災害が発生した場合は、次に掲げる各情報をテレビ、ラジオ、インターネット、巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

・気象庁の発表する、地震、大雨、洪水等に関する情報
・出社途上における収集情報
・交通状況等
・ガス施設等被害の状況および復旧状況
・復旧作業に必要な資機材・食料または応援隊等に関する情報
・　社員の被災状況
・その他災害に関する情報

（３）　災害時における広報

①広報活動

災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。

②広報の方法

広報については、インターネット等を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

（４）　対策要員の確保

①対策要員の確保

・非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた連絡方法および動員計画に基づき速やかに所属する本社または営業所に出動する。
・勤務時間外に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた対策要員は、気象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。

②他企業等との協力

・協力会社等と災害時に出動要請できる連絡体制を確立し、必要に応じて出動を要請する。

・自社のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、日本ガス協会の「非常事態における応援要綱」に基づき他ガス事業者からの応援を要請する。

（５）　事業継続計画の策定・発動

①事業継続計画の策定

事故・災害等について、必要により事業継続計画を策定する。また、策定に当たっては、関係者の身体の安全、および被害拡大の防止を前提とした上で、最低限継続しなければならない以下の業務を最優先する。

・ガスの供給の維持、保安の確保に関する業務
・ガスの供給が停止した場合にはその復旧作業に関する業務
・供給制限が必要となった場合の需要家対応に関する業務
・その他企業として事業を継続する上で最低限必要な通常業務

②事業継続計画の発動

事業継続計画の発動が必要な場合は、本部長が命ずる。

（６）　災害時の復旧用資機材の確保

①調達

貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のような方法により速やかに確保する。

・取引先・メーカー等からの調達
・他ガス事業者等からの融通

②復旧用資機材置場等　確保

災害復旧は、復旧用資機材置場および前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

（７）　非常事態発生時の安全確保

ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

（８）　災害時における応急工事

応急の復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後可能な限り迅速・適切に施設および設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止および被災者の生活確保を最優先に行う。

２　災害復旧に関する事項

（１）　復旧計画の策定

①復旧計画の策定

非常事態により被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災した地域施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。

ア　災害が発生した場合は、被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を策定する。

・復旧手順および方法
・復旧要員の確保および配置
・復旧用資機材の調達
・復旧作業の期間
・供給停止需要家等への支援
・応援隊への宿泊施設の手配、食糧等の調達
・その他必要な対策

イ　重要施設の優先復旧計画

救急指定病院、特別養護老人ホーム等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備または仮設整圧器の設置による臨時供給も含めて優先的に復旧するよう計画立案する。なお、臨時供給にあたっては、関係機関（国、県、日本ガス協会、埼玉県ガス協会等）と連携を図る。

（２）　復旧作業の実施

供給設備の復旧作業

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により行う。

ア　中圧導管の復旧作業

・区間遮断
・漏えい調査
・漏えい箇所の修理
・ガス開通

イ　低圧導管の復旧作業

・閉栓作業
・復旧ブロック内巡回調査
・被災地域の復旧ブロック化
・復旧ブロック内の漏えい検査
・本支管・供給管・灯外内管の漏えい箇所の修理
・本支管混入空気除去
・灯内内管の漏えい検査および修理
・点火・燃焼試験（給排気設備の点検）
・開栓

１　ＬＰガス設備の応急対策

（１）災害時の応急措置

①　供給設備の点検

災害の発生とともに、次のとおり供給設備の点検を行う。

ア　ＬＰガス容器バルブの閉止確認及び転倒容器の修復

イ　ＬＰガス容器及び供給設備の損傷点検並びに漏えい検査

②　消費設備の調査

ア　消費設備（配管、燃焼器具等）の損傷点検並びに漏えい検査

イ　末端閉止弁、器具栓の閉止

③　二次災害の防止

ア　危険箇所（倒壊家屋、焼失家屋等）からの容器の撤収

イ　放置容器等の回収

（２）応急復旧対策

①　災害対策本部の指示に基づき、有機的な連携を保ちつつ、ＬＰガスの供給、消費設備の応急復旧にあたる。

②　ＬＰガス消費設備の安全総点検の実施及び早期安全供給の実施。

③　その他、現場の状況により適切な措置を行う。

通信事業者

第５　電気通信設備

災害などにより電気通信設備に被害の発生のおそれがあるとき、または発生した場合において、東日本電信電話（株）埼玉事業部が実施する応急対策は次のとおりである。

１　災害時の活動体制

（１）災害対策本部の設置

災害が発生するおそれのある場合、または発生した場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、東日本電信電話(株)埼玉事業部に災害対策本部を設置する。

（２）情報連絡

災害が発生するおそれのある場合、または発生した場合、市対策本部、その他各関係機関と密接な連絡を取るとともに、気象情報、報道機関などの情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。

２　応急措置

電気通信設備に被害が発生した場合は次の各号の応急措置を実施する。

（１）重要通信の確保

行政や災害救助活動などを担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置などそ通確保の処置を講じる。

（２）特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合などには、避難所などに罹災者が利用する特設公衆電話の自治体等による設置の支援に努める。また、特設公衆電話の年１回の通話確認試験を実施する。

（３）通信の利用制限

通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、利用制限などの措置を行う。

（４）災害伝言ダイヤル、災害用伝言板の提供

地震などの災害発生により著しく通信の輻輳（ふくそう：回線や交換機の許容量を超えた渋滞現象）が発生した場合には、安否などの情報を円滑に伝達できる災害伝言ダイヤル、災害用伝言板を速やかに提供する。

３　応急復旧対策

①　被災した電気通信設備などの応急復旧は、重要回線を第一義として速やかに実施する。
②　復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

４　災害時の広報

①　災害の発生が予想される場合または発生した場合に、通信の疎通及び利用制限の措置情報並びに被災した電気通信設備などの応急復旧状況などの広報を行い、通信の疎通がで

きないことによる社会不安の解消に努める。
② テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ）、新聞などの報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びホームページなどにより、直接当該被災地へ周知する。
③ 災害伝言ダイヤル、災害用伝言板を提供した場合、交換機よりの輻輳対応、トーキ案内（自動音声ガイダンス）、避難所などでの利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオなどで利用案内を実施する。

第６　鉄道施設

鉄道事業者

１　東日本旅客鉄道(株)大宮支社

（１）列車の運転方法

災害時における列車の運転方法はその都度決定するものとし、概ね次により実施する。
① 迂回または折返し運転
② 臨時列車の特発
③ バスまたは徒歩連絡

（２）運転中止など

地震災害の場合には、列車の運転を中止、または徐行運転による速度規制を行う。

① 震度５以上の場合
自社管内の全列車の運転を見合わせる。

② 震度４の場合
自社管内の全列車に対して速度規制を実施する。

２　埼玉高速鉄道

指令所長は地震が発生した場合は、指令所内に設置してある早期地震警報システム及び地震・気象監視システムの地震警報装置を確認し、列車の運転が危険と判断したときは、列車無線により直ちに緊急停止の処置をとる。以後、状況の把握に努め、乗務係及び現業長等の報告に基づき、安全が確認でき次第、逐次列車の運転規制を解除する。

(1) 第 3 地震警報（40 ガル以上）

地下　全列車を緊急停止させた後、注意運転
地上　全列車を緊急停止させた後、先行列車のあった駅まで 25 ㎞／ｈ以下の注意運転

(2) 第 2 地震警報（80 ガル以上）

地下　全列車を緊急停止させた後、先行列車のあった駅まで 25 ㎞／ｈ以下の注意運転
地上　全列車を緊急停止させた後、先行列車のあった駅まで 15 ㎞／ｈ以下の注意運転

(3) 第 1 地震警報（100 ガル以上）

地下・地上　全列車を緊急停止させた後、運転見合わせ
駅間に停止した列車は、最徐行による注意運転により次駅まで運転することができる

第７　その他の公共的施設の応急復旧

施設所管部

１　施設の応急復旧

（１）被害情報の収集

各公共施設の所管課は、「収集すべき情報」に基づき、所管施設の被害状況を収集し、被害状況に応じて下記の措置を講じる。

土木施設部
都市施設部

（２）応急危険度判定、被災度区分判定及び被災宅地危険度判定

市及び防災関係機関が所有または使用している建築物について、危険性を確認し、二次災害の防止と建築物の地震後での使用可能性について判断を行う。

危険度判定は市庁舎、消防局、避難所、支所、公民館、医療・社会福祉施設などを優先して行う。

土木施設部

（３）応急措置

応急危険度判定などの結果に基づき、被災建築物などに対して、適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

２　公共施設における応急対策措置

（１）不特定多数の人が利用する公共施設

①　あらかじめ定めた避難計画に基づき、施設利用者などを避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。

②　施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

（２）医療救護活動施設

①　施設ごとにあらかじめ策定した避難計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。

②　施設の責任者は通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全を期するものとする。

施設所管部

（３）社会福祉施設

①　社会福祉施設の管理者は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。

②　施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。

③　施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。

④　被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

３　その他公共的施設など

市は施設管理者に対して、「施設の応急復旧」に準じて二次災害防止のための応急措置などを行うよう指導する。

第８節　応急住宅対策

災害のため住家に被害を受けたもので、自己の資力では住宅を得ることができない者または応急修理をすることができない者について、応急仮設住宅を設置してこれを収容し、または被害家屋の応急修理を実施して、その援護の万全を期するものとする。

第１　応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の実施責任者及び設置基準などを以下に示す。

１　実施責任者

（１）計画の策定

応急仮設住宅の設置に関する計画の策定は、市長が行うものとする。

（２）応急仮設住宅の設置

災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は、知事が行うが、知事の職権を委任された場合または知事の実施を待つことができない場合は、県と協力して市長が行うものとする。

２　災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置など

物資部
救助第１部
土木施設部
都市施設部

（１）応急仮設住宅の設置

応急仮設住宅の設置は、次の基準で実施するものとする。

①　設置予定場所

仮設住宅設置場所は、市有地とするが、私有地の場合は所有者と市の間に賃貸契約を締結するものとし、その場所は飲料水が得やすく保健衛生上適当な場所とする。

②　設置予定数

全壊、全焼、流出戸数の 30%以内とし、１戸当たりの規模は 29.７㎡（９坪）を基準とする。

③　費用

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償については、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年内閣府告示第 228 号）に定める額を限度とする。

④　建物の構造及び規模など

軽量鉄骨組立方式とする。

⑤　維持管理

維持管理は原則として市が公営住宅に準じて実施する。

⑥　建物完了予定日数及び供与期間

災害発生の日から 20 日以内に着工するものとし、その供与期間は完了の日から２年以内とする。

救助第１部
都市施設部

（２）入居基準

応急仮設住宅入居者の選定にあたっては、選考委員会を設置し、以下の基準に基づき選定を行う。

・住居が全焼（壊）または流出した被災者
・居住する住宅がない被災者
・自らの資力をもって、住宅を確保することのできない被災者

３　応援要請

応急仮設住宅の建設は、建設業者との請負契約により実施する。

救助第１部
都市施設部

第２　災害救助法に基づく住宅の応急修理・障害物の除去

災害救助法に基づく住宅の修理・障害物の除去は、次の基準で実施するものとする。

１　災害救助法に基づく住宅の応急修理

（１）修理の範囲

居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行う。

（２）１戸当たりの修理費

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償については、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年内閣府告示第 228 号）に定める額を限度とする。

（３）応急修理期間

原則、災害発生の日から３か月以内に完了するものとする。

（４）修理対象者の基準

災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。

２　災害救助法に基づく住宅の障害物の除去

（１）除去の範囲

居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行う。

（２）１戸当たりの除去費

対象費用は、ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、郵送費、賃金職員等雇上費等であり、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償については、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年内閣府告示第 228 号）に定める額を限度とする。

（３）障害物の除去期間

原則、災害発生の日から１０日以内に完了するものとする。

（４）除去対象者の基準

居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状況にあり、かつ、自らの資力をもってしては、障害物を除去することができない者に対して行う。

第３　公営及び民間賃貸住宅の活用

涉外部

被災者のための一時入居施設確保のために以下の項目について、県災害対策本部県土整備部に応援要請を行う。

① 公営住宅の斡旋と受付要員の派遣
② 民間賃貸アパートの提供（仮設住宅として）
③ 企業などの社宅の提供

第４　被災建築物の応急危険度判定

都市施設部
土木施設部

市は、地震により被災した建築物の余震などによる倒壊、部材の落下などから住民の安全を確保するため、災害対策本部に応急危険度判定実施本部（以下、実施本部）を設け、被災した建築物の応急危険度判定を実施する。

１　危険度判定コーディネーターの業務

災害対策本部長は、実施本部及び危険度判定拠点に行政職員などにより構成される判定コーディネーターを配置し、判定士の振り分けや業務配分などの調整にあたらせる。

２　判定士の業務

都市施設部

（１）判定士の確保

建築物の応急危険度判定は、県により認定された判定士が行う。実施本部長は、地元判定士などに参集場所、参集時間、判定業務従事予定期間など判定士の参集に必要な事項の連絡を行う。地元判定士は、市の参集要請により参集するか、あらかじめ定められた方法により自主参集する。支援都道府県などの判定士（応援判定士）に対しては、県が設置する支援本部を通じて派遣を要請する。

（２）応急危険度判定の実施

都市施設部
土木施設部

余震による建物倒壊から引き起こされる二次災害を防ぐため、主として外観目視により建物の応急危険度判定を行う。

① 判定結果の公表

判定結果は、判定ステッカーを建築物の見やすい場所に貼付し、住民に対して明示する。なお、判定ステッカーの種類は以下のとおりである。

＜表－応急危険度判定ステッカーの種類＞

ステッカーの色	判定	判定の内容
赤色	危　険	建物への立ち入りが危険

黄色	要注意	建物への立ち入りに注意を要する
緑色	調査済	判定の結果、被災程度は小さい

涉外部

② 応援要請

応急危険度判定士を十分確保できない場合には、近隣市・区と協力体制を図り、判定を速やかに行うことのできる体制整備に努め、なお不足する場合には、県に応援要請を行う。

土木施設部

3　被災度区分判定（復旧要否の判定）

災害により被害を受けた公共施設については、復旧をできるだけ速やかに行うために、被災建築物の復旧の要否を判断する。

民間建築物については、建物所有者が任意に建築業者等との契約により、建物の耐久度、復旧工事の要否を判断するよう周知、啓発する。

都市施設部

4　住民への広報、建築物など所有者への対応

（1）住民への広報

実施本部長は、被災地の住民に対して、応急危険度判定実施の理解を得るために、立ち入りなどによる危険性について広報する。

都市施設部
土木施設部

第５　被災宅地の危険度判定

市は、災害により崩壊の危険性がある宅地に対して、被災宅地危険度判定士による危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保する。

なお、被災宅地危険度判定の実施は、応急危険度判定と同様に行うものとし、以下の判定ステッカーを用いて市民に明示する。

＜表－被災宅地危険度判定ステッカーの種類＞

ステッカーの色	判定	判定の内容
赤色	危　険	宅地への立ち入り危険
黄色	要注意	宅地への立ち入りに注意を要する
青色	調査済	判定の結果、被災程度は小さい

第９節　文教施設の防災対策

大規模な地震が災害が発生した場合、文教施設についての危機管理の実施を明確化するとともに、災害により通常の教育、保育が実施できない場合の応急措置として、文教施設における防災対策を講じる。

第１　学校の危機管理

文教第２部

災害が発生した場合、または災害が発生するおそれのある場合には、児童生徒の安全確保を最優先とした危機管理対策を行う。

また、施設・設備の被災または児童生徒等の罹災により通常の教育が実施できない場合に対処する。

１　発災時の対応

学校長は、教職員と協力して災害の状況に応じ以下の対応を行い、児童・生徒の安否確認を実施するなど、児童・生徒の安全確保に努める。また市は、小中学校長の行う対応に関して、適切な指導・支援を行う。

① 児童・生徒の避難誘導（避難場所及び避難経路の選択）
② 学校災害対策本部組織の設置と教職員による応急活動
③ 校内の安全確保（初期消火や施設等の巡視点検）
④ 情報連絡活動（安否確認、教育委員会との情報連絡など）
⑤ 被害状況の把握と報告（児童・生徒及び教職員の被害状況、学校施設・設備の被害状況の把握と教育委員会への報告）
⑥ 救護活動（避難所となる場合に備えた準備）
⑦ 搬出活動（非常持ち出し品の搬出、移動）
⑧ 小学校児童の適切な引渡活動と保護者が帰宅困難となった場合の学校における保護の実施
⑨ 校舎内の保健衛生（校舎内の清掃、消毒など）

２　文教施設・設備の応急復旧対策

土木施設部
文教第２部

災害の種類、規模などによりその対策はそれぞれ異なるが、市は、被害の程度を迅速に把握し、応急修理可能な場合は速やかに補修し、教育の実施に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

校舎の全部または大部分が被害を受け教育の実施が困難な場合は、早急に校舎の再建、仮校舎の建設の計画を立て、この具体化を図る。

３　応急教育実施施設の確保

文教第２部

市は、災害により校舎の全部または一部の使用が困難となった場合は当該学校以外の最寄りの学校、公共施設などの場所を使用して教育を実施するよう努める。

４　応急教育実施者の確保

文教第２部

教職員の被害に伴い、教育の実施が困難な場合も予想されるので、学校長は教職員の被災状況を把握し、市と連絡を取り合い、当該学校以外の教職員の臨時配置及び補完措置などにより教育実施者の確保に努める。

また、被災教職員に対しては、災害給付・貸付などの救済措置を講じる。

５　応急教育の方法

文教第２部

学校長は、市の協力のもと次の要領で応急教育を実施する。

（１）児童・生徒の被災状況調査

学校長は、児童・生徒などの被災状況を調査し、市に報告する。

また、被災した児童・生徒については教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどの措置を講じる。

（２）応急教育の実施

あらかじめ策定した応急教育計画に基づき、学校に収容できる児童・生徒などは学校に収容し、指導を行う。特に登下校の安全確保に留意し、指導内容は主として心身の健康、安全教育及び生徒指導に重点をおくようにする。

（３）当該学校以外の場所における教育

当該学校以外の場所において教育を実施する場合は、教育環境も異なり通常の教育が実施し難いことも予想されるので、この面についてはそれぞれの実情に応じた措置により授業が継続実施できるように努める。

（４）補習授業など

被害の程度により臨時休業の措置をとることも予想されるので、授業のできなかった時間について補習授業などを行いその万全を期する。

（５）その他の措置

①　児童・生徒などが被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関などへの連絡、応急の救助及び手当てを行うなどその万全を期する。
②　学校などにおいては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症などの予防の万全を期する。
③　心身の状態が不安定になる児童・生徒などが発生することも考えられるため、健康管理には十分留意する。また、ボランティア班に対し、必要に応じてカウンセリングを行うボランティアを要請する。
④　災害救助法関係及びその基準以外の教材用品の調達及び配給の方法については市教育委員会並びに学校において、あらかじめ計画を立てておくものとする。

文教第２部

６　教材・学用品などの調達及び配給の方法

（１）学用品の給与

罹災児童・生徒に対する学用品の給与は災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年 10 月 1 日号外内閣府告示第 228 号）に準じて行うものとする。

（２）災害救助法

災害救助法が適用された場合は、次により実施されるものとする。

①　実施機関

学用品の調達、配分などは市が行うものとする。ただし市において調達することが困難と認めたときは、県が調達し、市に供給するものとする。

なお、教科書については、県に対し必要数量を報告し、県が教科書供給所から一括調達する。

②　給与基準

・学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流出、半焼、半壊及び床上浸水などにより就学上欠くことができない学用品を喪失、またはき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部生徒の児童・生徒を含む）に対して行う。

・学用品の給与は、被害の実情に応じ次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。
○　教科書
○　文房具
○　通学用品

③　給与方法

市は、応急教育の実施に伴い、市内及び近隣の教科書供給所に教科書の在庫の確認を行い、必要数を確保する。

また、教材学用品については市内及び近隣店舗の市登録関係業者に対して在庫の確認を行い、必要数を確保する。

確保した学用品は、市が必要数に応じて市内の小中学校に配送し、児童・生徒に無償給与する。

④　費用

学用品の給与のため支出する費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年 10 月 1 日号外内閣府告示第 228 号）」に定める額を限度とする。

⑤　供与期間

学用品の給与を実施する期間は、災害発生の日から教科書について 1 か月以内とする。また文房具及び通学用品について 15 日以内とする。

7　授業料の減免・奨学金貸与の措置

文教第２部

被災により授業料の減免が必要と認められる者については、関係条例及び規則の定めるところにより授業料減免の措置を講じる。

被災により修学に著しく困難を生じ奨学金の貸与が必要と認められる者については、貸付けについて特別の措置を講じる。

8　給食の措置

文教第２部

①　ライフライン施設の被害により、給食が行えない場合は、ライフライン事業者に早期復旧を要請する。

②　学校給食施設・設備が被災した場合は、その程度により異なるが速やかに応急修理を行い給食実施に努める。

③　衛生管理に十分注意し、給食に起因する感染症、食中毒の発生のないよう努める。

第２　応急保育

災害時における園児の生命及び身体の安全並びに保育の確保を図るため、市内保育所（私立保育園を含む）における災害予防、応急対策などについて万全を期する必要がある。このため、救助部及び保育所は、応急保育に関する計画を確立しておくものとする。

1　災害時の体制

救助第２部

①　保育所長は、状況に応じて適切な緊急避難の措置を講じること。

②　保育所長は、災害の規模、園児、職員及び施設、設備などの被害状況を把握するとともに、救助部と連絡し、職員を指揮し災害対策を実施して保育所の管理など万全な措置を講じる。

③　保育所長は、準備した応急保育計画に基づき、臨時の編成を行うなど、災害の状況と合致するよう速やかに調整する。

救助第２部

２　応急保育の体制

①　保育所長は、職員を掌握して保育所の整理を行い、園児の罹災状況を調査し社会福祉施設班と連絡し、復旧に努める。

②　市は、情報及び指令の伝達について万全の措置を講じるものとし、保育所長は、その指示事項の徹底を図る。

③　応急保育計画に基づき、受入れ可能な園児は、保育所において保育する。また、罹災により通園できない園児については、地域ごとの実情を把握し、市に報告する。

④　避難所などに保育所を提供したため、長期間保育所として使用ができないときは、市と協議して早急に保育が再開できるよう措置する。

⑤　保育所長は、災害の推移を把握し、市と緊密な連絡のうえ、平常保育に戻るように努め、その時期を早急に保護者に連絡する。

救助第２部

３　保護者のいない幼児・児童の保護体制

①　市は、避難場所及び避難所の従事者と連絡をとり保護者のいない幼児・児童の実情を把握する。

②　市は、保護者のいない幼児・児童を避難所及び前記の保育所で保護するとともに、県に報告し、児童相談所への移送等を協議する。

第３　文化財の保護対策

文化財は、貴重な文化遺産であり、後世に伝えるため、地震災害から守る各種の施策を講じる必要がある。

市は、所有者・管理者と協力し、災害による文化財への被害を防ぐため、保護対策を講じ応急時に対応するものとする。

文教第１部

１　文化財保護

文化財は、地域の文化遺産であることから、所有者及び管理者は、市と協力し、次のような応急措置を講じる。

①　文化財が被災し、またはそのおそれがある場合は、所有者・管理者は、直ちに教育委員会及び消防署に通報するとともに、被災の防止または被害の軽減に努めなければならない。

②　建造物が被災した場合、市、県、関係機関は、地域住民の協力を得ながら以下の応急措置を施し、本修理を待つこととする。

・被害の拡大を防ぐため、応急修理を施す。
・被害が大きいときは、損壊を防ぎ、履屋などを設ける。
・被害の大小にかかわらず、防護策を講じ、安全と現状保存を図る。

③　美術工芸品の保管場所が損害を受けた場合には、市または県に協力を要請し、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。

第 10 節　動物愛護

災害時には、負傷または逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が所有者とともに避難所に避難してくることが予想される。

市は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、県、獣医師会及び動物関係団体等の関係機関との協力体制を確立する。

第１　活動内容

救助第３部

１　埼玉県動物救援本部

県では、獣医師会及び動物関係団体と連携して、動物救援本部を設置することとなっている。動物救援本部の実施業務は以下のとおりである。

① 動物保護施設の設置
② 所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理
③ 負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理
④ 飼養困難動物の一時保管
⑤ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供
⑥ 動物に関する相談の実施など

２　動物の保護

救助第３部

市は、関係機関と協力し、所有者不明の動物、負傷動物等を保護し、動物管理センターへ収容する。

３　保護した動物の情報の公表

救助第３部

市は、保護した動物の情報を公表し、所有者の捜索に努める。

４　避難所における動物の適正飼育の指導

避難所担当職員

市は、所有者とともに避難した動物の適正飼育の指導を行うなど、動物の健康及び安全の保持並びに避難所の環境衛生の維持に努める。

５　関係機関への協力要請

救助第３部

市は、動物管理センターや避難所に動物を収容しきれない場合は、関係機関に対して動物の一時保護等の要請をする。

６　情報の収集等

救助第３部

市は、関係機関と協力して、次の情報収集等に努める。

① 各地域の被害及び避難所での動物飼育状況等
② 必要資機材、獣医師の派遣要請
③ 他自治体への連絡調整及び応援要請

７　その他

救助第３部

動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物が逸走した場合は、関係機関の協力を得て保護等をする。

第２部
東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画

第１節　総　則

第１　計画策定の主旨

昭和 53 年に大規模地震対策特別措置法が制定された。この法律は、大規模な地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下、「強化地域」という。）として指定するとともに、強化地域に係る地震観測体制の強化、防災関係機関や事業所などにおける地震防災体制の整備などにより地震予知を前提としての被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

同法に基づく強化地域は、１都７県（東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県（全域）、愛知県、三重県）の 157 市町村が指定されている。

本市は、東海地震が発生した場合には、震度５弱から５強程度の予想であり、甚大な被害発生の可能性は低いため、強化地域に含まれていないが、周辺地域として、警戒宣言の発令に伴う社会的な混乱の発生も懸念されるところである。

このため、東海地震の発生に備え、社会的な混乱の防止と地震被害の軽減を図るため「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画」を策定する。

＜図－東海地震に係る地震防災対策強化地域＞

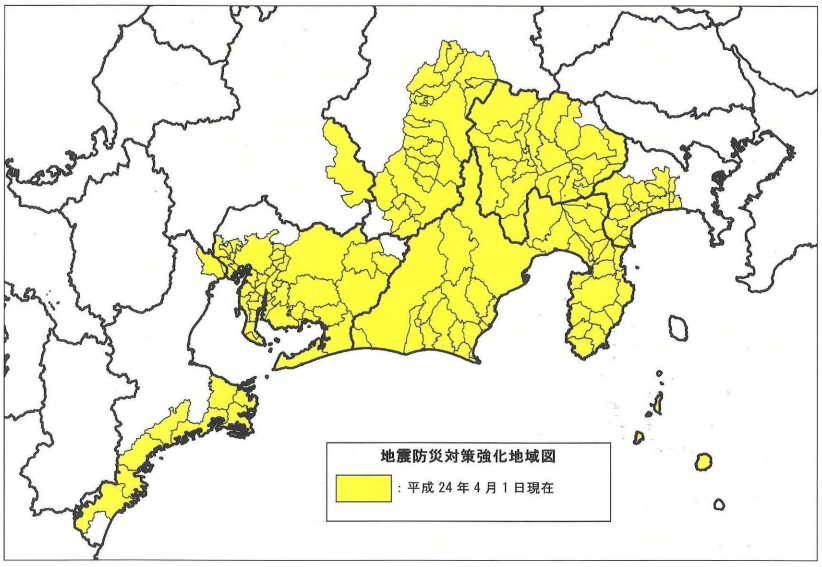

第２　基本的な考え方

対応にあたっての基本的な考え方は、次のとおりである。

① 警戒宣言発令中においても都市機能は、極力平常どおり確保する。

② 警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、市民の生命、身体、財産の安全を確保するため、東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずる。

③ 原則として、警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間にとるべき対応措置を定めるものとする。なお東海地震注意情報が発表されてから警戒宣言の発令までの間においても、社会的混乱防止のため、必要な措置を講ずる。

④ 東海地震に対する予防対策は、「共通編　災害予防計画」により対応する。また、発災後の対策は、「本編　第１部　震災対策」により対応する。

⑤　本市域は、地震防災対策強化地域でないことから大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の策定及び実施に関しては、行政指導及び協力要請により対応する。

第３　前提条件

１　警戒宣言の発令時刻

計画の策定に当たって、警戒宣言が発令される時刻は、原則として最も社会的混乱が予想される社会経済活動が盛んな平日の昼間（概ね午前 10 時～午後 2 時）を想定する。

ただし、各機関の対策遂行上、特に考慮すべき時間帯がある場合は、個別に対応策を考慮するものとする。

２　予想震度

埼玉県地域防災計画では埼玉県の予想震度を震度 5 弱～5 強程度としているため、本計画においてもそれに準じる。

第４　情報の種別

東海地震に関する情報の種別は、以下のとおりである。

＜表－東海地震に関する情報＞

情報名		発表基準
東海地震予知情報 ［カラーレベル赤］		東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合
東海地震注意情報 ［カラーレベル黄］		観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合
東海地震に関連する調査情報 ［カラーレベル青］	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因について調査を行った場合
	定例	毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合

第２節　事前の措置

第１　防災体制の整備促進

全部局

地震災害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるために、平常時から防災体制の整備促進を図る。特に、行政機関と市民が一体となって総合的な防災体制を確立していくため、自主防災組織の育成も図っていく。

第２　事業所などに対する指導及び協力要請

統括部
消防部

警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の防止及び災害要因の事前抑制などについては、関係事業所などの果たす役割が非常に大きくその協力は不可欠である。警戒宣言発令時には、以下の事項について、指導及び協力要請する。

① 火気器具類の使用制限及び整理整頓の確認など出火防止措置
② 自衛消防組織の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配備
③ 防火上必要な施設、消防用設備などの点検整備
④ 防火、防災教育訓練
⑤ 顧客、従業員などの安全確保措置
⑥ 不特定多数の者を収容する施設の営業の自粛及び近距離通勤者の徒歩帰宅
⑦ 出火する危険のある物品の安全措置
⑧ 地震情報など、各種情報の収集及び伝達
⑨ その他必要な事項

統括部
秘書広報部
消防部

第３　住民に対する広報

警戒宣言発令時において予想される社会的混乱を未然に防止し、また地震が発生した場合においても被害を最小限にとどめるために、積極的な広報活動を展開し、地震対策に関する正しい知識の普及浸透に努め、以下の事項について広報活動を実施する。

１　東海地震に関する一般的知識
① 大規模地震対策特別措置法の概要、運用状況など
② 警戒宣言、東海地震注意情報などの用語の意味、警戒宣言の予想例文及びその意味など
③ 警戒宣言を伝える防災信号（サイレン・警鐘）について
④ 予想される地震が発生した場合の影響など
２　警戒宣言時にとられる対策について（強化地域内での制限など）
３　住民、事業所などが具体的にとるべき行動指針
４　その他必要な事項

統括部

第４　職員に対する防災教育

地震防災応急対策業務を迅速かつ的確に遂行できるよう、関係職員に対し必要な事前の防災教育を実施する。

全部

第５　地震防災訓練

例年実施する総合訓練に積極的に参加し、警戒宣言の伝達をはじめとする防災体制の迅速かつ的確な確立に向けた訓練を実施する。訓練には、できる限り住民、事業所などの参加を得るよう努める。

また、関係機関との連携をより密にするため、効果的に独自の防災訓練を実施する。

第３節　埼玉県及び防災関係機関の活動体制

第１　埼玉県の活動体制

＜表－埼玉県の対応措置＞

東海地震注意情報の発表	警戒宣言の発令
① 災害対策本部の設置準備に入る。 ② 配備体制は、緊急体制とする。 ③ 東海地震注意情報発表時の所掌事務 災害対策本部が設置されるまでの間、危機管理防災部災害対策課が関係機関の協力を得ながら、次の事項を行う。 ア　東海地震注意情報などその他防災上必要な情報の収集伝達 イ　市町村及び防災関係機関などとの連絡調整 ウ　社会的混乱防止のため必要な措置	① 東海地震の警戒宣言が発令され、災害発生のおそれがある場合は、災害対策本部を設置する。 ② 配備体制は、非常体制とする。 ③ 災害対策本部及び支部は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の防災関係機関と緊密な連携を保ち、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止と地震災害の発生防止並びに軽減を図るための措置を実施するとともに、地震災害が発生した場合、速やかに県地域防災計画（震災編）に沿って応急対策ができるように準備するものとする。

第２　防災関係機関の活動体制

＜表－防災関係機関の対応措置＞

<table>
<tr><th>機関名</th><th>東海地震注意情報の発表</th><th>警戒宣言の発令</th></tr>
<tr><td>東日本旅客鉄道(株)
大宮支社</td><td>① 対策本部の設置及び非常参集
② 貨物列車や夜行寝台列車等の長距離列車は、強化地域内への入り込みを禁止する。
③ 強化地域内を走行中の貨物列車は原則として抑止するが、状況によって強化地域外への進出が可能であれば運転を継続する。</td><td>① 対策本部の設置及び非常参集
② 強化地域内への入り込みを規制する。
③ 強化地域内を運転中の列車は、最寄の駅に抑止する。</td></tr>
<tr><td>埼玉高速鉄道(株)</td><td rowspan="5">気象庁から東海地震注意情報が発令された場合、非常体制を発令する。</td><td>事故・災害等対策本部を設置するとともに、旅客の混乱防止及びその他必要な措置を講ずる。</td></tr>
<tr><td>東日本電信電話(株)
埼玉事業部</td><td>情報連絡室を埼玉事業部に設置する。</td></tr>
<tr><td>東京電力パワーグリッド(株)川口支社</td><td>本（支）部の設置
各支社など現業機関は、速やかに本（支）部を設置する。</td></tr>
<tr><td>東京ガスネットワーク(株)
埼玉支社</td><td>臨時体制をとる。</td></tr>
<tr><td>首都高速道路(株)</td><td>警戒宣言が発令されたときは、非常態勢をとり、速やかな役職員の参集、災害対策本部の設置をはじめ、緊急点検体制の確認、災害応急復旧用資機材などの確保などの必要な措置を講じ、災害発生に備える。</td></tr>
</table>

第４節　東海地震注意情報の発表から警戒宣言発令までの措置

統括部

第１　東海地震注意情報の伝達

県からの東海地震注意情報は、下記系統によって伝達される。市は、受領後速やかに、あらかじめ定められた伝達系統及び手段により、関係機関に伝達を行う。

＜図－東海地震注意情報伝達系統＞

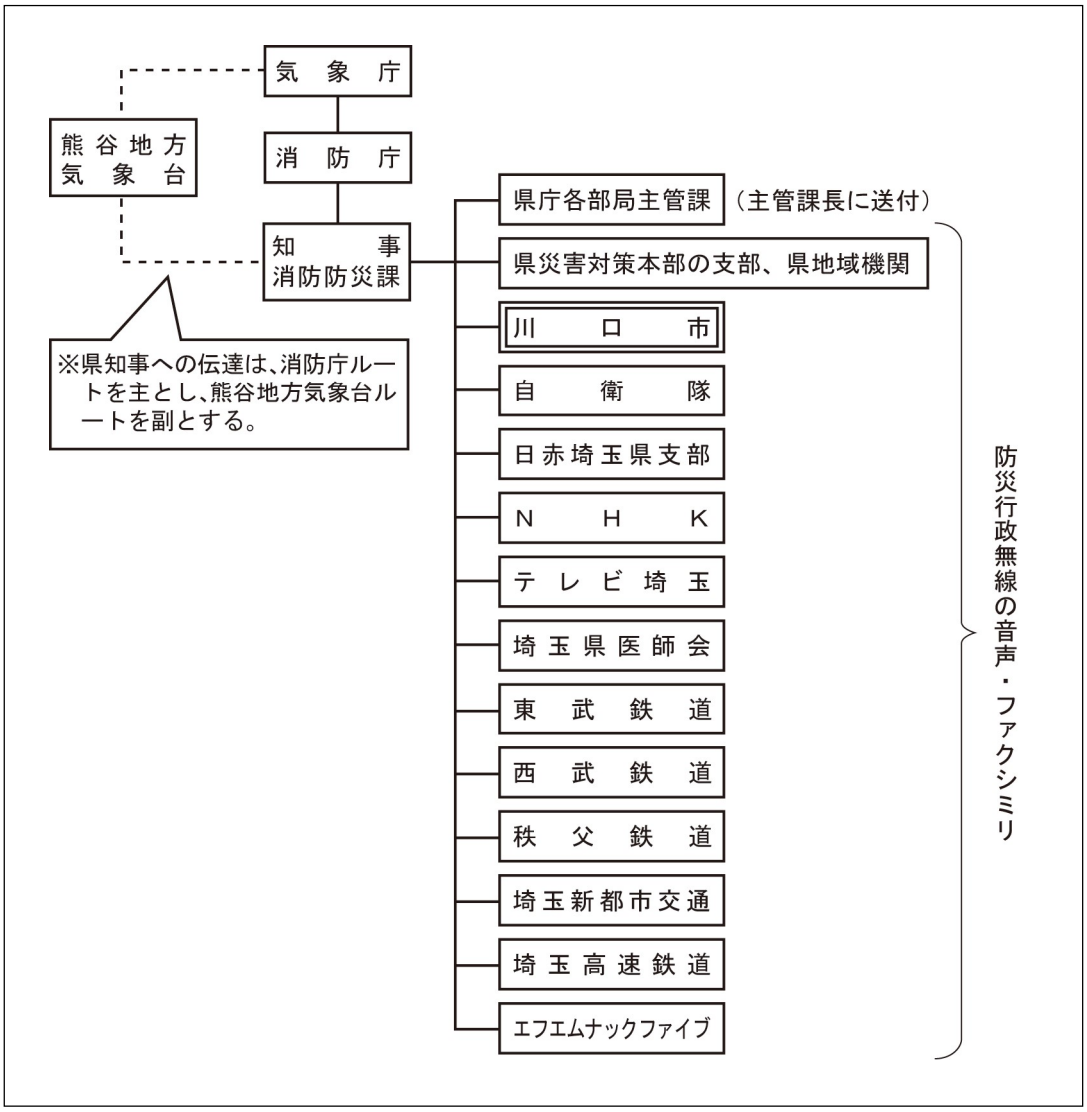

統括部

第２　災害対策本部の設置準備

市は、非常体制第１配備の基準により緊急連絡を図るとともに、災害対策本部設置準備を行う。

１　災害対策本部の設置準備

市は、県からの東海地震注意情報の通報を受けたときは、職員及び関係機関に対する緊急連絡を行うとともに、災害対策本部設置準備に入る（県に準じた防災体制をとる）。

２　職員の参集　　各部局

職員の参集基準は、市災害対策本部要綱第 12 条に定める非常体制第１配備とする。

３　情報の収集　　統括部

災害対策本部が設置されるまでの間、危機管理部が防災関係機関の協力を得ながら、次の事項について所掌する。

① 東海地震注意情報、その他防災上必要な情報の収集伝達
② 社会的混乱防止のため必要な措置
③ 防災関係機関との連絡調整

第３　東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの広報　　統括部 秘書広報部 消防部

東海地震注意情報発表から警戒宣言が発せられるまでの間においては、テレビ、ラジオの臨時ニュースなどの形で次の内容の速報が流される。

① 東海地震注意情報の発表及びその内容解説
② 防災知識の紹介
③ 電気、ガスによる火災予防についての通知
④ 冷静に対応するように、今後の情報に注意するように呼びかける。

市は、上記の内容が住民に報道される中で、冷静な応対を呼びかける広報を行う。また、情報の確認を求める問い合わせには、その段階での確かな情報、その正しい理解を得られるよう回答をする。

混乱発生が予想される現場では、必要な広報及び措置を行うとともに、関係機関（県災害対策課、警察など）へ緊急連絡を行う。

第４　混乱防止の措置　　統括部 秘書広報部 消防部

東海地震注意情報発表に伴う社会的混乱を防止するため、広報を行うほか関係機関と連絡調整しながら混乱防止の措置をとる。

第５節　警戒宣言発令に伴う措置

県から警戒宣言の発令及び東海地震予知情報の伝達を受けたときは、直ちに全職員や市民、事業所等に緊急連絡するとともに、非常体制第２配備とし、社会的混乱の防止、地震の発生に備えた被害の未然防止及び軽減を図るための措置をとる。

第１　活動体制　　統括部

① 市は、直ちに市災害対策本部を設置する。
② 職員の配備体制は、非常体制第２配備とする。
③ 災害対策本部の所掌事務は以下のとおりとする。

・警戒宣言、東海地震予知情報など各種情報の収集伝達
・各防災関係機関の業務に係る連絡調整
・社会的混乱の防止に係る施策の決定、実施
・関係機関などへの情報提供
・その他必要な事項

第２　警戒宣言、その他発令情報の伝達

１　関係機関への伝達

警戒宣言及び東海地震予知情報を受けたときは、直ちにその旨を以下の経路で伝達する。また、関係機関、市民等に対しては、以下の要領で情報を伝達する。

＜図－警戒宣言及び東海地震予知情報の伝達系統＞

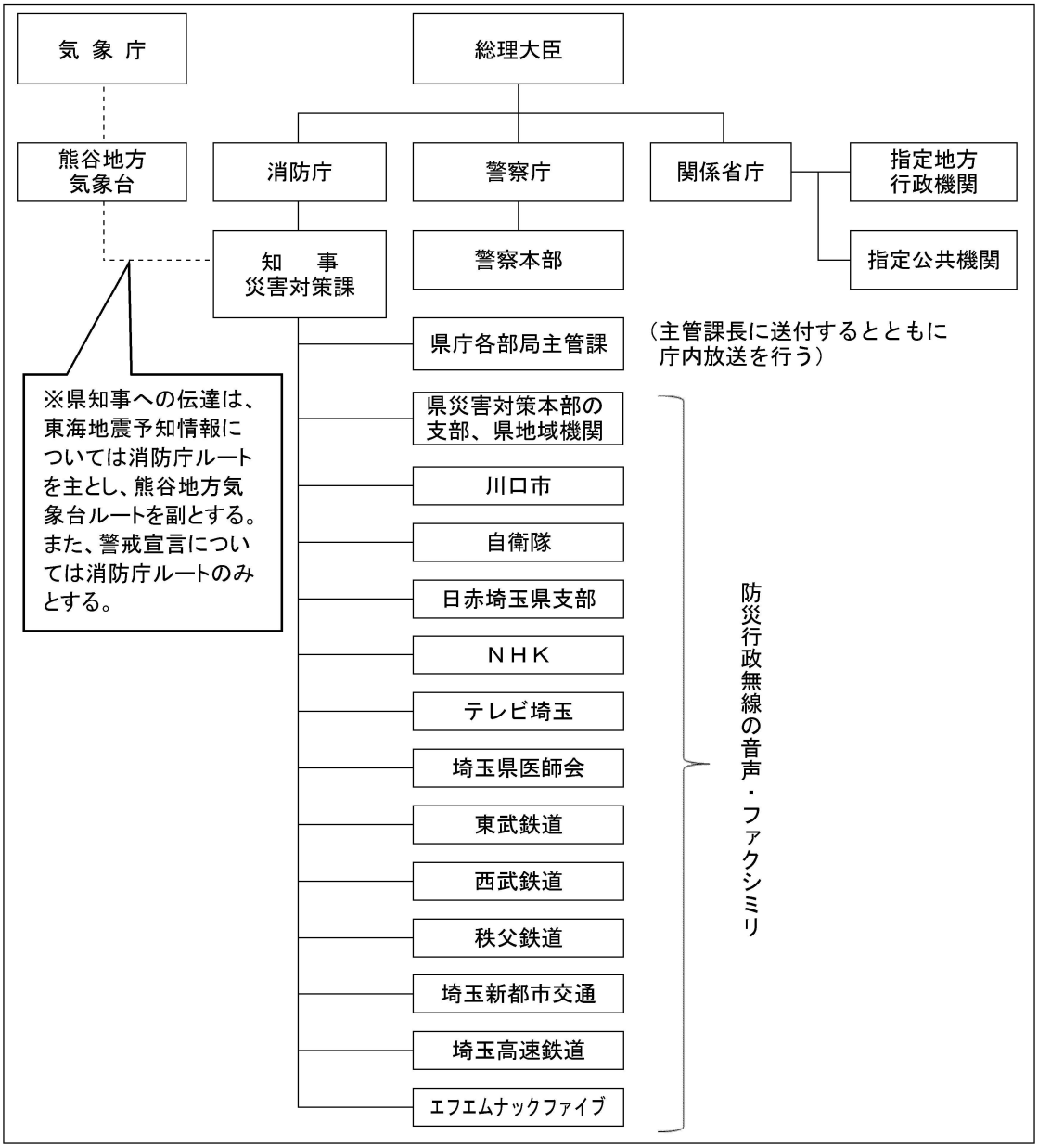

２　市民等へ伝達

各部局

（１）重要施設への伝達

県から警戒宣言及び東海地震予知情報などを受けたときは、防災対策上（病院、社会福祉施設などの避難対策を含む）重要な機関などに対して、直ちにその旨と必要な事項を伝達する。

統括部
秘書広報部

（２）市民への伝達

市民に対しては、防災行政無線を使用して、地震防災信号（サイレン呼鳴と警鐘）により警戒宣言が発せられたことを伝達する。あわせて、広報車による広報を実施する。

＜図－地震防災信号（大規模地震対策特別措置法施行規則）＞

サイレン	吹鳴（約45秒）　吹鳴（約45秒） 休止（約15秒）

警　鐘	（５点）　（５点） ●●●●●　休　●●●●●

第３　警戒宣言時の広報

統括部
消防部

警戒宣言が発せられ、駅周辺や道路などの混乱発生が予想される場所においては、積極的に広報活動を実施する。必要により、関係機関に緊急連絡を行い、協力して混乱防止措置をとる。

なお、特に重要な広報文はあらかじめ定めておくものとするが、広報の項目は次のとおりである。

１　住民及び事業所のとるべき防災措置

① 情報を確かめる（ラジオ・テレビの情報、市の情報）
② 火の始末（火を消す、ガスの元栓を閉めるなど）
③ 児童、園児などの引き取り
④ 家庭での防災（棚のものをおろす、出入口を確保するなど）
⑤ 水と消火の準備（消火器の用意、飲料水の確保など）
⑥ 身軽な服装（活動しやすい服装、頭を保護するもの）
⑦ 非常持出品の確認
⑧ 避難

・危険のある地域や家の住民は避難（徒歩で）
・それ以外の住民は避難の準備（避難路、避難場所の確認、出入口を作っておく、家族への伝言措置）

２　混乱防止のための広報

① 駅などの混乱防止のための広報（駅との協力）
② 道路交通の混乱防止のための広報（警察との協力）
③ 電話利用の自粛要請のための広報（東日本電信電話(株)との協力）
④ 買い出しなどの混乱防止のための広報（商工関係団体との協力）
⑤ 金融機関の混乱防止のための広報（金融機関との協力）

第４　消防対策

消防部

警戒宣言が発せられた場合、消防部は次の事項を基本とした対応措置を講ずる。

① 消防職員、団員の招集に関すること
② 震災警戒態勢に関すること
③ 消防水利の点検、確保に関すること
④ 広報体制の確立に関すること

⑤　事業所に対する指導査察活動（事前に作成する、事業所の防災計画の中で定めるものとする）に関すること

涉外部

第５　警備・交通対策

１　警備・交通対策

（１）警備対策

警戒宣言発令及び予知情報発表に伴い発生が予想される各種混乱を未然に防止するため、県を通じて、県警察本部へ警備体制の確立を要請する。

なお、警察における警戒宣言発令及び予知情報発表に伴う災害警備の任務は、次のとおりである。

①　東海地震に関する情報などの伝達
②　各種情報の収集及び伝達
③　警戒宣言発令及び予知情報発表における住民、運転者などに対する広報
④　駅や大規模施設など人の集まる場所における混乱の防止
⑤　各種犯罪の予防検挙
⑥　交通規制及び緊急交通路の確保
⑦　危険物に対する保安措置
⑧　関係防災機関との相互協力
⑨　その他必要な警察活動

（２）交通対策

警戒宣言発令時における道路交通の混乱を防止し、避難及び緊急輸送の円滑な実施を図るとともに、地震が発生した場合における交通対策の迅速かつ的確な実施を目的として、県を通じて、県警察本部へ交通規制を要請する。

なお、警察における警戒宣言発令及び予知情報発表に伴う交通規制の任務は、次のとおりである。

①　交通整理及び誘導
②　交通情報の収集及び報告
③　運転者に対する交通情報の提供
④　所要の交通規制の実施
⑤　運転者のとるべき措置の指導

鉄道事業者

第６　公共輸送対策

１　東日本旅客鉄道(株)大宮支社

（１）旅客対策

駅長は、駅舎及び列車内などにおける混雑、混乱を避け、旅客の安全確保及び秩序維持を図るため、次の対策を講ずる。

①　適切な放送を行い、旅客の鎮静化に努める。
②　階段止め、改札止めなどの入場制限を実施するとともに、迂回誘導、一方通行を早めに行い混乱防止に努める。
③　駅構内が混雑し危険が予想される場合は、各種売店、食堂などの閉鎖を指示する。
④　駅構内旅客の混乱及び踏切道の渋滞、線路内歩行などにより危険となった場合は、列車の運転を停止する。

⑤　乗車券類の発売については、強化地域内着、通過となる列車の乗車券の発売を停止する。

（２）警備対策

主要駅における帰宅旅客集中による混乱が予想される場合は、客扱い要員及び警備の増強を図るため、次の対策を講ずる。

①　大宮支社社員を派遣する。
②　状況に応じて警察官の応援を要請する。

２　埼玉高速鉄道(株)

防災関係諸機関、報道機関、並びに相互直通運転各社との協力のもとに、地域の実情に応じ、可能な限り運転を行う。ただし、駅などで混乱が発生し、人命に危険をおよぼす恐れがある場合は、やむを得ず列車の運転を中止する場合がある。

（１）運行措置方針

警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の間引運転を行うので、輸送力は平常ダイヤより減少する。

（２）乗客集中防止対策

警戒宣言が発せられた場合、旅客が集中し大混乱が発生することが予想されるので旅客の集中を防止するため、次の措置をとる。

①　報道機関を通じ、列車の運行状況等の広報を行う。
②　駅において、放送、掲示などにより協力を要請する。

（３）旅客の安全を図るための措置

①　状況により警察官の派遣を要請する。
②　状況により、階段止め、改札止めなど入場制限を行うとともに旅客の誘導、一方通行などの措置を早めに行う。
③　適切な駅構内放送などにより、旅客の鎮静化に努める。

第７　ライフライン対策

１　上水道対策

上下水道管理部
上下水道事業部

上下水道管理部・上下水道事業部は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。

（１）基本方針

警戒宣言が発せられた場合、原則として平常どおりの供給を継続する。また、市民及び事業所などが緊急貯水を実施することによって、発災に備え、緊急給水活動などが迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。

（２）要員の確保、連絡協力体制

警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設設備の保全、応急給水、施設復旧など必要な活動体制を整える。また、川口市管工事業協同組合、川口市建設協会並びに川口石油販売事業協同組合、第一環境(株)、（株）アクティオ、（株）ウォーターエージェンシー、川口市上下水道局災害時支援協力員との連絡協力体制について確認する。

（３）資機材の点検整備

発災に備え、応急対策の実施に必要な資機材、車両などの点検整備を行う。

（４）施設などの保全措置

① 警戒宣言時における施設、設備などの保全点検要領を定め、これに基づき点検確認を実施する。
② 浄配水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意する。
③ 浄配水場の配水池の水位は、できるだけ高水位を維持し、住民及び事業所などの緊急貯水に対応できるよう送配水圧の調整を行う。
④ 工事中の現場においては、適宜工事を中止し、必要な安全措置を講ずる。

（５）広報活動

警戒宣言が発せられた場合、市民などに対する緊急貯水の呼びかけを重点とし、発災後の措置などについても実施するものとする。

通信事業者

２　電話

（１）基本的な考え方

① 警戒関係機関等の重要通話を確保し、また一般市民の情報にも大きな支障をきたさないことを基本として必要な地震防災応急対策を実施する。
② 平常業務については、緊急あるいは重要度の高いものを重点に実施する。

（２）東日本電信電話(株)埼玉事業部における業務

① ダイヤル通話

ア　ダイヤル通話の確保

警戒宣言等が発令されると強化地域を中心に防災関係機関等からの情報連絡、対策指示等の通話および一般市民による家族間の連絡等の通話が集中的に発生し、輻輳（ふくそう：回線や交換機の許容量を超えた渋滞現象）することが予想される。

このような場合は、防災関係機関、報道関係機関等の災害時優先電話の通話を確保する。

イ　発信通話の制限

災害時優先電話等の通話を確保するため、一般の通話を制限する。

ウ　対地別の通話の制限

強化地域および周辺地域に対し、輻輳状況により通話を制限する。

② トーキー案内

警戒宣言発令時および災害発生時に伴う輻輳により、接続不能となった場合、トーキー案内（自動音声応答サービス）を行う。

〈用語例〉

ア　大規模地震に係る警戒宣言等発令時又は発災後輻輳直後

「こちらはＮＴＴです。ただいま電話は、大変混み合ってかかりにくくなっています。ご迷惑をおかけしておりますが、平常に戻るまでには相当時間がかかる見込みです。ご了承下さい。」

イ　災害伝言ダイヤルサービス提供時

「こちらはＮＴＴです。ただいまおかけになった方面の電話は大変混み合ってかかりにくくなっています。安否などの連絡用に災害伝言ダイヤルサービス提供開始いたしました。ご利用の場合は″171″をダイヤルして下さい。」

③ 電報

強化地域内に向けて発信する電報は、遅延承知のものに限り受け付ける。

④ サービスオーダー工事

可能な限り行う。

⑤ ″113″試験台業務

可能な限り業務を取扱う。

⑥ 工事の中断等

警戒宣言発令により工事の責任者の判断に基づき工事中断の措置を行う場合には、必要な保安措置及び安全措置を行う。

３　電力

電力事業者

（１）東海地震注意情報が発せられた場合の予防措置

① 電力設備の特別巡視・特別点検の実施

防火設備、非常用電源設備等を重点に、「特別巡視・特別点検」を実施する。

② 電力の緊急融通体制の確認

各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」および隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力受給契約」に基づき、非常災害発生後の電力の緊急融通体制について確認し、大規模地震の発生に備える。

③ 警戒宣言に備えた諸準備の実施

工事現場の応急安全措置および営業窓口での対応業務の中止などに備えた諸準備を進める。

④ 広報活動

ラジオ（コミュニティＦＭ）、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の電気の安全措置等について、広報を行う。

⑤　訪問者・見学者に対する事前対応

電力施設等への訪問者・見学者に対しては、東海地震注意情報が発せられた旨を知らせる。また、新たな訪問者・見学者の入館を中止するとともに、原則として、訪問中・見学中の方についても対応等を中断し、早めの帰宅等を促す。

（２）警戒宣言が発せられた場合の予防措置

①　工事現場の応急安全措置の実施

ア　想定される地震規模を踏まえて、災害の予防や人身安全の確保を最優先に、原則として工事（点検作業含む）を中止し、ただちに「応急安全措置」を実施する。

イ　工事状況に応じ、安全サイドの対応を行うことを基本に、可能な限り工事は自粛する。

ウ　地震発生後は、被災のない場所での仕掛かり中の緊急性の高い工事や供給停止中の復旧工事については、周囲の状況を勘案し、可能なものは工事を再開する。

②　営業活動

電話での対応を除き事業所窓口での対応業務を中止する。

③　訪問者・見学者に対する安全措置

電力施設等への訪問者・見学者等に対し、地震予知情報の連絡、および避難場所・方法の周知など的確な安全措置を講じる。

ガス事業者

４　ガス（東京ガスネットワーク㈱）

（１）　基本方針

警戒宣言が発令された場合に対処するための非常体制として、地震災害警戒体制をとる。また東海地震注意情報が発表された場合は、臨時体制をとる。

（２）　ガス工作物等の巡視・点検および検査

警戒宣言が発せられた場合、地震防災上巡視・点検および検査が必要なガス工作物等については、あらかじめ定める巡視・点検および検査要領に従い巡視点検および検査を行う。

（３）　工事等の中断

警戒宣言が発せられた場合、工事中または作業中のガス工作物等については状況に応じ応急的保安措置を実施のうえ、工事または作業を中断する。

（４）　対策要員の確保

①対策要員の確保

ア　勤務時間外の非常事態の発生に備え、予め対策要員や連絡先を整理しておく。

イ　非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに所属する本（支）部に出動する。

ウ　勤務時間外に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた対策要員は、気象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。

②他会社等との協力

ア　協力会社等とは、災害発生後直ちに出動要請できる連携体制を確立し、必要に応じて出動を要請する。

イ　自社のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、日本ガス協会の「非常事態における応援要綱」に基づき他ガス事業者からの応援を要請する。

（５）　災害対策用資機材等の確保および整備

①災害対策用資機材等の確保

製造設備・供給設備の復旧用鋼材・配管材料・工具等必要資機材は、平常時からその確保に努めるとともに定期的に保管状況を点検整備する。また、必要資機材をリスト化するとともに、調達体制を整備する。

②車両の確保

非常事態における迅速な出動および資機材の輸送手段の確保を図るため、拠点においては、工作車・緊急車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。また、掘削車・採水車等の特殊な作業車および工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備する。

③代替熱源

ガス供給停止時における代替熱源の供給のために、移動式ガス発生設備の確保に努めるとともに、カセットコンロ類、ＬＰＧ等の調達ルートを把握しておく。

④生活必需品の確保

非常事態に備え、食糧・飲料水・寝具・医薬品・仮設トイレ等の生活必需品の確保に努めるとともに、定期的に保管状況を点検整備する。

⑤前進基地の確保

非常事態に備え前進基地用地、宿泊施設等の候補をあらかじめ調査しておく。

（６）　避難等の要請

警戒宣言が発せられた場合、本社および事業所等の従業員、見学者、訪問者等に対しては警戒宣言が発せられた旨を伝達し、避難、帰宅等を要請する。

（７）　安全広報

お客さまに対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震が発生したときにおける使用中のガス栓の即時閉止等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して前述の広報内容を報道するよう要請する。さらに地方自治体とも必要に応じて連携を図る。

第８　教育、病院、福祉施設対策

文教第２部

１　学校施設

公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園は、警戒宣言が発令された場合、次の措置を講じて園児・児童・生徒など（以下児童・生徒など）の安全確保について万全を期する。

（１）情報の収集伝達など

警戒宣言が発令されたときは、校長（以下園長含む）は、直ちに市と連携を図り、情報を職員に伝達する。

また、職員は児童・生徒などに対し警戒宣言が発令されたことを知らせ、適切な指示を行う。

（２）授業の中止など

警戒宣言が発令されたときは、校長などは全ての授業または学校行事を直ちに打ち切り、警戒解除宣言が発令されるまでの間、休業（園）とする。

（３）児童・生徒などの保護

校長などは、児童・生徒などの所在を確認のうえ、次の措置をとる。

①　幼稚園

警戒宣言の発令中は、保護者において保護することを原則とし、保育中の児童は、利用者名簿を確認のうえ保護者に引き渡す。警戒解除宣言が発令されるまでの間は保護者において保護するよう依頼する。なお、児童の引き取りについては事前に十分な打ち合わせをする。

②　小・中学校

小学校児童については、名簿を確認のうえ保護者に引き渡す。中学校生徒については、人員・氏名を確認のうえ、あらかじめ学校が実情に応じて定めた方法により帰宅させる。

なお、心身に障害のある児童・生徒については、緊急連絡網により、保護者に帰宅時刻及び引き取りの所定の場所を連絡し、その所定の場所で名簿により確認のうえ、直接保護者に引き渡す。

③　高等学校

名簿により児童・生徒の人員・氏名を確認のうえ、帰宅させる。なお、交通機関などの利用者については、できるだけその状況を把握し、適切な方法で帰宅させるようにする。

④　特別支援学校

ア　スクールバスで通学している児童・生徒

・緊急連絡網により、通学区域ごとに、保護者に帰宅時刻及び引き取りの所定の場所を連絡し、その所定の場所で名簿により確認のうえ、直接保護者に引き渡す。
・スクールバス運行にあたっては、その状況に応じて、学校の職員が添乗するなどして、児童、生徒を保護者に安全かつ速やかに引き渡せるよう連絡及び引き渡しの方法を工夫する。

イ　スクールバス以外で通学している児童・生徒

徒歩またはスクールバス以外の交通手段を利用し、あるいは介添により通学している児童・生徒については、校内で保護し、保護者に緊急連絡網などにより連絡し、名簿により確認のうえ、保護者に引き渡す。

ウ　寄宿舎に入舎している児童・生徒

学校から寄宿舎に帰し、寄宿舎内で保護し、緊急連絡網などにより保護者に連絡し、名簿により確認のうえ、直接保護者に引き渡す。

（４）校内防災対策

校長などは、校内防災対策として特に下記事項に留意して学校の安全に万全を期する。

①　出火防止措置

地震災害での二次災害を防止するため、職員室、給食調理室、理科室、家庭科室などの火器使用場所及び器具を点検する。

②　消火設備の点検と作動確認

消火用水、消火器などについて点検する。

③　非常持出品の確認と準備

重要な書類及び物品は、耐火書庫または耐火倉庫に収納し、施錠する。ただし、耐火書庫などに収納できない場合は、その書類などを点検し、非常災害時に搬出できるよう整理保管する。

④　化学、工業薬品の管理

火災・有害ガス発生のおそれがある薬品は、所定の保管庫に収納、施錠し、転倒防止対策がとられていることを確認する。

（５）事前の指導連絡事項

①　学校と児童・生徒等の保護者間の緊急連絡網を整備しておく。
②　警戒宣言が発令されたときは、児童・生徒等を直ちに帰宅させるか、保護者に直接引き渡すかをあらかじめ保護者に知らせておく。
③　登校前に警戒宣言が発令されたときは、登校しないようあらかじめ保護者及び児童・生徒等に知らせておく。
④　保護者が引き取りに来ない場合は、職員が送りとどける等の方策を講じる。
⑤　特別支援学校においては、通学地区が広範であり、通学方法が複雑多岐であることから学校、寄宿舎、スクールバスの相互連携及び保護者との連絡体制を整え、綿密かつ確実に組織化し、情報の伝達方法等について周知徹底を図っておくようにする。

２　病院対策

救助第３部
基幹災害拠点病院部

警戒宣言が発せられた場合の医療体制は、次の事項を基本方針とし、民間医療機関に対しては、県保健医療部が県医師会などを通じて対応を要請する。

①　外来診療は、可能な限り平常どおり行う。
②　手術及び検査は、可能な限り延期する。
③　警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。
④　入院患者の安全確保に万全を期す。
⑤　建物及び設備の安全点検を行い、薬品、危険物などの安全対策を図る。

３　社会福祉施設対策

施設管理者
救助第１部
救助第２部

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発せられた場合、社会福祉施設にあっては、正確な情報の収集にあたるとともに、防災組織及び対応策の確認、設備・機材の点検を行っていくことが必要である。

また周囲の状況から避難すべきであると判断された場合は、指定された避難所へ避難を開始する。

（１）情報活動

①　情報収集

市及び防災機関からの情報の収集にあたる。また、ラジオ、テレビ放送からの情報を収集する。

②　情報伝達

情報伝達にあたっては次の点に注意する。

ア　情報は正確かつ迅速に伝達されるよう努めるとともに、入所者が動揺しないよう定期的に伝達するなど配慮すること。
イ　地震発生に伴う避難等の内容を周知しておくこと。
ウ　保護者からの照会に対し正確な情報を提供できるよう努めること。
エ　警戒宣言発令時の措置内容について入所者及び保護者に対し徹底しておくこと。
オ　放送設備が使用不能になった場合の伝達方法を定めておくこと。

③　報告
警戒宣言に対応してとった措置について、市等に連絡する。

④　情報責任者
情報の収集、伝達、報告については、責任者を定めて市等との連絡にあたる。

（２）防災体制の確認

防災活動を実施する体制は、震災対策用に作成した計画に基づくものとし、以下の対策を実施する。

①　非常口、非常階段、避難経路、避難所を確認しておく。
②　保護者との連携を図り、入所者を家族等に引き渡す場合、いつ、どこで、どのような方法で行うか明確にする。
③　地震の発生時における職員への指示の方法や入所者の行動の仕方を明確にする。
④　非常用の器具（携帯ラジオ、懐中電灯、ロープなど）や医薬品の準備をしておく。また、食料、飲料水、生活必需品についても、必要最小限のものを災害時に持ち出せるよう配慮する。
⑤　危険物・火気設備などの安全対策を実施し、火気の使用は極力制限する。

（３）避難

地震情報及び火災、がけ崩れ等の危険性により、施設から避難所へ避難すべきであると判断される場合、また、市が避難情報を発令した場合は避難所へ避難行動を指示する。
目的地に到達した場合は人員を確認し、避難状況について市に報告する。

（４）保育所等の園児の扱い

警戒宣言の発令中は保護者において保護することを原則とする。放課後児童クラブについても同様とする。

①　保育中の園児は利用者名簿を確認のうえ保護者に引き渡す。
②　警戒解除宣言が発令されるまでの間は保護者において保護するよう依頼する。
③　引き取りのない園児は園において保護する。
④　園児の引き取りについて事前に十分な打ち合せをすること。

第９　その他の対策

１　危険地域に係る避難対策

警戒宣言発令時においては原則として避難する必要はないが、地震の発生によりがけ崩れなどの危険性が特に高い地域にあっては、市長は市民の生命、身体を保護するため、避難指示を行い必要な対応措置を講ずるものとする。

２　救援救護対策

各部局

警戒宣言発令時の救援救護対策は、「市民の生活安定に係る活動」のそれぞれの関係機関の計画に定めるところによる。

３　防疫対策

救助第３部

警戒宣言発令時の防疫対策は、「防疫・衛生・環境対策」に定めるところにより、状況に応じ適切な防疫措置を推進する。

４　その他

総務部
物資部
食料部

緊急物資、車両などの確保対策は、「緊急輸送・緊急交通対策」、「食料の確保及び供給」、「生活必需品などの供給」に定めるところによる。

また、警戒宣言が発せられた場合、市が管理、運営する社会教育施設などについては、開館を自粛する。催事が予定されているときは、主催者に協力を呼びかける。

なお、各施設においては、防災点検及び保安措置を講ずる。

第６節　住民などのとるべき措置基準

大規模な地震の発生が予知され警戒宣言などが発令されることに伴い、社会的混乱が発生することも予想される。

このため、国・県・市をはじめ防災関係機関は、一体となって社会的混乱の防止を図るものであるが、これらの機関がすべての防災対策を行うことは不可能であり、住民・自主防災組織・事業所がそれぞれの立場で防災活動を行うことが、防災体制上重要な役割を果たすものと思われる。

以下には、住民・自主防災組織・事業所が、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時にそれぞれとるべき措置基準を示す。

第１　住民のとるべき措置

１　東海地震注意情報発表から警戒宣言が発令されるまで

①　テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。
②　電話の使用を自粛する。
③　自家用車の利用を自粛する。
④　不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。
⑤　不要な預貯金の引き出しを自粛する。

２　警戒宣言が発令されてから地震発生まで

①　警戒宣言情報を入手する。
・市の防災信号（サイレン、警鐘）等に接したときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。
・県、市、警察署、消防署等防災機関の関連情報に注意する。
②　家具類の転倒、落下防止措置を確認する。
③　火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。
④　消火器、消防用水の場所を確認する。
⑤　ブロック塀、石塀、門柱を点検する。

⑥　非常飲料水、食料を確認する。
⑦　救急医療品を確認する。
⑧　生活必需品を確保する。
⑨　防災用品を確認する。
⑩　電話の使用を自粛する。
⑪　自家用車の利用を自粛する。
⑫　幼児、児童、生徒、高齢者、病弱者の安全を確認する。
⑬　エレベーターの使用を避ける。
⑭　不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。
⑮　不要な預貯金の引き出しを自粛する。

第２　町会（自治会）・自主防災組織のとるべき措置

（自主防災組織が結成されていない地域にあっては、この基準に準拠して対応措置をとるものとする。）

１　東海地震注意情報発表から警戒宣言が発令されるまで

①　テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。
②　地域住民に対して、冷静な行動をとるよう呼びかける。

２　警戒宣言が発令されてから地震発生まで

①　自主防災組織の活動体制を確立する。
②　市、消防署等防災機関から伝達された警戒宣言情報を正確かつ迅速に地域住民に対して周知する。
③　地域住民に対して住民のとるべき措置を呼びかける。（第１を参照のこと）
④　防災資機材等を確認する。
⑤　幼児、児童、生徒、高齢者、病弱者の安全対策措置を呼びかける。
⑥　食料、飲料水の確保及び調達方法を確認する。

第３　事業所のとるべき措置

１　東海地震注意情報発表から警戒宣言が発令されるまで

①　テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。
②　自衛防災体制を準備、確認する。
③　消防計画により警戒宣言時にとるべき措置を準備、確認する。
④　その他、顧客、従業員に対する安全措置等、必要に応じて防災措置をとる。

２　警戒宣言が発令されてから地震発生まで

①　自衛防災組織の活動体制を確認する。
②　情報の収集、伝達体制をとる。
③　危険防止措置を確認する。
④　出火防止措置を確認する。
⑤　防災資機材等を確認する。
⑥　食料品等生活必需物資を販売（取扱い）する事業所においては、市民生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続し、買い占め、売り惜しみを行わない。

⑦　不特定かつ多数の者が出入りする大規模店舗等においては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。
⑧　石油類、火薬類、高圧ガス等、出火、爆発等周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。
⑨　バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は原則として自粛する。
⑩　一般事業所においては、原則として平常営業するが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、駅、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して、時差退社させる。なお、近距離通勤者については、徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。
⑪　電話の使用を自粛する。
⑫　不要な預貯金の引き出しを自粛する。

川口市地域防災計画

【震災対策編】

平成 26 年 3 月発行（毎年修正）
令和 5 年 3 月最終更新
編集発行：川口市防災会議
事 務 局：川口市危機管理部危機管理課
332-8601
川口市青木２－１－１
電話　048-258-1110

※この計画は、埼玉県ふるさと創造資金の補助を受けています。

KAWAGUCHI